

大学番号26

平成21事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間に係る
業務の実績に関する報告書（資料編）

平成22年6月

国立大学法人
東京農工大学



「資料・データ一覧」

(1) 業務運営の改善及び効率化

○法人としての総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分が行われているか。(資料1関係)

確認事項	いる	いない
学長等の裁量の予算、定員・人件費を設定しているか。	○	
(添付資料)	有	無
1-1. 学長等裁量予算、定員・人件費の配分方針	○	
1-2. 学長等裁量分の額、人数、配分方法(決定体制を含む)、配分対象	○	

○外部有識者の積極的活用を行っているか。(資料2関係)

確認事項	ある・いる	ない・いない
学外委員からの法人運営に関する意見があったか。	○	
〃 について法人内で検討しているか。	○	
〃 で具体的に改善した事柄はあるか。	○	

経営協議会において、法令(国立大学法人法第20条第4項)で規定されている以下の審議事項が審議されているか。

	当該年度における変更等の有無	事前審議	報告	審議・報告なし
①中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの	無			
②中期計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの	無			
③年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの	有	○		
④経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項(学則、会計規程、役員報酬規程、職員の給与及び退職手当の支給基準など)	有	○		
⑤平成22年度予算	有	○		
⑥平成20年度決算	有		○	
⑦組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項(自己点検・評価のうち、組織及び運営の状況に関する事項など)	有	○	○	

(添付資料)	有	無
2-1. 経営協議会の議事録又は議事要旨(平成21年度における経営協議会の開催回数 5回)	○	
2-2. 上記①~⑦の各項目が、いつ開催の経営協議会で、どの審議事項として審議されたかが確認できる整理表	○	
2-3. 経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例及び公表状況が確認できる資料	○	
2-4. 経営協議会で学外委員からの意見を積極的に取り上げるための体制・取組例	○	
2-5. 経営協議会に関連する情報の公表状況が確認できる資料	○	

○監査機能の充実が図られているか。(資料3関係)

確認事項	指摘事項の有無	ある・いる	ない・いない
監事からの指摘事項で具体的に改善した事柄、または、改善に向けた取組はあるか。	有	○	
内部監査の指摘事項で具体的に改善した事柄、または、改善に向けた取組はあるか。	有	○	
(添付資料)		有	無
3-1. 実際に実施した監事監査の実施スケジュール及び国立大学法人第11条第4項に基づく監事監査の結果の内容がわかる資料(監事の指摘事項をまとめた報告書または監査の内容をまとめた議事録等)		○	
3-2. 監事の指摘事項を法人運営の改善に活用した主な取組事例、または、改善に向けた主な取組事例		○	
3-3. 実際に実施した内部監査の実施スケジュール及び内部監査報告書		○	
3-4. 内部監査の指摘事項を法人運営の改善に活用した主な取組事例、または、改善に向けた主な取組事例		○	

○男女共同参画の推進に向けた取組が行われているか。(資料4関係)

確認事項		ある・いる	ない・いない
男女共同参画の推進に向けた取組が行われているか。		○	
(添付資料)		有	無
4-1. 男女共同参画に関する具体的な取組指針や計画等の策定等、学内での男女共同参画推進に向けた取組状況が確認できる資料		○	
4-2. 男女共同参画推進のための組織の設置状況が確認できる資料		○	
4-3. 女性教職員の採用・登用の促進に向けた取組状況が確認できる資料		○	
4-4. 仕事と育児等の両立を支援し、女性教職員が活躍できる環境づくりに向けた取組状況が確認できる資料		○	

○教育研究組織の柔軟かつ機動的な編制・見直し等が行われているか。(資料5関係)

確認事項		いる	いない
教育研究組織の見直しの機会が設けられているか。(～平成21年度)		○	
教育研究組織の見直しの検討が行われているか。(～平成21年度)		○	
(添付資料)		有	無
5-1. 教育研究組織の見直しの仕組みがわかる資料		○	
5-2. 教育研究組織の活性化に向けた検討状況がわかる資料		○	

○法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組が行われているか。(資料6関係)

確認事項	該当なし	ある・いる	ない・いない
法人全体としての組織的な研究活動推進のための取組があるか。(～平成21年度)		○	
全国共同利用の附置研究所及び研究施設を設置する法人において、全国共同利用に必要な措置を行っているか。(～平成21年度)	○		

(添付資料)	有	無
6-1. 法人全体としての組織的な研究活動推進のための取組状況が確認できる資料	○	
6-2. 全国共同利用のための学内体制整備や資源配分の状況が確認できる資料		
○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。(資料12-1関係)		
確認事項	ある・いる	ない・いない
評価委員会の評価結果(課題として指摘された事項)について検討し反映したか。	○	
(添付資料)	有	無
12-1-1. 平成17・18・19・20年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成21年度の対処の有無の一覧表	○	
12-1-2. 年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料	○	

(2) 財務内容の改善

○財務内容の改善・充実が図られているか。(資料7関係)		
確認事項	いる	いない
資金の適切な運用を行い、その運用益を教育研究の充実や学生支援等に結びつけているか。	○	
財務情報の分析を行い、その分析結果を大学運営の改善に活用しているか。	○	
随意契約に係る情報公開等を通じて契約の適正化を図っているか。	○	
(添付資料)	有	無
7-1. 資金運用の取組状況及びその運用益の活用状況が確認できる資料	○	
7-2. 財務情報の分析状況が確認できる資料	○	
7-3. 財務情報の分析結果の活用状況が確認できる資料	○	
7-4. 随意契約に係る情報公開の取組等随意契約の適正化に向けた取組が確認できる資料	○	
7-5. 随意契約見直し計画の実施状況が確認できる資料	○	
○人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか。(資料8関係)		
確認事項	いる	いない
平成21年度における人件費削減にかかる取組が、年度計画を達成しているか。	○	
(添付資料)	有	無
8-1. 人件費削減計画及び削減実績	○	
○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。(資料12-2関係)		
確認事項	ある・いる	ない・いない
評価委員会の評価結果(課題として指摘された事項)について検討し反映したか。	○	
(添付資料)	有	無
12-2-1. 平成17・18・19・20年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成21年度の対処の有無の一覧表	○	
12-2-2. 年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料	○	

(3) 自己点検・評価及び情報提供

○中期計画・年度計画の進捗管理や自己点検・評価の作業の効率化が図られているか。(資料9関係)			
確認事項	ある・いる	ない・いない	
ITの有効活用等により中期計画・年度計画の進捗状況管理等自己点検・評価の作業の効率化が図られているか。	○		
(添付資料)	有	無	
9-1. ITの有効活用等による中期計画・年度計画の進捗状況管理等自己点検・評価の作業の効率化に向けた取組状況が確認できる資料	○		
○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。(資料12-3関係)			
確認事項	ある・いる	ない・いない	
評価委員会の評価結果(課題として指摘された事項)について検討し反映したか。		○	
(添付資料)	有	無	
12-3-1. 平成17・18・19・20年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成21年度の対処の有無の一覧表			
12-3-2. 年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料			

(4) その他の業務運営に関する重要事項

○施設マネジメント等が適切に行われているか。(資料10関係)			
確認事項	いる	いない	
キャンパスマスタープラン等を策定し一貫性をもって施設の整備が行われているか。	○		
施設・設備の有効活用が行われているか。	○		
施設の維持管理が計画的に行われているか。	○		
省エネルギー対策や地球温暖化対策に関する計画的な取組が行われているか。(～平成21年度)	○		
(添付資料)	有	無	
10-1. キャンパスマスタープラン等の策定や実現に向けた取組状況	○		
10-2. 既存施設・設備の有効活用への取組状況(講義室等の稼働率や共同利用スペースの確保面積等)	○		
10-3. 施設の維持管理の取組状況	○		
10-4. 省エネルギー対策等や地球温暖化対策に関する取組状況(中長期的な目標やその達成状況、取組状況等)	○		
○危機管理への対応策が適切にとられているか。(資料11関係)			
確認事項	全学有	特定部局有	無
災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理の体制・マニュアル等が適切に整備・運用されているか。	○	○	
研究費の不正使用防止のための体制、ルール等が適切に整備・運用されているか。	○		

(添付資料)	有	無
11-1. 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理の体制・マニュアル等の整備・運用状況が確認できる資料	○	
11-2. 研究費の不正使用防止のための体制、ルール等の整備・運用状況が確認できる資料	○	
○従前の業務実績の評価結果について運営に活用しているか。(資料12-4関係)		
確認事項	ある・いる	ない・いない
評価委員会の評価結果(課題として指摘された事項)について検討し反映したか。	○	
(添付資料)	有	無
12-4-1. 平成17・18・19・20年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成21年度の対処の有無の一覧表	○	
12-4-2. 年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料	○	

【添付資料 1-1】学長等裁量予算、定員・人件費の配分方針

(1) 大学戦略経費（学長裁量経費）の配分方針等について

- ・平成 21 年度 東京農工大学予算（基本方針）〔抜粋〕

第 20-4 回経営協議会 第 20-12 回教育研究評議会 第 20-32 回役員会 承認 H21. 3. 17 学長決定	<h2>平成21年度東京農工大学予算</h2> <h3>I 一般会計</h3> <h4>基本方針</h4> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本学の中期目標・中期計画の最終事業年度である平成21年度の年度計画の着実な実施に努めるべく、予算を編成する。 2. 人件費については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえて策定した「平成21年度の全学採用計画」に従い、人件費削減の取組及び計画的な執行を行う。 3. <u>戦略的な教育研究プロジェクト等を実施するため、学長のリーダーシップの下に重点配分する「大学戦略経費(学長裁量経費)」を設定する。</u>
---	--

- ・平成 21 年度 大学戦略経費（学長裁量経費）配分方針

平成 2 1 年 4 月 6 日 役 員 会 決 定	<h2>平成 2 1 年度大学戦略経費（学長裁量経費）の執行について</h2> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>基本的な考え方</u> 文部科学大臣認可の「中期計画」及びそれに基づく「年度計画」の着実な実施を図るため、以下の事項を対象とし執行する。 2. <u>執行対象事項</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) 科学技術振興調整費採択事業（若手人材育成拠点）への支援 (2) 運営費テニュアトラック制度の実施 運営費テニュアトラック教員へのスタートアップ支援 (3) 各種公募プログラム採択事業 各種採択プログラムの学内負担分 (4) 教育研究環境整備 全学的に対応すべき施設整備等への支援
-------------------------------	--

(2) 学長裁量定員・人件費について

・平成 21 年度 全学採用計画

学長の諮問機関である『管理運営体制検討 WG』において検討した結果「平成 21 年度の全学採用計画（案）」が策定され（第 20-2 回上記 WG）、教育研究評議会・経営協議会・役員会にて承認を得た。

平成 21 年度の全学採用計画

第 20-2 回経営協議会
第 20-7 回教育研究評議会
第 20-19 回役員会 承認

- 1 平成 21 年度の人件費については、年間所要見込額として①平成 21 年 4 月 1 日時点の在職予定者、②既に平成 17～20 年度に教育研究評議会で採用計画が承認されているが未採用の者、及び③平成 20 年度末に定年退職した者の後任補充（下記 3）に要する経費を措置するものとする。
- 2 平成 21 年度の人件費に充てる予算は、国の総人件費改革を踏まえ、前年度人件費予算額から 1%相当額を減じた額とする。
- 3 平成 20 年度末に定年退職した者の後任補充に係る予算額は、平成 21 年度の財政状況を鑑み、別紙 1 に示す各部局等における平成 21 年度の採用可能額を上限とする。なお、後任補充者の所要見込額を算出する際は、職種別の平均単価を基礎とする。
- 4 中途退職者等の後任補充分については、引き続き採用できるものとする。
- 5 教育職員の採用遅れによる人件費残額については、別紙 2 のとおり取り扱うものとする。

(3) 競争的スペース※の確保状況

→ 本資料編 103 頁：【添付資料 10-2】(2) のとおり。

(※競争的スペース・・・ プロジェクト研究や外部資金による研究等で利用するスペース)

【添付資料1-2】学長等裁量分の額、人数、配分方法（決定体制を含む）、配分対象

(1) 大学戦略経費（学長裁量経費）の予算額及び配分について

○ 平成21年度 予算額について

- ・ 一般会計予算対前年度比較〔抜粋〕

区分	前年度 当初予算額	21年度 予算額	対前年度 増△減額	主 な 増 減 理 由 (計上の根拠を含む)
1.人件費	7,927,929	7,079,009	△ 848,920	
常勤従業員給与	6,480,908	6,307,236	△ 173,672	総人件費改革の実行計画を踏まえた人件費削減の取組及び人件費所要見込額の減
非常勤従業員給与	299,156	329,809	30,653	博士後期課程の経済的支援経費を含む
退職手当	1,147,865	441,964	△ 705,901	退職見込者の減
2.物件費	3,424,071	3,739,704	315,633	
運営基盤経費	2,205,253	2,300,412	95,159	運営基盤経費は、原則、前年度予算額から効率化による影響額1%を減じた額を基礎に積算
本部運営費	305,230	342,232	37,002	所管職の増等
部局運営費	1,215,434	1,213,184	△ 2,270	効率化1%減、各部局の平成19年度予算の経営努力による繰越分等
教育経費	296,696	295,664	△ 1,032	
研究経費	105,352	155,433	50,081	H20補正後積算単価×△1%
学生関係経費	99,790	109,912	10,122	講義料金改定による学生宿舎収入見合の増
入試経費	36,013	37,946	1,933	
図書館経費	146,738	146,061	△ 677	
大学戦略経費〔学長裁量経費〕	100,000	118,300	18,300	スタートアップ資金(全学分)15,000千円
重点事業経費	120,673	263,827	143,154	情報化推進経費及び学内支援(戦略的教育研究基盤情報通信システム)の増

(第20-31回役員会資料)

○ 平成21年度 配分対象について

- ・ 大学戦略経費（学長裁量経費）採択一覧

『平成21年度 大学戦略経費（学長裁量経費）配分方針』（本資料編1頁：【添付資料1-1】（1）参照）に基づき、以下のとおり大学戦略経費（学長裁量経費）を配分。

配分事項	金額(千円)	内 訳
若手人材育成拠点支援費	57,950	若手教員研究費 @2,550千円×19人+500千円(2ヶ月分) 若手教員研究費 @2,000千円×3人(補充教員分) 補充教員分什器整備費 @1,000千円×3人
運営費テニユアトラック制度の実施		
運営費テニユアトラック教員スタートアップ支援	9,000	工学府機械システム工学専攻(H21年3月採用者分) スタートアップ資金 @3,000千円×3人
各種公募プログラム採択事業		
大学院教育改革支援プログラム 「科学立国人材育成プログラム」	10,800	大学院GPへの支援(学内負担分) (DO人件費90,000円×10名×12ヶ月=10,800千円)
新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム 「新しい地球人養成プログラム」	1,504	学生支援GPへの支援(学内負担分)
質の高い大学教育推進プログラム 「学科横断の型パッケージ・プログラム教育」	2,500	教育GPへの支援(学内負担分)
女性研究者支援システム改革 「理系女性のキャリア加速プログラム」	6,000	女性機構教員人件費補填分 @1,500千円×4人=6,000千円
計	87,754	

(2) 大学戦略経費（学長裁量経費）の決定体制及び配分方法について

○ 配分についての決定体制

学長による配分案を役員会において審議し、それらを踏まえて、最終的に学長が決定する。

- ・ 第 21-30 回 役員会 議事要旨（審議事項）〔抜粋〕

(4) 平成22年度大学戦略経費の執行計画について

学長の指示により、総括 T L（財務担当）から、配付資料に基づき、平成22年度大学戦略経費（学長裁量経費）の第一次配分案について説明があり、審議の結果、承認した。

○ 配分方法

「東京農工大学予算（基本方針）」及び「大学戦略経費（学長裁量経費）配分方針」等に基づき決定する。

→ 本資料編 1 頁：【添付資料 1 - 1】（1）参照。

○ 大学戦略経費（学長裁量経費）採択事業における決定体制・配分方法

◆ 《事例》ポジティブアクション『1プラス1』

配分対象については、選定基準に基づき女性未来育成機構教員選考委員会において選定し、教育研究評議会等の審議を経て、学長が決定する。

→ 本資料編 46 頁：【添付資料 4-3】（1）のとおり。

- ・ 平成 22 年度大学戦略経費（学長裁量経費）第一次配分〔抜粋〕：

決定した配分対象専攻に、人件費を平成 22 年度学長裁量経費から措置することとした。

1. 今回配分予定事項		
区 分	金額（千円）	内 訳
科学技術振興調整費採択事業への支援		
若手人材育成拠点への支援費	48,450	若手教員研究費 @2,550千円×19人
女性未来育成機構への支援費	34,000	女性機構教員人件費補填分 @3,000千円×8人=24,000千円 ポジティブアクション(1+1)人件費 @5,000千円×2人=10,000千円

（第 21-30 回役員会 資料）

(3) 学長主導による資源配分について

○ 目的積立金の戦略的・効果的な活用

学長のリーダーシップの下、選択と集中を実施すべく、キャンパスアメニティの改善や教育の質の向上の為の整備、広報の充実等に目的積立金を計画的に使用している。

→ 目的積立金の使用計画について、本資料編 15 頁：【添付資料 2 - 3】（1）《事例 1》のとおり。

【添付資料 2-1】 経営協議会議事録又は議事要旨（平成 21 年度分）

（平成 21 年度における経営協議会の開催回数 5 回^{※1}）

※1 うち、臨時開催 1 回

※2 以下添付資料において、黄色マーカーが付してある議題は、本資料編 14 頁：【添付資料 2-2】に該当する事項。

○ 平成 21 年度 第 1 回経営協議会 議事記録（平成 21 年 6 月 18 日開催）

平成 21 年度 第 1 回経営協議会議事記録

- I 日 時 平成 21 年 6 月 18 日（木）14:00～16:28
 II 場 所 本部第 1 会議室
 III 出席者 小畑学長 小野理事 竹本理事 大野共生科学技術研究院長
 額織工学府長 國見農学府長 岡崎生物応用科学府長
 千賀連合農学研究科長 亀山技術経営研究科長

古賀委員 佐々木委員 畑中委員 原委員 藤森委員 三輪委員

- 学長から、新たに経営協議会委員に就任した学内委員等について紹介があり、あわせて新任の学内委員から挨拶があった。
- 活動状況報告（2009. 2～2009. 4）が示され、適宜、目を通していただくこととなった。
- 平成 20 年度第 4 回経営協議会記録の確認
原案どおり確認した。

IV 議事要旨

1. 審 議 事 項

（1）平成 20 事業年度に係る業務の実績に関する報告書について

松永理事から、配付資料に基づき、平成 20 事業年度に係る業務の実績に関する報告書について説明があり、審議の結果、承認した。

（2）次期中期目標・中期計画について

松永理事から、配付資料に基づき、次期中期目標・中期計画について説明があり、審議の結果、承認した。

なお、佐々木委員から資料 1-2-2 の中期目標の 11 について、マネジメント能力の養成を盛込む提案がなされ、議論の結果、最終案作成時までには検討する旨を確認した。

（3）平成 20 事業年度に係る決算について

竹本理事から、配付資料に基づき、平成 20 事業年度に係る決算について説明があり、審議の結果、承認した。

（4）平成 22 年度概算要求重点事項について

竹本理事から、配付資料に基づき、平成 22 年度概算要求重点事項について説明があり、審議の結果、承認した。

（5）平成 21 年度第 1 次補正予算について

竹本理事から、配付資料に基づき、平成 21 年度第 1 次補正予算について説明があり、審議の結果、承認した。

(6) 早稲田大学との共同大学院設置について

松永理事から、配付資料に基づき、早稲田大学との共同大学院設置について説明があり、審議の結果、承認した。

(7) 農工大 TLO への出資について

根本学長特任補佐から、配付資料に基づき、農工大 TLO への出資について説明があり、審議の結果、承認した。

(8) 役職員の給与改定について

竹本理事から、配付資料に基づき、役職員の給与改定について説明があり、審議の結果、承認した。

(9) 環境リーダー育成センターの設置について

笹尾理事から、配付資料に基づき、環境リーダー育成センターの設置について説明があり、審議の結果、承認した。

(10) 規則等の制定について

総括 TL (総務担当) から、配布資料に基づき、次の規則等の一部改正について説明があり審議の結果、承認された。

- ① 国立大学法人東京農工大学組織運営規則
- ② 国立大学法人東京農工大学学則
- ③ 国立大学法人東京農工大学職員給与規程
- ④ 国立大学法人東京農工大学役員報酬規程

2. 報告事項

(1) 平成21年度政府補正予算における追加事業について

総括 TL (財務担当) から、配付資料に基づき、平成21年度政府補正予算における追加事業について報告があり、意見交換を行った。

(2) 小金井学生寄宿舍 (樺寮) 改修事業に係る長期借入金の認可概要及び工事費について

総括 TL (財務担当) から、配付資料に基づき、小金井学生寄宿舍 (樺寮) 改修事業に係る長期借入金の認可概要及び工事費について報告があり、意見交換を行った。

(3) 平成20年度資金運用実績について

総括 TL (財務担当) から、配付資料に基づき、平成20年度資金運用実績について報告があり、意見交換を行った。

(4) 外部資金の獲得状況について

総括 TL (総務担当) から、配付資料に基づき、外部資金の獲得状況について報告があり、意見交換を行った。

(5) 海外リエゾン拠点の現状と今後の活用について

小野理事から、配付資料に基づき、海外リエゾン拠点の現状と今後の活用について報告があり、意見交換を行った。

(6) 役員の報酬について

竹本理事から、平成21年6月期の期末特別手当の増減率について報告があり、意見交換を行った。

3. その他

(1) 平成21年度東京農工大学経営協議会日程について

学長から、次回開催予定は平成21年10月21日(水)14時からと確認された。

○ 平成 21 年度 第 2 回経営協議会 議事記録 (平成 21 年 10 月 21 日開催)

平成 21 年度 第 2 回経営協議会議事記録

- I 日 時 平成 21 年 10 月 21 日 (木) 14:00~16:00
 II 場 所 本部第 1 会議室
 III 出席者 小畑学長 小野理事 竹本理事 瀬織工学府長 國見農学府長
 岡崎生物システム応用科学府長 千賀連合農学研究科長 亀山技術経営研究科長
 古賀委員 佐々木委員 橋本委員 畑中委員 原委員 藤森委員

- 活動状況報告 (2009. 5~2009. 9) が示され、適宜、目を通していただくこととなった。
 ○ 平成 21 年度第 1 回経営協議会記録の確認
 原案どおり確認した。

IV 議事要旨

1. 審 議 事 項

(1) 平成 21 年度執行予定について (案)

竹本理事から、配付資料に基づき、平成 21 年度執行予定について説明があり、審議の結果、承認した。

なお、次世代省エネルギー等建築システム実証事業 (産学交流会館関係) について、NEDO への事業申請が採択された場合、(案) のとおり執行し、事業申請が採択されなかった場合、学内負担を積み増した上で執行することを承認した。

(2) 平成 22 年度全学採用計画 (案) について

竹本理事から、配付資料に基づき、平成 22 年度全学採用計画 (案) について説明があり、審議の結果、承認した。

(3) 規則等の制定について

総括 TL (総務担当) から、配布資料に基づき、次の規則等の制定について説明があり審議の結果、承認された。

・新規制定：

- ① 国立大学法人東京農工大学における「現場立脚型環境リーダー育成拠点形成事業」に従事する職員就業規則
- ② 国立大学法人東京農工大学における「現場立脚型環境リーダー育成拠点形成事業」に従事する職員給与規程

・一部改正：

- ① 国立大学法人東京農工大学職員就業規則
- ② 国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員就業規則
- ③ 国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員給与規程
- ④ 国立大学法人東京農工大学における「キャリアパス支援センター事業」に従事する職員給与規程
- ⑤ 国立大学法人東京農工大学における「アグロイノベーション研究高度人材養成事業」に従事する職員給与規程
- ⑥ 国立大学法人東京農工大学における「先端ものづくり IT エンジニア育成プログラム事業」に従事する職員給与規程
- ⑦ 国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程

2. 報告事項

(1) 平成21年度上半期収入・支出予算執行状況について

総括 TL（財務担当）から、配付資料に基づき、平成21年度上半期収入・支出予算執行状況について報告があり、意見交換を行った。

(2) 平成22年度概算要求の状況について

総括 TL（財務担当）から、配付資料に基づき、平成22年度概算要求の状況について報告があり、意見交換を行った。

(3) 平成20事業年度に係る業務の実績に関する評価結果等について

松永理事から、配付資料に基づき、平成20事業年度に係る業務の実績に関する評価結果等について報告があり、意見交換を行った。

(4) 平成21年度計画の進捗状況について

松永理事から、配付資料に基づき、平成21年度計画の進捗状況について報告があり、意見交換を行った。

(5) 第2期中期目標・中期計画の策定状況について

松永理事から、配付資料に基づき、第2期中期目標・中期計画の策定状況について報告があり、意見交換を行った。

(6) 早稲田大学との共同大学院設置について

総括 TL（総務担当）から、配付資料に基づき、早稲田大学との共同大学院設置について報告があり、意見交換を行った。

3. その他

(1) 平成21年度政府補正予算の見直しについて

総括 TL（財務担当）から、配付資料に基づき、平成21年度政府補正予算の見直しについて報告があった。

(2) 全国農学系学部長会議について

國見農学府長から、配付資料に基づき、全国農学系学部長会議について報告があった。

(3) 平成21年度東京農工大学経営協議会日程について

学長から、次回開催予定は平成22年1月14日（木）15時からとし、併せて新年会を開催することが確認された。

○ 平成 21 年度 臨時経営協議会 議事記録 (平成 21 年 12 月 4 日開催)

平成 21 年度 臨時経営協議会議事記録

- I 審議日 平成 21 年 12 月 4 日 (火)
- II 審議者 飯野委員、古賀委員、佐々木委員、白井委員、橋本委員、
畑中委員、原委員、藤森委員、三輪委員
小畑学長、小野理事、竹本理事、大野共生科学技術研究院長、
瀬瀬工学府長、國見農学府長、岡崎生物応用科学府長、
千賀連合農学研究科長、亀山技術経営研究科長

III 議事要旨

1. 審議事項

(1) 規則等の制定について

平成 21 年人事院勧告を受けた役職員の給与改定に伴い「国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正」、「国立大学法人東京農工大学役員報酬規程の一部改正」及び「国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則の一部改正」について、学長から各委員に対し審議依頼を行った結果、次のとおり承認された。

・審議結果：承認する 18 名 承認しない 0 名

2. 資料

- 平成 21 年人事院勧告に伴う役職員の給与改定について (案)
- 国立大学法人東京農工大学職員給与規程の一部改正 (案)
- 国立大学法人東京農工大学役員報酬規程の一部改正 (案)
- 国立大学法人東京農工大学における特定の専門分野に従事する職員の給与に関する支給細則の一部改正 (案)

○ 平成 21 年度 第 3 回経営協議会 議事記録 (平成 22 年 1 月 14 日開催)

平成 21 年度 第 3 回経営協議会議事記録

- I 日 時 平成 22 年 1 月 14 日 (木) 15:00~17:05
II 場 所 本部第 1 会議室
III 出席者 小畑学長 小野理事 竹本理事 瀨織工学府長 國見農学府長
岡崎生物システム応用科学府長 千賀連合農学研究科長 亀山技術経営研究科長
飯野委員 古賀委員 橋本委員 畑中委員 原委員 藤森委員 三輪委員

- 活動状況報告 (2009. 9~2009. 12) が示され、適宜、目を通していただくこととなった。
- 平成 21 年度第 2 回経営協議会記録の確認
原案どおり確認した。
- 議事に先立ち学長から、本年 3 月 31 日付けで経営協議会委員の任期が終了となることに伴い本学としては、就任期間を 2 期までとさせていただき旨の依頼がなされた。

IV 議事要旨

1. 審 議 事 項

(1) 中期目標・中期計画原案の策定について

松永理事から、配付資料に基づき、中期目標・中期計画原案の策定について説明があり、国立大学法人評価委員会から再検討を求められ修正した中期目標前文及び中期計画の 3 項目を含め審議の結果、承認した。

(2) 東京農工大学小金井学生寄宿舍 (樺寮) 改修事業に係る長期借入金の借入れについて

竹本理事から、配付資料に基づき、東京農工大学小金井学生寄宿舍 (樺寮) 改修事業に係る長期借入金の借入れについて説明があり、審議の結果、承認した。

なお、借入金の確定額については、学内資金の充当額を踏まえ、役員会へ一任することが承認された。

(3) 教育研究組織改革について

松永理事から、配付資料に基づき、教育研究組織改革について説明があり、審議の結果、下記改革の方向性について承認された。

・大学院生物システム応用科学府の改組について

現在の生物システム応用科学専攻を、農学生命システム科学専攻とバイオエンジニアリング専攻に改組し、平成 22 年度設置の共同先進健康科学専攻と併せ 3 専攻とする。改組時期は平成 23 年 4 月 1 日とする。

・工学府の改組

専門職大学院 (技術経営研究科) の独立研究科を廃止し、専門職大学院設置基準を満たす技術経営専攻 (仮称) を新たに工学府内に設置する。改組時期は平成 23 年 4 月 1 日とする。

(4) 府中地区における保育所の設置について

竹本理事から、配付資料に基づき、府中地区における保育所の設置について説明があり、審議の結果、保育所の設置及び土地を無償供与するとの方向性について承認された。

2. 報告事項

(1) 平成20事業年度に係る業務の実績に関する評価結果について

松永理事から、配付資料に基づき、平成20事業年度に係る業務の実績に関する評価結果について報告があり、意見交換を行った。

(2) 平成22年度政府予算案の内示について

総括 TL（財務担当）から、配付資料に基づき、平成22年度政府予算案の内示について報告があり、意見交換を行った。

(3) 平成20年度決算の財務報告書について

総括 TL（財務担当）から、配付資料に基づき、平成20年度決算の財務報告書について報告があり、意見交換を行った。

なお、14ページの本学の人件費比率のパーセンテージについては誤表記があり、数値を90.7%から59.8%に修正することを確認した。

(4) 外部資金の獲得状況について

総括 TL（総務担当）から、配付資料に基づき、外部資金の獲得状況について報告があり、意見交換を行った。

(5) 役員の報酬について

竹本理事から、平成21年12月期の期末特別手当の増減率について報告があった。

平成 21 年度 第 4 回経営協議会議事記録

- I 日 時 平成 22 年 3 月 16 日 (火) 15:00~16:55
II 場 所 本部第 1 会議室
III 出席者 小畑学長 小野理事 竹本理事 瀨瀬工学府長 國見農学府長
岡崎生物システム応用科学府長 千賀連合農学研究科長 亀山技術経営研究科長
飯野委員 佐々木委員 橋本委員 畑中委員 藤森委員 三輪委員

- 活動状況報告 (2009. 12~2010. 1) が示され、適宜、目を通していただくこととなった。
○ 平成 21 年度第 3 回経営協議会記録の確認
原案どおり確認した。

IV 議事要旨

1. 審 議 事 項

(1) 第 2 期中期目標・中期計画について

松永理事から、配付資料に基づき、第 2 期中期目標・中期計画について説明があり、審議の結果、承認した。

(2) 平成 22 年度 年度計画の策定について

松永理事から、配付資料に基づき、平成 22 年度 年度計画の策定について説明があり、審議の結果、承認した。

(3) 平成 22 年度予算について

竹本理事から、配付資料に基づき、平成 22 年度予算について説明があり、審議の結果、承認した。

(4) 平成 22 事業年度長期借入金償還計画について

竹本理事から、配付資料に基づき、平成 22 事業年度長期借入金償還計画について説明があり、審議の結果、承認した。

(5) 役員の報酬について

竹本理事から、配付資料に基づき、役員の報酬について説明があり、審議の結果、承認した。

なお、今後、役員の報酬を審議する際には、役員の略歴を添付することとした。

(6) イノベーション推進機構の設置について

大和総括 TL (総務担当) から、配付資料に基づき、イノベーション推進機構の設置について説明があり、審議の結果、承認した。

なお、次回の経営協議会で機構業務の進捗状況を報告することとした。

(7) 規則等の制定について

大和総括 TL (総務担当) から、配付資料に基づき、規則等の制定について説明があり、審議の結果、承認した。

2. 報告事項

- (1) 技術経営研究科技術リスクマネジメント専攻に対する認証評価結果について
松永理事から、配付資料に基づき、技術経営研究科技術リスクマネジメント専攻に対する認証評価結果について報告があり、意見交換を行った。
- (2) 平成20年度決算剰余金の繰越承認額について
総括 TL（財務担当）から、配付資料に基づき、平成20年度決算剰余金の繰越承認額について報告があった。
- (3) 長期借入金の借入契約結果について
総括 TL（財務担当）から、配付資料に基づき、長期借入金の借入契約結果について報告があった。
- (4) 外部資金の獲得状況について
総括 TL（総務担当）から、配付資料に基づき、外部資金の獲得状況について報告があった。
- (5) 平成22年度経営協議会開催日程について
総括 TL（総務担当）から、平成22年度経営協議会開催日程について報告があった。

【添付資料 2-2】上記①～⑦の各項目が、いつ開催の経営協議会で、どの審議事項として審議されたかが確認できる整理表

・経営協議会における各項目の審議状況一覧

項 目	当該年度における変更等の有無	経営協議会	審議事項	審議・報告	
				審議事項	報告事項
① 中期目標についての意見に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの	無				
② 中期計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの	無		※(参考)第2期中期目標・中期計画についての審議状況は以下のとおり。 第21-1回 (審議事項2) 次期中期目標・中期計画について 第21-2回 (報告事項5) 第2期中期目標・中期計画の策定状況について 第21-3回 (審議事項1) 中期目標・中期計画原案の策定について 第21-4回 (審議事項1) 第2期中期目標・中期計画について		
③ 年度計画に関する事項のうち、国立大学法人の経営に関するもの	有	第21-4回	(審議事項2) 平成22年度年度計画の策定について	○	
④ 経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項(学則、会計規程、役員報酬規程、職員の給与及び退職手当の支給基準など)	有	臨時	第21-1回 (審議事項8) 役職員の給与改定について (審議事項10) 規則等の制定について(組織運営規則、学則、役職員給与規程、役員報酬規程の一部改正) (報告事項6) 役員の報酬について 第21-3回 (報告事項5) 役員の報酬について 第21-4回 (審議事項5) 役員の報酬について (審議事項7) 規則等の制定について	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○
⑤ 平成22年度予算	有	第21-4回	(審議事項3) 平成21年度年度予算について	○	
⑥ 平成20年度決算	有	第21-1回 第21-2回	(審議事項3) 平成20事業年度に係る決算について (報告事項3) 平成20年度決算の財務報告書について	○ ○	○ ○
⑦ 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項(自己点検・評価のうち、組織及び運営の状況に関する事項など)	有	第21-1回 第21-2回 第21-3回	(審議事項1) 平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書について (報告事項3) 平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果等について (報告事項4) 平成21年度計画の進捗状況について (報告事項1) 平成20年度に係る業務の実績に関する評価結果等について	○ ○	○ ○ ○

【添付資料 2-3】経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例及び公表状況が確認できる資料

(1) 経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例

◆ 《事例 1》第 1 期中期目標期間における目的積立金の取扱いについて

・ 第 20-1 回 経営協議会における外部委員からの意見

＜経営協議会における外部委員からの意見＞

第 1 期中期目標期間に生じた目的積立金は、次期中期目標期間に繰り越せないこととなっているが、その取扱いはどうするのか。

対応

第 1 期中期目標期間に生じた目的積立金は、平成 20～21 年度の 2 カ年に渡り教育研究の充実にあてることとし、使途の検討も含め議論を行い、計画的に執行した。

・ 目的積立金使用計画

目的積立金使用計画	
○中期計画に記載された剰余金の使途 教育研究の質の向上及び組織運営の改善等に充てる。	
A	目的積立金額（平成19年度以前決算剰余金）残額 688,711 千円
B	平成21年度に使用する事項（予算組入事項）
	当初予算編成時組入事項 672,975 千円
	・ 情報化推進経費 55,664 千円
	・ 特別教育研究経費学内支援 158,902 千円
	・ 講義室の机・椅子の更新経費 24,489 千円
	・ Webサイトリニューアル経費 11,837 千円
	・ 建物移転等経費 73,077 千円
	・ 職員宿舍整備経費 27,898 千円
	・ 施設整備経費 321,108 千円
	第一次補正予算編成時組入事項 △ 173,868 千円
	・ H20Webサイトリニューアル経費繰越分 12,000 千円
	・ H21施設整備経費の見直し及び予算財源付替分による減額 △ 185,868 千円
	追加予算配分事項 173,732 千円
	・ H21施設整備経費予算財源付替分 134,581 千円
	・ 先進的植物工場施設整備補助金学内負担分 39,700 千円
	・ 講義室の机・椅子の更新経費入札差額による予算減額 △ 549 千円
C	取崩予定額 672,839 千円
D	残 額 15,872 千円 A-C
E	目的積立金額（平成20年度決算剰余金承認額） 323,528 千円
	平成20事業年度における剰余金の使途の承認額：平成22年2月17日 承認額：323,528千円 剰余金を目的積立金とする意思決定：平成22年2月17日（役員会決定）
F	改 残 額 = 財 源 339,400 千円 D+E
	追加予算配分事項 339,400 千円
	・ 次世代建築物制御技術標準化実証事業学内負担分 27,400 千円
	・ 小金井キャンパス東門整備 50,000 千円
	・ 次世代省エネルギー建築システム実証事業外基礎工事増加分等相当分 60,000 千円
	・ 産学交流会館設備等設置 25,000 千円
	・ 次世代省エネルギー建築システム実証事業関連工事 89,791 千円
	・ 次世代省エネルギー建築システム実証事業関連工事周辺環境整備 37,209 千円
	・ 先進的植物工場施設整備関連工事 50,000 千円
G	取崩予定額 339,400 千円
H	残 額 0 千円 K-L

（第 21-4 回 経営協議会資料）

◆ 《事例2》人件費削減に伴う大学運営の見直しについて

・ 第20-2回 経営協議会における外部委員からの意見

<経営協議会における外部委員からの意見>

人件費削減に伴い後任補充がままならない状況で、授業科目数を見直すなど、大学運営への対応は如何か。

対 応

人件費削減の影響を踏まえて、授業科目や学科再編・改組などの見直しについて、学長諮問機関等で検討を行った。

・ 学長諮問機関等における検討状況

→ 本資料編 54-56 頁：【添付資料 5-1】及び 75-80 頁：【添付資料 12-1-2】《指摘事項 1》のとおり。

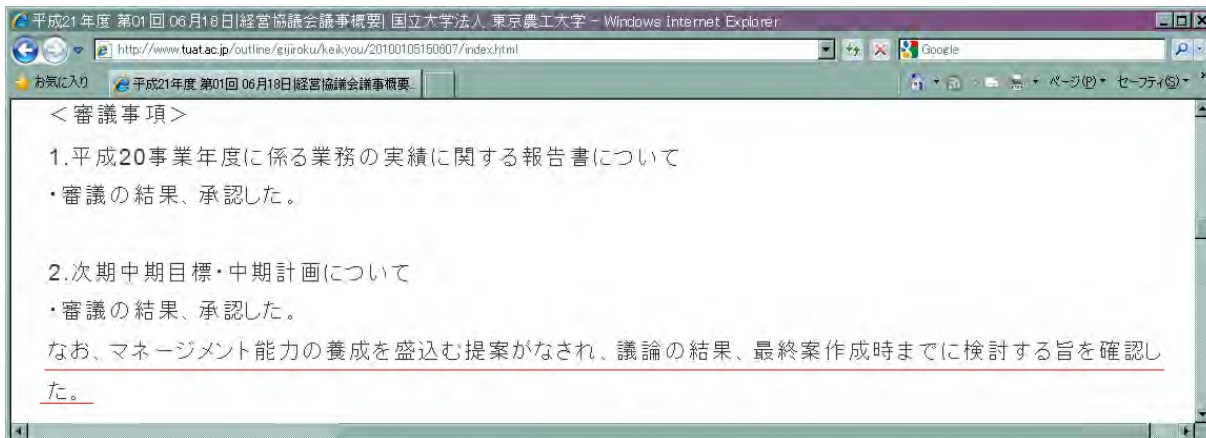
◆ 《事例3》「東京農工大ビジョン」及び「第2期中期目標」の策定について

→ 本資料編 18 頁：【添付資料 2-4】のとおり。

(2) 経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した取組の公表状況

○ 学外委員からの意見を反映し、その改善状況を公表した事例:「第2期 中期計画の作成について」

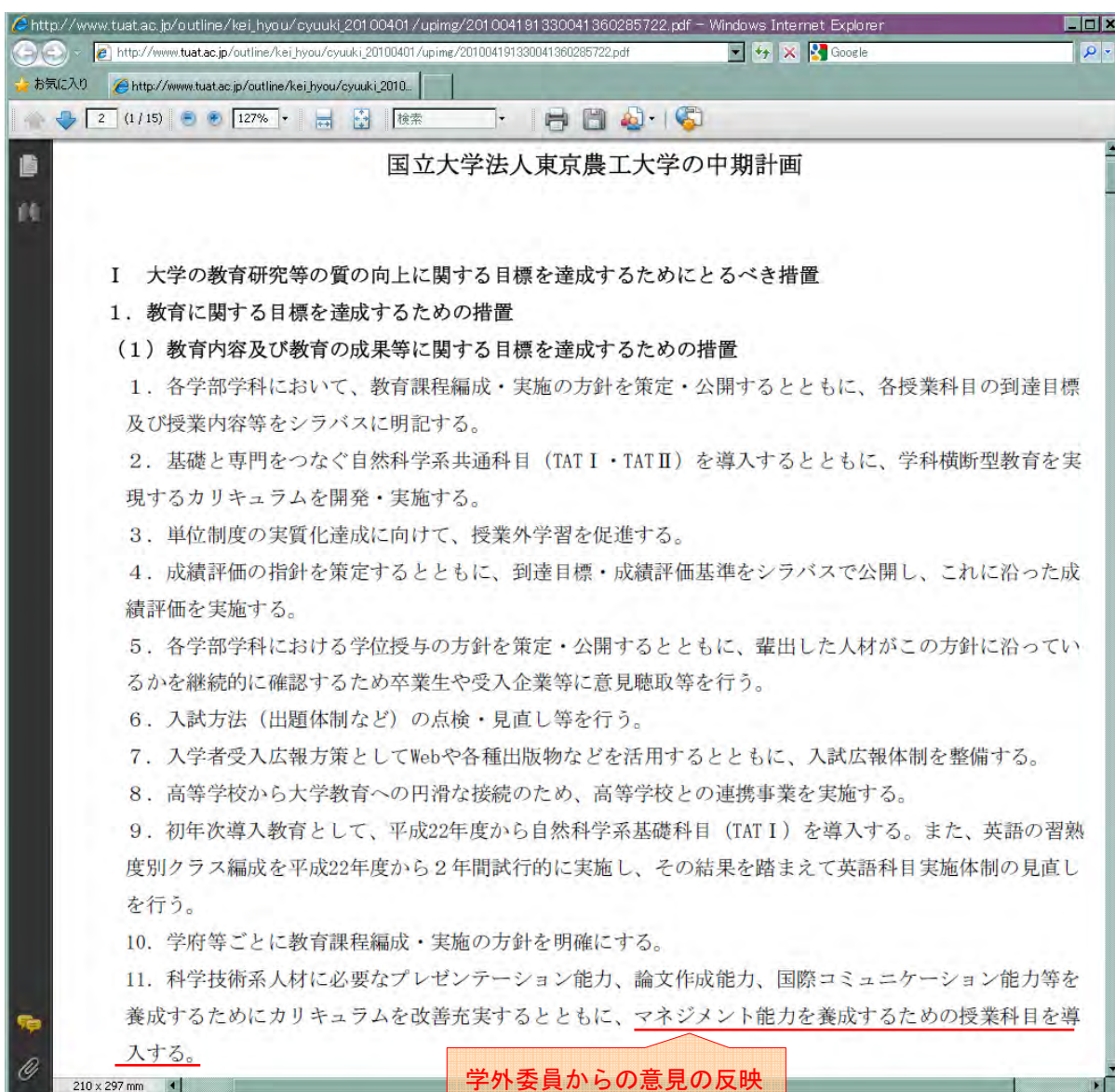
・「経営協議会議事概要（平成21年度 第01回 06月18日）」



(※学外委員からの意見の詳細については、本資料編 18 頁:【添付資料 2-4】のとおり。) (本学 Web ページ)



・「第2期中期計画」の公表



(本学 Web ページ)

【添付資料2-4】経営協議会で学外委員からの意見を積極的に取り上げるための体制・取組例

前年度に引き続き、特に学外からの意見を聴取したい議題を精選したほか、資料の事前送付や必要データ等を簡潔にまとめた資料を作成するなど、学外委員からの意見を積極的に取り入れるための取組を行った。また、学外委員からの意見を反映した状況が確認できるよう、後日の経営協議会で報告した（以下、取組事例のとおり）。

◆《取組事例》「東京農工大ビジョン」及び「第2期中期目標」の策定について

・第21-1回 経営協議会における外部委員からの意見

<経営協議会における外部委員からの意見>

東京農工大学ビジョン及びそれに基づく中期目標の前文において掲げる目標の中で、「高度な知の創造体として存在を認知された研究拠点大学」の表現が分かりにくいので表現を変えたほうが良い。また、中期計画（No. 11）について、マネジメント能力の養成を盛り込んでどうか。

対応

上記意見を踏まえ、役員会等において当該目標について検討を行い、東京農工大ビジョン及び中期目標（前文）の目標を「高度な知の創造体としての科学技術系研究拠点大学」とし、より具体的な表現に修正した。また、中期計画（No. 11）にマネジメント能力の養成について盛り込んだ。

報告

・第21-2回 経営協議会における反映状況の報告

第21-2回経営協議会 資料2-5-1

第2期中期目標・中期計画の策定状況について(報告)

○前回経営協議会(6/18)での中期目標・中期計画案へのご質問・ご意見に対する対応について
(主なご質問・ご意見)

1. 「研究大学」の定義について
2. 「研究院」について
3. 『…存在を認知された研究拠点大学』(ビジョン)について
4. 「教養教育」について
5. 「マネジメント能力」について
6. 構成員の流動化を推進する大学間連携について
7. 数値目標等について
8. ステークホルダーに対する広報活動について

1, 2, 4, 6, 7, 8は、当日、学長・担当理事が回答・対応→3, 5については素案の修正を実施

○ビジョンの一部修正

○本学の目的(MORE SENSE)
=大学憲章)に基づく、10年後の東京農工大学の将来像

- 1 国際社会で指導的な役割を担える高度人材を育成する大学
- 2 高度な知の創造体として存在を認知された…の科学技術系研究拠点大学
- 3 地球環境問題、食料問題、エネルギー問題など、人類の生存にかかわるグローバルな課題の解決や産業の発展、人類の豊かな生活や福祉に総合的に貢献する大学

『人を育み、技術を拓き、世界に貢献する科学技術系大学』

戦略に基づき設定する目標群(GOAL)

目標実現のための計画群(PLAN)

MORE SENSE
に基づいた
農工大ビジョン

『研究大学としての地位確立のために』

11の課題群

諸課題に対応する基本戦略の策定

中期目標
中期計画

中期計画は100項目以下

○ビジョン実現のための課題群

- 1 大学構成員の質の向上
- 2 教育の質の向上
- 3 受験生対策の強化
- 4 教育組織の見直し
- 5 研究拠点大学としての組織形成
- 6 産学連携活動の推進
- 7 国際化への展開
- 8 外部組織との連携
- 9 男女共同参画の推進
- 10 事務部門の改革
- 11 施設整備等

○教育に関する目標・計画—教育課程等【大学院課程】

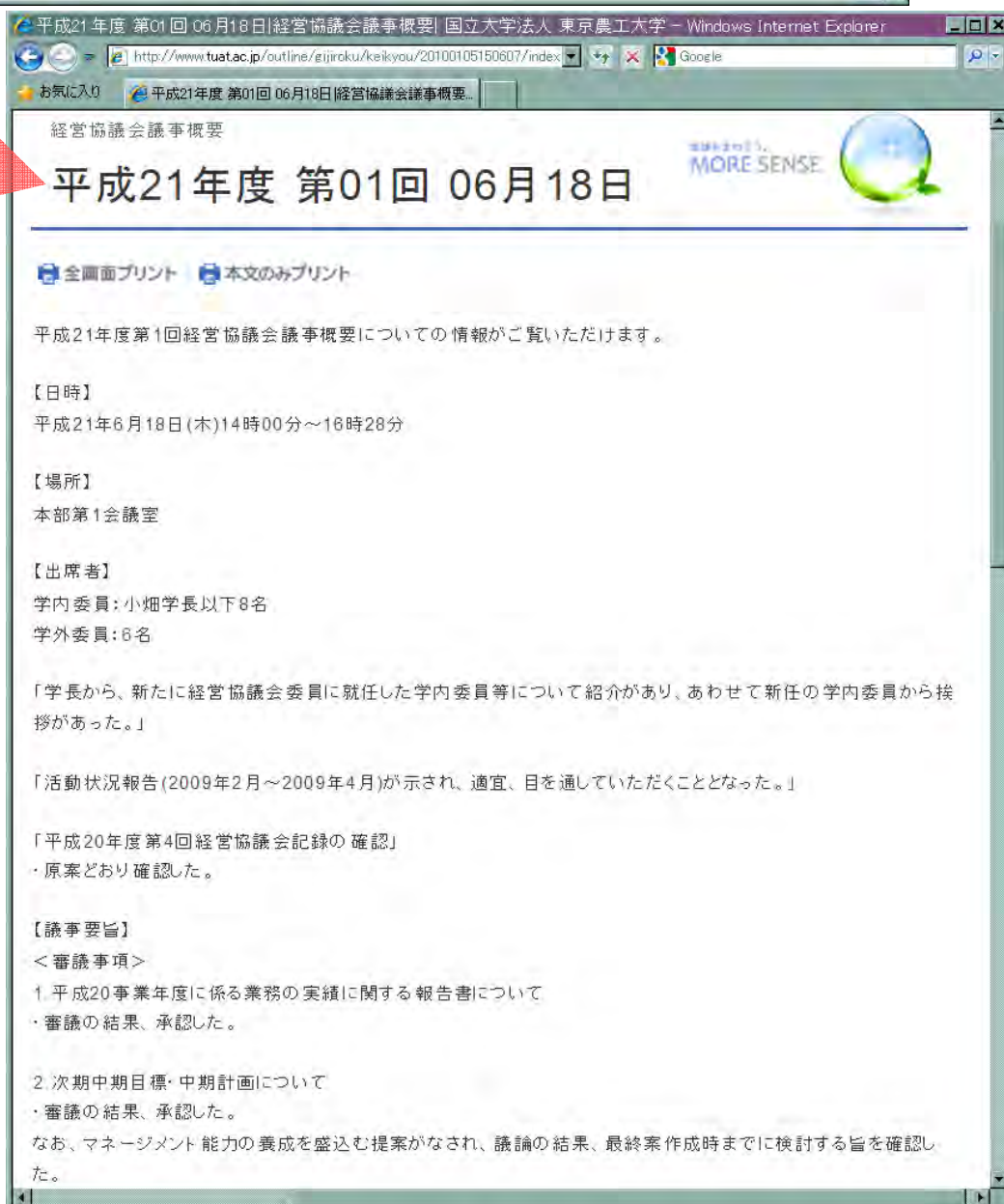
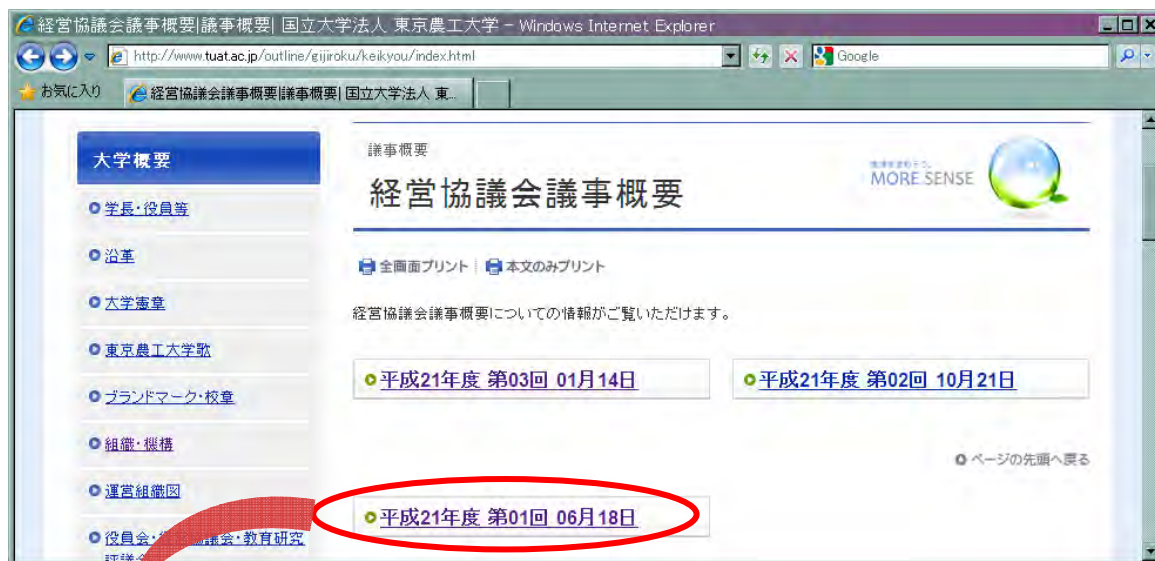
中期目標	中期計画	備考
・(6)学際的・国際的な素養を身につけた人材を養成するためのカリキュラム及び教育内容を整備する。	・(11)科学技術系人材に必要なプレゼンテーション能力、論文作成能力、国際コミュニケーション能力等を養成するための体系的カリキュラム開発を行い、これを実施する。 →(経営協議会意見を踏まえた最終素案) ・科学技術系人材に必要なプレゼンテーション能力、論文作成能力、国際コミュニケーション能力等を養成するためにカリキュラムを改善充実するとともに、さらにマネジメント能力等を養成するための授業科目を導入する。	経営協議会意見に対する修正

(第21-1回経営協議会 資料)

【添付資料 2-5】経営協議会に関連する情報の公表状況が確認できる資料

○ 経営協議会議事概要の公表状況

・ Web ページでの公表



(本学 Web ページ)

【添付資料 3-1】実際に実施した監事監査の実施スケジュール及び国立大学法人第 11 条第 4 項に基づく監事監査の結果の内容がわかる資料（監事の指摘事項をまとめた報告書または監査の内容をまとめた議事録等）

(1) 監事監査実施スケジュール

◎ 平成21年度監事監査実施スケジュール				
日にち	曜日	監査事項	監査内容	対象
4月1日	水	実地検査	・現金監査	・現金出納員
6月22日	月	学内視察	・職員宿舎(府中寮・小金井寮) ・プール ・保育所誘致予定地	・資産管理チーム ・小金井地区会計チーム ・小金井地区学生サポートセンターチーム
7月21日	火	監事ヒアリング	・女性研究者支援育成施策について	・戦略企画室(女性未来支援機構)
7月23日	木	学内視察	・FM多摩丘陵	・府中地区総務チーム
8月10日	月	監事ヒアリング	・留学生支援施策について	・留学交流推進チーム
10月1日	木	実地検査	・現金監査	・現金出納員
10月5日	月	監事ヒアリング	・図書館の体制と業務のIT化について ・開館時間の拡大とサービス改善について	・学術情報チーム
10月13日	火	監事ヒアリング	・総合情報メディアセンターの業務概要について ・総合情報メディアセンターの今後の課題について	・学術情報チーム
10月27日	水	監事ヒアリング	・省エネ・省資源施策について	・キャンパス整備チーム
11月5日	木	監事ヒアリング	・eラーニングの利活用について	・学務チーム
11月17日	火	監事ヒアリング	・業務のIT化(物品調達・旅費)の推進について	・財務企画チーム
11月26日	木	実地検査	・資産監査	・小金井地区 教員7名
11月30日	月	実地検査	・資産監査	・府中地区 教員4名 ・小金井地区 教員4名
12月9日	水	現地視察	・館山荘	・学生支援チーム

(2) 監事監査報告書〔抜粋〕

国立大学法人東京農工大学 学長 小畑 秀文 殿	平成22年3月31日 監事 柚木 俊二 監事 藤原 輝夫
平成21年度監査結果報告書	
<p>私ども監事は、国立大学法人法第 11 条第 4 項及び国立大学法人東京農工大学監事監査規程に基づいて、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）における平成 21 年度の会計監査及び業務監査を実施したので、同規程第 9 条第 1 項に基づき監査の結果を以下のとおり報告します。</p>	

○ 「Ⅰ. 会計監査関係」における監査結果

2 監査の結果

財務諸表等については、本学が定める会計処理の原則、国立大学法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して適正に作成しているか確認の上、会計監査人の監査の方法及び結果をも踏まえ、法令で定める財務諸表等に関する監事の監査意見を本年6月に提出する。

○ 「Ⅱ. 業務監査について」における監査結果

→下線部分は監事からの指摘事項。

(1) 女性研究者支援育成施策

本学は全学生数に占める女子学生数の割合が約25%と高いこと等から、女性研究者の育成と研究支援が重要と判断し、平成18年度から文科省の科学技術振興調整費による女性研究者支援モデル事業として、「理系女性のエンパワーメントプログラム」を実施してきている。国からの助成が終了した今年度以降も本学予算により同事業を継続するとともに、今年度からは国の新たなモデル事業である「理系女性のキャリア加速プログラム」を開始している。また、後者に合せてこれをバックアップするワンプラスワン事業も本学予算により開始するなど若手女性研究者の採用や育成等について大学全体として積極的に取り組んでいるものと認められ、その成果が期待される。

しかしながら、エンパワーメントプログラムとして実施してきた事業のうち、①女子大学院生をメンターとして委嘱し女子学生の相談に当たらせるメンター制度及び②育児期間中の女性研究員の研究支援に当たらせる研究支援員配置制度についてはその利用が伸び悩んでいる状況が認められるので、それぞれに対するニーズを十分把握し、制度の一部見直しを行うことが望まれる。

(2) 留学生支援施策

本学への留学生は経年的に増加しつつあり、平成12年には全学で279名であったものが平成20年には442名と伸びている。本学のカリキュラムや教員による研究指導については、留学生に対するアンケート結果で見ると留学生はかなりの割合で満足しているものと認められる。

一方、留学生の学習環境についても平成17年度にアンケート調査を実施しており、これにより把握した意見要望に沿って大学として様々な改善策を講じているが、アンケート調査はそれ以来実施されておらず改善事項に対する留学生の評価も不明である。新たな留学生の入学は続いており今や全学生数の7~8%を占めるに至っているが、留学生は一般的に言語障壁等により大学側に対し意見要望を発信しにくい環境にあり大学としても気がつかない事が多いものと考えられる。

したがって、学習環境に関するアンケート等も定期的実施することにより留学生の要望・ニーズを積極的に把握し、留学生の学習環境の改善により配慮する努力を行っていくことを期待したい。

(3) eラーニングの利活用

本学におけるeラーニング教育は、大学院教育の質の向上や教育方式の多様化をねらいとして、平成17年度から文科省の特別支援事業経費の配分を受けて導入されている。本学においては、その利用に適すと考えられる一部の科目について活用するだけでなく、通常の科目においても基本的事項や重要事項の理解度向上等のために授業の一部としての活用が行われている。空き時間を利用した反復学習が場所を問わずにできることから学生の評判もよく、システムの利用も進んでいると認められる。

しかしながら、新たなコンテンツの作成状況をみると平成18年度においては9科目を数えたものの19年度以降は毎年2～3科目で推移しており、伸び悩みの傾向にある。eラーニングシステムに対しては、初期投資費用だけでなく多額の維持・運営費を毎年度投じているところであり、また学生の新しい学習手段として効果的であると考えられることから、教員による本システムのより積極的な利活用を期待したい。

(4) 業務のIT化推進

本学では教員・研究員による研究用の設備備品、消耗品等の購入を中心に年間3万件を超える発注行為がなされているが、現在はこれについて発注者である教員・研究者等が作成した支出依頼の書類の提出を受けてから会計職員が財務会計システムに入力し支出する方式がとられている。このため、事務的な負担も大きくなっているだけでなく、各教員・研究員による研究予算管理の上でも不便さを生じさせている。

このため、本学では来年度からの新財務会計システム導入に合わせ、発注者において入力を行ういわゆる「発生源システム」に切り替える方向で作業が鋭意進められている。この「発生源システム」方式は発注者に入力作業の負担を求めるものであるが、大学全体としてみればメリットが非常に大きく、また多くの国立大学でも導入が進んでいる状況にある。

したがって、多くの関係者の積極的な協力を得て、本学における「発生源システム」への切り替えが円滑に行われることを期待したい。

(5) 省エネ・省資源施策

本学の第1期中期計画の中では「水光熱費の毎年度1%削減」が掲げられており、教職員に対する省エネ行動の呼びかけや校舎改築に伴う省エネ設備・器機への変換等により、温室効果ガス総排出量は全体として減少傾向にある。

しかしながら、減少傾向にあるとはいえ年度毎にみると安定的であるとは言い難く、今後における大学施設や研究設備の新設などを考えた場合、総排出量の安定的な削減は相当の困難を伴うものと考えられる。

一方、温暖化ガス排出の総量規制を内容とする東京都の条例が平成22年4月から施行され本学にも強制適用されると見込まれるが、条例により求められる水準と本学の現在の水準との間にはかなりの開きがある状況となっている。

したがって、東京都条例に対応した電力・化石燃料使用の削減に関する中長期的な計画を本学として早急に策定することが望まれる。

(6) 図書館業務

本学における図書館利用者は近年増加しており、平成 19 年度では府中・小金井両地区合わせて約 36 万人の利用をみている。また、開館時間の延長など図書館サービスの向上についての要望も従来から出されてきている。

これに対し図書館は、窓口業務や図書登録業務などの IT 化による業務の合理化を進めるとともに、学生アルバイトを活用した開館時間の延長などを図っており、昨年 10 月からは学生からの要望が強かった日曜日開館を開始するなどサービス改善に積極的に努めているものと認められる。

一方、近年において大学職員定数に対する制約はますます厳しくなっており、図書館職員も例外とはならないため、学術情報等の電子媒体による発信・受入れの推進などこれから必要となる図書館機能の高度化のための業務に従事するマンパワーが手薄となり、業務の推進に支障が生じている状況にある。したがって、多くの私立大学で行われているように、図書館業務のうち窓口業務及び図書登録業務など比較的定型化したものを中心に専門業者に業務委託する方向で検討することが望まれる。

(7) 資産の取得、管理、処分及び重要資産の確認**【研究設備・備品について】**

本学の資産台帳に登載されている機械装置及び工具器具備品（50 万円以上）の保有件数が多い管理者（研究者）の中から無作為に抽出した 15 名、合計 262 物品に対し、内部監査室と合同して監査を行った。監査に先立って、各管理者に物品調査表をあらかじめ送付して自主点検を依頼し、実地監査では物品調査票に基づき管理・利用状況についてヒアリングし、一部についてサンプリング調査を行った。その結果、監査対象物品は概ね適正に管理・使用されているものと認められたが、設置場所や管理区分等が資産台帳と実態とで一致していないもの、管理用の備品シールが貼られていないもの等が少なからず見られた。

資産台帳による設備・備品の管理は資産管理の基本であり、管理者の更なる自覚を促すため、今後は数年毎に自主点検の実施及び結果の報告を管理者に求めることが効果的と考えられる。

【館山荘について】

本学では、合宿研修施設として館山荘を平成 3 年に開設し、学生教員によるゼミ、実習、サークル等の目的での利用に供している。近年における同施設の利用者は毎年千人前後で推移してきており、本学の学生総数からみてそれなりの使用状況であると認められる。

しかしながら、①開設後 18 年を経て建物や設備の劣化が進んでいることから今後における修繕・交換費用の増加が見込まれること、②利用者数は横ばいであるものの、近年では利用が夏季期間に集中する傾向が強まっていることなどから、大学資産のより一層の有効活用を図る必要があると考えられる。

したがって、当面は教員や学生に働きかけて施設利用の促進を積極的に図るとともに、状況によっては施設運営のあり方を全般的に見直すことが望まれる。

以上

【添付資料 3-2】監事の指摘事項を法人運営の改善に活用した主な取組事例、または、改善に向けた主な取組事例

◆《取組事例 1》収入を伴う事業の実施について

○ 平成 20 年度 監事監査における指摘

動物医療センター事業については、セグメント情報を充実して経営実態の的確な把握に活用すること。

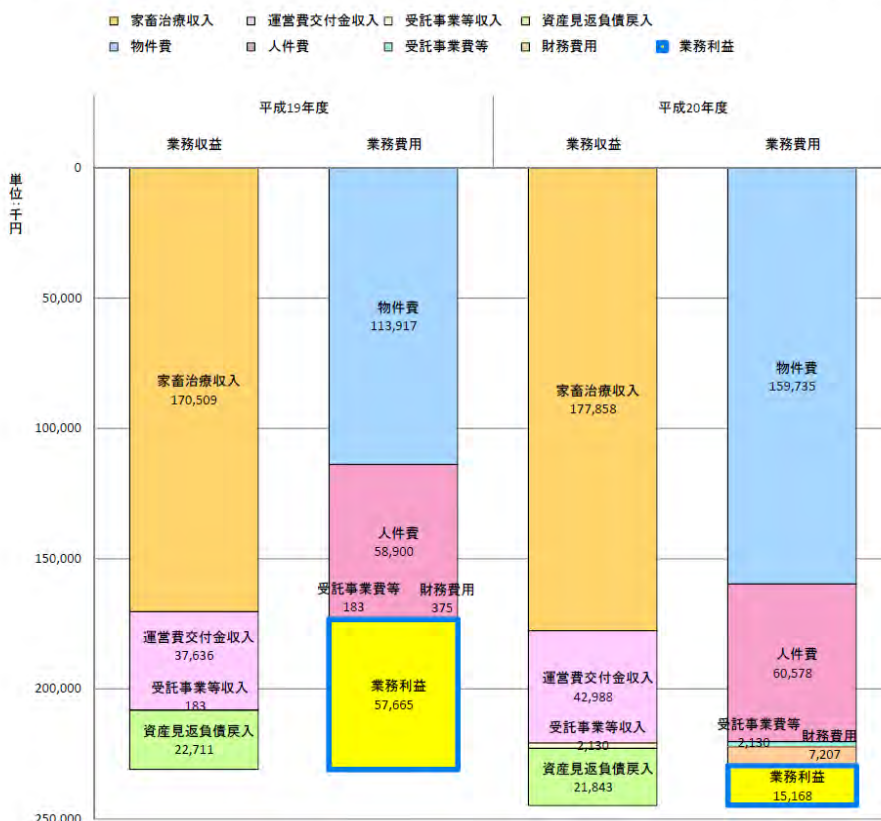


○ 改善に向けた取組状況

・「農学部附属動物医療センターセグメント」

農学部附属動物医療センターセグメント 対前年度比較

区分	平成19年度	平成20年度	対前年度増減	増減の要因
業務費用				
業務費	171,836,243	220,226,840	+ 48,390,597	
診療経費・教育経費	112,362,294	157,117,980	+ 44,755,686	減価償却費、水道光熱費、移設費用等の増による
研究経費	574,126	401,314	- 172,812	
教育研究支援経費	0	0	+ 0	
受託研究費等	0	0	+ 0	
受託事業費等	0	2,130,000	+ 2,130,000	(社) 日本獣医師会委託事業による
人件費	58,899,823	60,577,546	+ 1,677,723	H19年度途中に採用された者が多いことによる
一般管理費	1,163,817	2,216,056	+ 1,052,239	水道光熱費、建物清掃費の増による
財務費用	374,576	7,207,463	+ 6,832,887	長期借入金支払利息の増による
雑損	0	0	+ 0	
小計	173,374,636	229,650,359	+ 56,275,723	
業務収益				
運営費交付金収益	37,636,228	42,988,266	+ 5,352,038	常勤教職員人件費の増による
学生納付金収益	0	0	+ 0	
受託研究等収益	0	0	+ 0	
受託事業等収益	0	2,130,000	+ 2,130,000	受託事業費と同様の理由による
補助金等収益	0	0	+ 0	
寄附金収益	183,160	0	- 183,160	
財務収益	0	0	+ 0	
家畜治療収益	170,509,260	177,857,710	+ 7,348,450	家畜治療収入の増による
資産見返負債戻入	22,711,017	21,842,739	- 868,278	国から承継した建物等の減価償却費の減による
小計	231,039,665	244,818,715	+ 13,779,050	
業務損益	57,665,029	15,168,356	- 42,496,673	
帰属資産	297,767,179	583,539,807	+ 285,772,628	動物医療センター増改修工事の完了による



◆《取組事例2》eラーニングの利活用について

○平成21年度 監事監査における指摘

eラーニングシステムに対しては、初期投資費用だけでなく多額の維持・運営費を毎年度投じているところであり、また学生の新しい学習手段として効果的であると考えられることから、教員による本システムのより積極的な利活用を期待したい。

○改善に向けた取組状況

・第21-2回 eラーニング作業部会議事要旨〔抜粋〕

(2) 審議事項

〔1〕 eラーニング科目・電子教材作成支援経費使途内訳について（平野）

部会長より資料に基づき説明があり、平野准教授の申請について審議を行った。電子教材のみの申請をeラーニング科目作成経費支援として認可するか協議した結果、今後は支援方針の明確化を検討することとし、本申請については認めることとした。

〔2〕 監事監査について

部会長より監事監査実施について説明があり、その後、委員から資料により監査のヒアリング項目について説明が行われた。委員から、eラーニング科目の利用実態や学習実態を調査する要望や、著作権の取り扱いについて監査対応すべきとする意見が出された。

〔3〕 今後の拡充策について

融合科目にeラーニングを利用する件について協議した。

作業部会として、著作権問題に注意喚起し、今後収録方法を検討し、要請があれば融合科目のeラーニング利用に協力することとした。

※「第22-1回 eラーニング作業部会議事要旨」（審議事項）〔抜粋〕

〔3〕 その他

・今後の作業部会の方策等について部会長から説明があり、eラーニングの実施だけでなく、ICTを活用した多様な学習形態（moodleや自学自習システムなど）を拡充していくことを議論し、それに向けた支援経費等についても討議することとした。

・実績報告書【194】：「平成21年度実施状況」〔抜粋〕

さらに、利用者拡大を図るため、利用者ドキュメントを見直し、改訂版を学生・教職員等の利用者に対して配布したほか、前年度までの利用講習会の内容を踏まえて、コンピュータ上で受講できるようビデオ配信形式の資料を作成した。

・「平成22年度 年度計画」（平成22年3月31日 文部科学省提出）〔抜粋〕

4 情報システムの整備充実と運用改善に関する目標を達成するための措置

86. 図書館と総合情報メディアセンターとの機能統合の方針を策定する。

87. 教材開発支援システムの開発や遠隔講義システムの改善に関して、ICT技術面における基本方針等の検討を行う。

◆《取組事例3》資産の取得、管理、処分及び重要資産の確認（館山荘について）

○平成21年度 監事監査における指摘

当面は教員や学生に働きかけて施設利用の促進を積極的に図るとともに、状況によっては施設運営のあり方を全般的に見直すことが望まれる。



○改善に向けた取組状況

・第21-3回学生生活委員会議事要旨〔抜粋〕

9) 合宿研修施設「館山荘」について
 委員から（資料12）に基づき、館山荘を積極的に利用願いたい旨の説明があった。また、笹尾委員長から館山荘については、施設そのものの廃止も視野に入れた検討を行う必要がある旨の補足説明があった。

・第21-5回学生生活委員会議事要旨〔抜粋〕

3) 東京農工大学合宿研修施設館山荘使用要項（案）について
 係長から（資料6）に基づき、「館山荘使用要項（案）」について説明があり、審議の結果、これを承認した。

4) 東京農工大学合宿研修施設館山荘使用申し合わせ（案）について
 係長から（資料7）に基づき、3)で承認された館山荘使用要項の規定に基づき制定する「館山荘使用申し合わせ（案）」について説明があり、審議の結果、これを承認した。

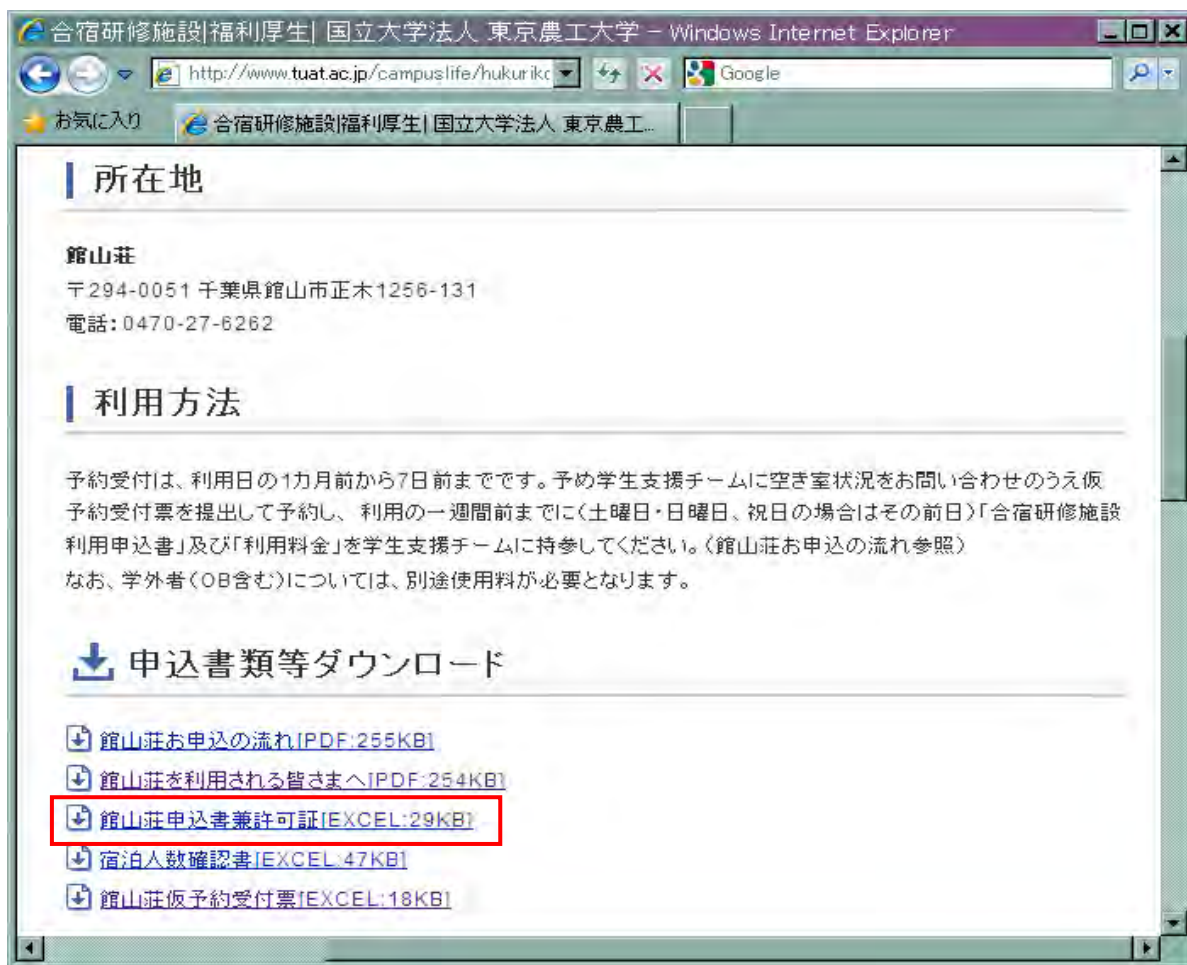
5) 合宿研修施設「館山荘」の現状と今後の在り方について
 係長から（資料8）に基づき、館山荘の運営に係る現状について説明の後、今後の館山荘の在り方について検討するため、WGを設置したい旨の提案があり、審議の結果、これを承認した。なお、WGは、農・工学生生活委員会副委員長、BASE委員及び授業等で館山荘を利用している教員で構成することとした。

※ 「平成22年度 学生生活委員会の検討課題」〔抜粋〕

番号	検 討 項 目	備 考
1	本学クラス担任制度のあり方について （平成21年度に引き続き）	本学のクラス担任の業務などを明確化し、マニュアルを作成する。
2	合宿研修施設 館山荘について （平成21年度に引き続き）	内部監査において指摘された館山荘の有効活用についての検討及び規程の整備

・利用申請の電子化（平成21年度～）

利用申請の簡略化により、利用者数の増加を図った。



（本学 Web ページ）

・学生向け広報誌に利用を呼びかけるページを掲載

東京農工大学合宿研修施設

館山荘

海は目の前。
バーベキューもできます。
合宿、オリエンテーション、ゼミ等の研修、
学生・教職員のレクリエーションにご利用下さい。

一人泊二食付き 2,300円

ただし、冷暖房期(7～9月・12月～3月)はそれぞれ600円加算となります。
なお、学外者(OB含む)については、別途使用料(160～450円)が必要となります。

申込は使用予定日の1ヶ月前～1週間前まで。
(学生・学会・ゼミは常時仮予約受付可)

空き状況は電話等で空室状況をお問い合わせ下さい。

お問い合わせ
農工大学学生支援チーム
TEL 367-5582・5541
gaksien1@cc.tuat.ac.jp
gaksien4@cc.tuat.ac.jp

申込書請求は
メールでも承ります。

【添付資料 3-3】実際に実施した内部監査の実施スケジュール及び内部監査報告書

(1) 内部監査実施スケジュール

平成21年度内部監査実施状況		
	実施期間	監査項目
第1回	8月24日	○環境配慮促進法に基づく実施状況
第2回	9月3～8日	○科学研究費補助金等の執行状況調査
第3回	12月17日	○平成20年度内部監査指摘事項の改善状況調査
第4回	11月26, 30日	○資産の管理状況調査
第5回	12月7日	○検収所の実施状況調査
第6回	1月29～2月3日	○公的資金にかかる受託契約の執行状況について ○受託契約等にかかる委託元等が実施した確定検査及び中間検査の遵守状況について ○競争的資金等の取扱いに関する要項の遵守状況について ○配分経費の管理状況について ○経費の抑制に関する実施状況について ○随意契約について

※ 上記のほか、「監査能力向上のための研修会」を開催（平成22年3月4日）。

(2) 内部監査報告書

○ 平成 21 年度 第 1 回内部監査結果報告 [抜粋]

【自己評価結果報告書】

1. 実施評価者の氏名
 所属・職 : 監査室・室長
 氏 名 : ██████████

2. 実施日
 環境報告書の作成にかかる資料に基づく聞き取り調査日
 ・網羅性の評価、正確性、中立性及び検証可能性の評価 : 平成21年8月24日

3. 実施した手続き内容
 環境省「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き」に準じて実施

評価手続A 評価表

自己評価結果

項目	該当数	評価項目	○	×
A) 29項目中記載のある項目数	24	重要な情報の網羅性	29	0
B) 記載のない適切な理由が書かれている項目数	5	正確性 ※	22	2
C) 一切の記載のない項目数[=29-A)-B)]	0	中立性 ※	24	0
D) 追加した重要な項目数	0	検証可能性 ※	24	0

※5項目について「重要な情報の網羅性」が記載されていないが、問題がないと判断した為、外数とした。

**【評価手続A】
評価表**

	作成担当者の記入欄		評価者の記入欄					所見
	① 記載されている箇所(ページ等)	② 報告書に記載のない場合、その理由又は報告書に記載のない理由が書かれている場合、その理由と理由の記載箇所	③ 重要な情報の網羅性の評価 重要性がない	④ 重要な情報の網羅性	⑤ 正確性	⑥ 中立性	⑦ 検証可能性	
基本的項目								
BI-1 経営責任者の緒言	2		○	○	○	○	○	
BI-2 報告に当たっての基本的要件	0		○	○	○	○	○	
BI-3 事業の概要	4~6		○	○	○	○	○	
BI-4 環境報告の概要	10~12		○	○	○	○	○	
BI-5 事業活動のマテリアルバランス	13		○	○	○	○	○	
環境マネジメントに関する状況								
MP-1 環境マネジメントシステムの状況	8		○	○	○	○	○	
MP-2 環境に関する規制遵守の状況	20		○	○	○	○	○	
MP-3 環境会計情報	34		○	○	○	○	○	
MP-4 環境に配慮した投資の状況	—	経済的利益を目的としないので適用が難しい	✓	○				
MP-5 環境に配慮したサプライチェーンマネジメント等の状況	39~41		○	○	○	○	○	
MP-6 グリーン購入・調達状況	19		○	○	○	○	○	
MP-7 環境に配慮した新技術、DfE等の研究開発の状況	21~31		○	○	○	○	○	
MP-8 環境に配慮した輸送に関する状況	—	教育機関であるので適用が難しい	✓	○				
MP-9 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況	21~31		○	○	○	○	○	
MP-10 環境コミュニケーションの状況	42~45		○	○	○	○	○	
MP-11 環境に関する社会貢献活動の状況	35~46		○	○	○	○	○	
MP-12 環境負荷低減に資する製品・サービスの状況	—	教育機関であるので適用が難しい	✓	○				
事業活動に伴う環境負荷及びその低減に向けた取組の状況								
OP-1 総エネルギー投入量及びその低減対策	14~16		○	○	○	○	○	
OP-2 物質投入量及びその低減対策	13		○	○	○	○	○	
OP-3 水資源投入量及びその低減対策	16		○	○	○	○	○	
OP-4 事業エリア内の循環的利用を行っている物質等	36~41		○	○	○	○	○	
OP-5 総製品生産量又は総商品販売量	—	教育機関であるので適用が難しい	✓	○				
OP-6 温室効果ガス排出量及びその低減対策	14~16		○	○	○	○	○	
OP-7 大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策	16~19		○	○	○	○	○	
OP-8 化学物質排出量・移動量及びその低減対策	18~19		○	×	○	○	○	薬品管理システム(IASO)へのデータ入力精度について改善されてきたが、引き続きデータ精度の向上に取り組む必要があると考える。
OP-9 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策	16~17		○	○	○	○	○	
OP-10 総排水量及びその低減対策	19		○	○	○	○	○	
環境配慮と経営との関連状況								
EI1 環境配慮と経営との関連状況	—	教育機関であるので適用が難しい	✓	○				
社会的取組の状況								
SP1 社会的取組の状況	35		○	×	○	○	○	地域防災協力ネットワーク事業の推進について、より一層な取り組みを行う必要があると考える。
追加した重要な項目								

○ 平成 21 年度 第 2 回内部監査結果報告 [抜粋]

1. 監査目的	
平成 21 年度内部監査実施計画に基づき、科学研究費補助金及び競争的資金の外部資金と適正な使用の確保にかかる補助条件等の遵守状況について、不正使用にかかる①物品の架空取引、②実体が伴わない出張、③実体が伴わない謝金（人件費）の支出、の3点について、重点的に監査を実施した。	
また、重要項目に密接に関連する事項として、④研究プロジェクトに関連した出張や謝金（人件費）支出のアカウントビリティにかかる資料の整理状況等についても、監査を実施した。	
2. 被監査対象部局	
戦略企画室、学術情報チーム、人事チーム、研究支援・産学連携チーム、財務企画チーム、資産管理チーム、府中地区総務チーム、府中地区会計チーム、小金井地区総務チーム、小金井地区会計チーム	
3. 監査実施期間	
(1) 資料収集	7月23日～9月2日
(2) 書面検査（通常監査）	9月3, 4, 7日
(3) 実地検査（特別監査）	8月19日、9月3, 7, 8日
(4) 分析・報告書作成	9月9日～2月8日

6. 監査実施結果

今回の監査で提示された資料について、質問し、口頭で説明を受けた結果において、監査対象課題及びプロジェクト経費における①物品の架空取引、②実体が伴わない出張、③実体が伴わない謝金（人件費）にかかる支出は存在しなかった。ただし、次のような問題点が存在する。また、認識された内部統制上の課題は、J-SOX 法定義の内部統制6要素について、以下のとおり、分類することができる。なお、J-SOX 法定義の内部統制6要素の『モニタリング』『IT（情報技術）への対応』について、日常的に役員会等に報告し監視活動を行うべき課題は存在しないと考える。

今回の監査の結果、次のような問題点が存在し、認識された内部統制上の課題は、J-SOX 法定義の内部統制6要素について、分類することができる。

監査結果による問題点	監査の結果
<p>① 見積日前の納品について</p> <p>【状況】 科学研究納入記録（売上伝票日付の後になっていない）</p> <p>【調査】 このこと取引業者が提出の際に電話等により取引行為として問題がない</p> <p>【改善点】 取引業者を受理のうえ、遅滞なく事務へ提出するように注意喚起を行うよう指導をした。</p>	<p>拡大</p> <p>今回の監査で提示された資料について、質問し、口頭で説明を受けた結果において、<u>監査対象課題及びプロジェクト経費における①物品の架空取引、②実体が伴わない出張、③実体が伴わない謝金（人件費）にかかる支出は存在しなかった。ただし、次のような問題点が存在する。また、認識された内部統制上の課題は、J-SOX法定義の内部統制6要素について、以下のとおり、分類することができる。なお、J-SOX法定義の内部統制6要素の『モニタリング』『IT（情報技術）への対応』について、日常的に役員会等に報告し監視活動を行うべき課題は存在しないと考える。</u></p> <p>の中に遵法意識が低い発注・検取行為における意識の向上を図る必要</p> <p>（上伝票）との差異が生じてくる。取引業者等の書類については是正させる術（すべ）はなく、検取時点では納品書（及び注文書）との突き合わせのみである。取引業者の書類により突合を図るという会計検査院の検査手法は今後も続き、本学の書類と取引業者の書類の差異を指摘されていくリスクが増大していくことが予想される。本学は適切に納品検取を実施していることを主張するために、適正な検取とともに証拠となる書類（検取印付き）を引き続き揃えていくことが必要と考える。</p>
<p>⑦ 旅費とRAの重複支出について</p> <p>【状況】 科学研究費補助金の研究課題にかかる研究協力者として、大学院生に出張旅費が支払われていたが、その用務が行われた期間においてRAで雇用されていた勤務日と重複して行われている日があった。</p> <p>【調査】 このことから、出張及びRAの勤務実体が疑われる状況であったため調査を行ったところ、出勤表を誤って記載していたことが確認されたため、出張及び勤務実体について全て実体があったと結論した。</p> <p>【改善点】 昨年度、内部監査で同様な事例が見受けられ改善策を講じたところであるが、その改善が十分に機能していないと考えられ内部統制上の問題があることから、関係部署に改善策の実施を求めた。</p>	<p>『統制環境』についての課題</p> <p>職員就業規則に定める事項について、職員の遵法意識が弱いことから発生したと考えられ、規則遵守の欠如によるものであり、改善を要する。</p> <p>『統制活動』についての課題</p> <p>勤務時間管理に関する統制活動が弱いことから発生した問題でもあり、昨年度、小金井地区総務チームと同様な事例が見受けられ統制活動を強化する改善を行っていたが、それが十分に活かされておらず、さらに改善が必要と考える。</p> <p>『リスク評価』についての課題</p> <p>任期1ヶ月未満の非常勤職員に対する勤務時間管理は競争的資金の取扱いに関する要項第8条に基づいた日ごとに管理がされていない、内部統制機能が十分に活かされておらず、リスクの高い状態にある。任期1ヶ月未満の非常勤職員に対する取扱いについて、再度、周知徹底を行い、リスクの軽減を図る検討をする必要があると考える。</p> <p>『モニタリング』についての課題</p> <p>競争的資金等の取扱いに関する要項第8条第1項第3号別紙4において、勤務実態調査を実施することとなっていることから、旅費との重複勤務も含めた調査方法の検討が必要であると考える。</p>

7. 今回の内部監査を受けて

今回の監査は、科学研究費補助金の不正使用がないことに重点において実施され、結果、不正の存在は見受けられなかった。しかし、安全活動における「ヒヤリハット」の法則になぞらえれば、今回の監査で問題点となった事項は不正使用につながりかねない兆候として認識すべきであると考えられる。特に上記で見受けられたことについては、業務を担当する部署と統制手段について協議し、発生リスクをどれだけ少なく押さえることができるかを検討実施し、内部統制の効果については、次年度に検証を行う。

○ 平成 21 年度 第 3 回内部監査結果報告

平成 21 年度第 3 回定期監査結果報告書

1. 監査目的

平成 21 年度内部監査計画に掲げた平成 20 年度内部監査による指摘事項の改善状況について、その後の取り組み状況について確認を行うため、業務監査的と会計監査的の観点の両面から監査を実施した。

2. 監査概要

(1) 被監査対象部局

人事チーム、研究支援・産学連携チーム、財務企画チーム、学務チーム、学生支援チーム、府中地区会計チーム、小金井地区総務チーム、小金井地区会計チーム

(2) 監査の実施期間

1) 資料収集	10月20日	～	11月30日
2) 書面検査	11月2日	～	12月4日
3) ヒアリング	12月17日		
4) 分析・報告書の作成	12月7日	～	12月18日

(3) 監査の方法

平成 20 年度第 2 回内部監査及び平成 20 年度第 4 回内部監査において、監査規定第 7 条第 3 項に基づき助言及び勧告を行ったチームに対し、その後の取組状況及び再発防止対策等について文書で回答を求め、書面検査を行った。さらに、書面検査の結果を受け、被監査対象部局とヒアリングを行い、意見交換を行った。

(4) 監査担当者

立岡稔、劔持昌宏

3. 監査結果

各チームは監査室が行った助言に対し再発防止対策を講じており、その後も形骸化することなく、リスクを軽減するような取り組みが行われていることを確認した。

4. 検討事項

特になし

5. 被監査部局からの意見要望等

特になし

6. その他参考事項

旅費規定について、内部監査で助言したことについてリスク要因として把握し、規定の見直しを行っているところであり、引き続き検証をしていきたい。

以上

○ 平成 21 年度 第 4 回内部監査結果報告 [抜粋]

平成 21 年度第 4 回定期監査結果報告書

1. 監査目的

平成 21 年度内部監査計画に掲げた「資産の管理状況」について、細部の確認を行うため、業務監査的と会計監査的の観点の両面から監査を実施した。

2. 監査概要

(1) 被監査対象部局等

- ・ 資産管理チーム
- ・ 物品管理者 計 15 名
(工学府 8 名、農学府 4 名、BASE 1 名、技術経営研究科 1 名
産官学連携・知的財産センター 1 名)

(2) 監査の実施期間

- | | |
|-------------|--------------|
| 1) 資料収集 | 10月22日～ |
| 2) 実地検査 | 11月26, 30日 |
| 3) 分析・報告書作成 | 12月1日～12月11日 |

(3) 監査の方法

資産管理チームから資産台帳を取り寄せ、有形固定資産のうち機械装置及び工具器具備品（50万円以上の高額資産）の保有件数が多い管理（研究）者トップ100名を抽出し、その中から無作為に抽出した15名を監査対象者とした。

その対象者には、事前に監査対象となっている資産についての、物品調査票を送付し、①現物の有無、②備品シールの有無、③現設置場所について、調査依頼をした。

実地監査では、物品調査票に基づき管理状況についてヒアリングを行うとともに、そのうちの数件について、④物品と備品シールの照合、⑤物品の稼働状況、⑥安全面に関する管理状況について、サンプリング調査を実施した。

4. 検討事項

- (1) 専攻主任として購入した物品が、個人管理者として台帳管理されていたが、その物品は法人化以前に購入したものであり、物品管理規程第28条による検査が十分でなかったことが考えられる。毎会計年度、同規程第26条により管理状況等を学長へ報告することとなっており、より適切な検査を実施することが望まれる。

今回の内部監査では、物品管理者に対し事前に物品調査票を配付し、自己点検をしてもらい、物品管理者が自ら物品管理状況等を把握することにより管理意識の向上も図られ、非常に効果的な監査であったと言えるので、資産管理チームにおいては、今後、このような検査手法の導入を検討したい。

- (2) 退職する教員の物品について、物品管理事務要項第4条に基づき供用計画書を財産管理役へ提出することになっているが、その物品が遊休資産にならないように適切な手続きが必要であると考えられる。

5. 被監査部局からの意見要望等

物品管理者から備品シールについて、現行のラベルサイズは4×8.5cmであり、小さな物品であると貼付するのが困難であることから、縮小したシールの発行について要望があった。

○ 平成 21 年度 第 5 回内部監査結果報告 [抜粋]

平成 21 年度 第 5 回定期監査結果報告書

1. 監査目的

平成 21 年度内部監査実施計画に掲げた「検収所機能の実施状況」について、細部の確認を行うため、業務監査的と会計監査的の観点の両面から監査を実施した。

2. 監査概要

(1) 被監査対象部局等

- ・府中地区会計チーム
- ・小金井地区会計チーム

(2) 監査の実施期間

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 1) 実地検査 | 平成 21 年 12 月 7 日 |
| 2) 分析・報告書作成 | 平成 21 年 12 月 8 日～平成 21 年 12 月 25 日 |

(3) 監査対象

- ・府中地区物品検収所
- ・小金井地区物品検収所

(4) 監査の方法

競争的資金等の取扱いに関する要項の定める財務処理責任者（両会計地区会計チームリーダー）に対し、①現状の業務実施体制、②問題点や課題について、③その他参考となる事項について、文書で回答を求め、その得られた回答を基に財務処理責任者及び物品検収所専任職員等に対してヒアリングを実施した。

また、監事及び会計監査人が同席し、物品検収所の機能状況について意見交換を行い、現状の理解を深めた。

4. 検討事項

1) 物品検収所の周知徹底について

初めて取引をする業者には本学のルールが熟知されているとは限らず、検収所を介さない場合があることから、検収所の存在が明確に分かるような案内板の設置や守衛所などで本学の発注・検収体制のルールを明記した文書を配布するなど、さらに周知徹底が必要であると考えられる。

また、教職員には教授会や科学研究費補助金の説明会などにより、発注・検収体制のルールの周知徹底を図るとともに、教職員からも取引業者に対して、周知徹底が行われるような取り組みが必要であると考えられる。

2) 検収データによる検証について

一部の取引業者が検収所を介さず、直接、研究室等へ納品されているとのことであるが、その取引業者が、どれぐらい存在するのか把握できていないことから、より精度の高い検収データを作成し、検収率など把握すべきと考えられる。

3) 発注者以外による検収体制について

取引業者が検収所を介さず、直接、研究室等に納品した場合には、①検収担当職員が研究室等に向き納品確認をする、②研究者等が納品物を検収所に持参して検収を行うなど、一連の手続きを行うような取り組みが必要であると考えられる。

なお、上記①②が行われない状態について発注者と検収者が同一の者となってしまうことから、別の者が検収できる体制についても検討すべきと考えられる。

○ 平成 21 年度 第 6 回内部監査結果報告 [抜粋]

1. 監査目的	
平成 21 年度内部監査実施計画に掲げた事項のうち、以下の監査項目について細部の確認を行うため、業務監査的と会計監査的の視点の両面から監査を実施した。	
2. 被監査対象部局	
戦略企画室、総務チーム、学術情報チーム、人事チーム、研究支援・産学連携チーム、留学交流推進チーム、財務企画チーム、資産管理チーム、キャンパス整備チーム、学務チーム、学生支援チーム、府中地区総務チーム、府中地区会計チーム、府中地区学生サポートセンターチーム、小金井地区総務チーム、小金井地区会計チーム	
3. 監査項目	
1) 公的資金にかかる受託契約の執行状況について	
2) 受託契約等にかかる委託元等が実施した確定検査及び中間検査の遵守状況について	
3) 競争的資金等の取扱いに関する要項の遵守状況について	
4) 配分経費の管理状況について	
5) 経費の抑制に関する実施状況について	
6) 随意契約について	
4. 監査実施期間	
1) 資料収集	1月15日～
2) 書面検査	1月29日, 2月1, 3日
3) 分析・報告書作成	2月4日～2月26日

7. 監査結果			
監査結果の概要	改善点検討等		備考
1) 公的資金にかかる受託契約の執行状況について			
①	・財務会計システム及び補助金経理システムから執行状況に関するデータを出力し対象プロジェクトを抽出をしたところ 11 件が該当しており、被監査部局に対して 12 月以前の執行状況と 1 月以降の執行計画についてヒアリングを行った結果、問題は見受けられなかった。	・委託先又は交付先によっては、年度末の備品の購入や消耗品の大量購入を認めないこともあり、執行率の低下はリスクの高い状況である。受入時に教員等と執行計画のヒアリングを行うなど、情報伝達が必要であると考ええる。	
②	・競争的資金等の取扱いに関するマニュアル及び会計規定等に基づき、事務処理が適切に行われているか確認を行った結果、特に問題は見受けられなかった。	・競争的資金等の使用に関する行動規範にもあるように、職員の法令遵守の意識の向上は必要であると考ええる。	
③	・農林水産省の委託事業で委託先のルールに基づき事務処理が適正性に行われているか確認を行った結果、外国旅費が支出されていた。委託先の委託事業事務処理マニュアルに「実用技術開発事業における外国旅費は、研究計画書等においてその必要性が認められている場合に限り計上が可能」となっていたことから、ルールに反する恐れがあったので委託先に確認をしたところ、「支出を認めない」との回答があり、執行担当部局へ他の財源に振替するように要請をした。	・プロジェクト代表者は、計画段階で「研究員旅費」を計上しており、その区分から外国旅費が支出できるものと認識をしていた。また、農林水産省には当該事業の成果発表であることを伝えたが、「当該事業は国内普及を目指しているものなので、海外の学会において成果発表を行う必要性は認められない」との見解であり、委託先との認識違いにより発生したものであると考えられる。委託先との認識違いは為す術もないことから、執行段階で疑義が生じた場合には、委託先に確認の上、支出をすべきと考ええる。	
④	・旅費及び謝金（人件費）について、他の財源で支出していた旅費及び謝金（人件費）の勤務記録と突合を行い、重複勤務がされていないか確認を行った結果、問題は見受けられなかった。また、業務内容の適正性について確認を行ったが、問題は見受けられなかった。	・職員就業規則に定める事項について、研究者及び勤務時間管理者双方の規則遵守の意識の向上は必要であると考ええる。	
⑤	・科学技術総合推進費補助金（現場立脚型環境リーダー育成拠点形成事業）で出勤簿と旅行命令簿を突合した結果、出張期間中に出勤簿に出勤印が押印されているのが見受けられた。このことから、勤務実態に疑義があったため調査を実施したところ、事務の錯誤及び出張者の出勤簿の誤押印によるものであり、出張事実があったことが確認された。	・センター事務室から勤務時間管理員への情報伝達が不足していたことが原因であり、必要な情報を確実に伝える方法を検討することが望まれる。 ・また、モニタリング活動として人事関係事務調査実施要項に基づく調査において、新しくできた組織及び施設について重点的に検査を行う必要があると考ええる。	学務チームに情報伝達の方法を検討要請 人事チームにモニタリングの実施について検討要請

2) 受託契約等にかかる委託元等が実施した確定検査及び中間検査の遵守状況について		
①	・委託先又は交付先が実施した検査で、会計指導等や講評を受けた事項の是正状況の確認を行った結果、一部修正がされていないプロジェクトがあったので、是正するように指導をした。	・委託先又は交付先の講評事項の未改善は、リスク要因となるので、遵守意識の向上を図る必要があると考える。
3) 競争的資金等の取扱いに関する要項の遵守状況について		
①	・競争的資金等の取扱いに関する要項の定める人件費の勤務実態調査及び謝金の抜き打ち調査の実施状況について確認を行った結果、調査結果に基づく不適切な処理はなく、問題は見受けられなかった。しかし、一部の部署においては、調査を実施していなかったため、3月中旬に調査を実施することの確認をした。	・アンケート等の実施は、内部統制で有効な手法であり、本学規定にも定めていることから、引き続きモニタリング活動の実施は必要であると考えます。
監査結果の概要		改善点検討等
4) 配分経費の管理状況について		
①	・学内予算で配分された学長裁量経費について、事業計画どおりの執行状況及び今後の執行計画について確認を行った結果、問題は見受けられなかった。	・学長裁量経費は事業計画に基づき予算配分していることから、経済性、効率性及び有効性の観点から適正性の確保が必要であると考えます。
5) 経費の抑制に関する実施状況について		
①	・平成21年度国立大学法人東京農工大学年度計画にかかげる「2. 経費の抑制に関する目標を達成するための措置」の平成21年度計画の進捗状況（第3・四半期分）及び中期計画の実施状況（平成20～21年度）に係る報告書から第3四半期までの実施状況等についてヒアリング及び根拠資料を確認を行った結果、問題は見受けられなかった。	・平成21年度に掲げる年度計画の進捗状況は大学評価をされるうえでリスク要因であり、判断理由に至った経緯及び根拠資料は説明責任を果たす上で十分に検証が必要であると考えます。
6) 随意契約について		
①	・会計規則及び契約事務取扱規程に基づき100万円以上500万円未満の契約方法について実査した結果、問題は見受けられなかった。	・分割発注はリスク要因であり、また、「公共調達適正化について」（財務大臣/平成18年8月25日/財計第2017号）の通知により、内部監査結果を踏まえ、一般競争入札等によるものができるものについて検討することとなり、経済性及び効率性の観点から外部資金については事業計画、大学運営資金については予算配分時を含めて調達方法を検討する必要があると考える。

【添付資料 3-4】 監事の指摘事項を法人運営の改善に活用した主な取組事例、または、改善に向けた主な取組事例

(1) 平成 21 年度第 2 回内部監査結果にかかる助言及び勧告に対する改善に向けた事例

◆ 《事例 1》 科学研究費補助金に係る資産計上漏れについて

・ 平成 21 年度第 2 回内部監査結果に係る助言及び勧告について [抜粋]

1 科学研究費補助金の監査対象課題について、支払いに関する証拠書類と資産台帳を突合したところ、備品として購入した物品が資産台帳に登録されていないものが複数見受けられました。また、主要な設備備品について、支払いに関する証拠書類及び資産台帳と収支決算報告書の突合をしたところ、記載漏れと金額の誤りがあることが確認されました。

このことから、平成 21 年度より新科学研究補助金システムを導入し、業務遂行に万全を期した体制整備をしたところではありますが、内部統制上の問題があったことも考えられるので、外部資金受入報告担当者（研究支援・産学連携チーム）、執行担当者（府中地区会計チーム及び小金井地区会計チーム）、資産登録担当者（資産管理チーム）の 3 者において必要な情報を確実に伝達する体制について検討を求めます。



・ 平成 21 年度第 2 回内部監査結果にかかる指導及び助言について (回答) [抜粋]

今回の原因となった資産計上漏れ等の発生要因を分析し、再発防止に向けた取り組みを下記のとおり実施する（別紙参照）。

- ◎ 備品一覧の作成について、平成 21 年度から新補助金経理システムを導入しており、支出決議書を作成する段階で、財務会計システムに必要な情報を同システムに入力し、データ管理を行う。
- ◎ 支出決議書の決裁時において、各地区会計チーム会計係（監査担当）で費目の確認を行い、さらに、決算時において、システムから出力したデータと支出決議書の突合を行う。
- ◎ 報告時において研究支援・産学連携チームでは、システムに登録した備品データと、実績報告書の「主要な物品明細書」の記載漏れ等が無いか確認を行う。また、実支出額の使用内訳については、確認チェックシートを基にトリプルチェックを行う。

(※ 別紙については、次頁のとおり。)

(「平成 21 年度第 2 回内部監査結果にかかる指導及び助言について (回答)」の別紙)

【発生要因】平成20年度以前						
	研究支援係	研究者	各契約係	各会計係	資産係	問題点
通常(執行)時		①予算指示書の提出 100万円未満については、請求書等を添えて契約係へ送付 備品の場合は、寄付手続き	②支出決議書の作成 書類の適正性を確認後、科研(汎用)システムへ入力 【入力項目】 起案日・検取済日・研究種目・研究者名・相手方氏名・費目区分・適用・金額 監査終了後、出納係で支払	③書類の監査 【監査内容】 支出内容の適正性の確認 入力項目の確認 寄付手続きの確認		
決算時			①備品一覧表の作成 支出決議書から「備品」を抽出し一覧を作成 【入力項目】 伝票番号・取得年月日・名称・規格・債主コード・取引先・取得価格・管理者・経費・設置場所・部屋		②財務会計システムに登録 各契約係から送付されてきた一覧について、システムに取り込む上で必要な事項を確認後、システムへ登録	◎科研(汎用)システムと財務会計システムは連動していない。 ◎財務会計システムに取り込むためのデータを新たにエクセルで作成した。 ◎そのデータは科研費執行担当者が作成をしており、第三者(各地区会計チーム及び資産管理チーム)がチェックを行っていない。
報告時	③報告書の内容確認 報告書の内容を確認後、文科省等へ提出	②報告書の作成 研究支援係をとりして文科省等へ提出	①帳簿の出力 執行(研究)終了後、各研究者へ差引簿を送付			◎研究支援係では、科研(汎用)システムにおける執行額の確認のみ行い、支払いに関する書類と収支決算報告書の突合は行っていない。 ◎研究者が科研費で購入した備品を把握していない。

再発防止
に向けた
改善状況

【再発防止】平成21年度以後の体制						
	研究支援係	研究者	各契約係	各会計係	資産係	改善点
通常(執行)時		①予算指示書の提出 100万円未満については、請求書等を添えて契約係へ送付 備品の場合は、寄付手続き	②支出決議書の作成 書類の適正性を確認後、新科研経理システムへ入力 【入力項目】 起案日・納品検収日・研究種目・研究者名・相手方氏名・費目区分・適用・金額 ※備品対象の場合 【入力項目】 品名・使用等・設置場所・管理者・使用者・数量・単位 監査終了後、出納係で支払	③書類の監査 【監査内容】 支出内容の適正性の確認 入力項目の確認 寄付手続きの確認		◎備品対象については、支出決議書を作成する段階で、財務会システムに必要情報を入力する。 ◎各会計係では費目について、重点的に確認を行う。 ※将来的にはシステムをカスタマイズして、備品対象データも紙媒体で出力し、監査時に確認をすることにより、決算時における確認業務を省略化する。
決算時			②備品一覧の確認 支出決議書と備品データ一覧の突合		①備品データの出力 補助金経理システムから備品データを出し、各契約係へ送付 ③財務会計システムに登録 各契約でデータ確認が終了後、システムへ登録	◎各契約係におけるデータチェックは、科研費執行担当者以外が行う。 ◎資産係は、最終の備品データ一覧を研究支援係及び各契約係へ送付する。
報告時	②報告書の内容確認 報告書の内容を確認後、文科省へ提出	①報告書の作成 研究支援係をとりして文科省へ提出	統一認証から差引簿が見られるようになったことから、研究者から要望があった場合のみに、差引簿を送付			◎資産係から送付のあった備品データ一覧により、「主要な物品明細書」の記載漏れが無い確認を行う。 ◎実支出額の使用内訳については、確認チェックシートを基に、トリプルチェックを行う。

◆《事例2》 非常勤職員に対する「休日の振替（又は代休日の指定）」について

- ・平成21年度第2回内部監査結果に係る助言及び勧告について〔抜粋〕

2 農学部で委託契約をしているJST（戦略的創造研究）のプロジェクト経費において、本経費で雇用されている産学連携研究員（学長発令）に対して非常勤職員就業規則第30条に基づく休日に出張命令を行っていたので、勤務時間数について勤務時間報告書を確認したところ、超過勤務手当が支給されていませんでした。

非常勤就業規則第29条に基づき、所定の労働時間を超える労働時間を命じた場合は、非常勤職員給与規程第11条により常勤職員の例に準じて超過勤務手当が支給されると規定されておりますが、勤務時間管理員等の関係者への周知が不十分であるために発生したと考えられますので、改めて周知徹底を求めます。

また、非常勤職員の増加や業務の多様化に伴い、非常勤職員にも「休日の振替（又は代休日の指定）」が行えるよう、学内規定等の見直しを行うことの検討を求めます。

改善に向けた取組

- ・平成21年度第2回内部監査結果にかかる指導及び助言について（回答）

農工大人第22-38号

平成22年3月12日

監査室長 殿

人事チームリーダー
（法人印省略）

平成21年度第2回監査結果にかかる助言及び勧告について(回答)

平成22年3月2日農工大監第21-15号にて通知のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

「1」について、毎年実施している人事関係事務調査において、重点事項として調査を行い、各担当部署に注意喚起を行っておりますが、根本的な改善には至っていない状況であるため、勤務時間管理者及び研究者に対し、さらなる遵守意識の向上を促していくこととします。

「2」についても、同じく人事関係事務調査の結果、各担当部署に注意喚起を行っております。

また、非常勤職員に対する「休日の振替(又は代休日の指定)」については、平成22年4月より行えるように非常勤職員就業規則の改正を別紙のとおり進めております。

・「平成 21 年度人事関係事務調査の結果について（通知）」〔抜粋〕

平成 21 年度人事関係事務調査の結果について(通知)

先に実施しました人事関係事務調査の結果等について、別紙のとおり取りまとめましたので、今後の事務処理の参考として下さい。

なお、調査実施時に指摘しました事項については、書類の修正及び今後の是正を行って頂くようお願いします。

【平成 21 年度 人事関係事務調査 特記事項】

○ 休暇の単位について

看護休暇(一年において10日の範囲内の期間)を0.5日で付与しているケースが見られました。この休暇は1日または1時間単位で付与することになっており、0.5日での付与はできません。

他の特別休暇について、育児参加休暇(出産予定日の6週間前から出産後8週間までの期間において5日の範囲内)、配偶者出産休暇(出産のための入院等の日から出産後2週間後までの期間で2日の範囲内)も同様の扱いとなります。

なお、0.5日を単位とする休暇の付与は、年次(有給)休暇でのみ可能な例外的な措置であり、特別休暇及び病気休暇では付与できませんので、ご留意下さい。

○ 欠勤の単位について

欠勤について、0.5日で処理しているケースが見られました。欠勤は必ず時間及び分単位で処理して下さい。(1日又は0.5日単位での処理は行いません)

よって、非常勤職員(フルタイム職員)が1日欠勤した場合は、7時間45分の欠勤として処理して下さい。

○ 休日の振替について

休日に勤務を命ぜられた場合は、予め「休日の振替簿」により当該勤務日より1週間以内の日に休日の振替を行って下さい。出張や授業等真にやむを得ないと認められる理由により1週間以内に休日の振替が行えない場合は、速やかに「代休日指定簿」により当該勤務日より8週間以内の日に代休日を指定して下さい。

なお、休日に出張を命ぜられた場合も、当該休日が移動日である(と説明できる)場合又は長期に渡る出張期間中の休日である(と説明できる)場合を除き、休日の振替(又は代休日の指定)を行う必要がありますので、ご留意下さい。

休日における出張の件については、委託業務に関する額の確定調査等で必ず指摘を受けておりますので、特にご注意下さい。

また、非常勤職員についても平成22年4月より「休日の振替(又は代休日の指定)」が行えるよう規則の改正を予定しておりますので、申し添えます。

・「平成21年度第11回教育研究評議会記録」〔抜粋〕及び資料

V 議事要旨

1. 審議事項

(1) 規則等の制定について

- 1) 国立大学法人東京農工大学学則
- 2) 国立大学法人東京農工大学安全衛生管理規程
- 3) 国立大学法人東京農工大学における教育職員免許状取得に関する履修規程
- 4) 国立大学法人東京農工大学外国人留学生等の教養科目履修の特例に関する規程
- 5) 国立大学法人東京農工大学公用自動車運行管理規程
- 6) 国立大学法人東京農工大学職員就業規則
- 7) 国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程
- 8) 国立大学法人東京農工大学職員退職規程
- 9) 国立大学法人東京農工大学職員の労働時間、休暇等に関する規程
- 10) 国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業規程
- 11) 国立大学法人東京農工大学職員表彰規程
- 12) 国立大学法人東京農工大学職員懲戒規程
- 13) 国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則**
- 14) 国立大学法人東京農工大学女性未来育成機構に勤務する職員就業規則
- 15) 国立大学法人東京農工大学学術指導規程
- 16) 国立大学法人東京農工大学組織運営規則

総務TL及び人事TLから資料に基づき規則等の制定について説明があり、審議の結果、原案どおり承認した。

第21-11回 教育研究評議会
資料No.1-1-13

国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則の一部改正(案)

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則</p> <p>平成16年4月1日 16 経教規則第4号</p> <p>第1条～第6条 省略 (雇用契約の更新)</p> <p>第7条 省略 2～4 省略</p> <p>5 第1項の規定は、非常勤講師、シニアプロフェッサー、学校医、科研費等研究支援アシスタント、COEアシスタント、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント及びスーパーリサーチ・アシスタントには適用しない。</p> <p>第8条 省略 (新設)</p> <p>第9条～第29条 省略 (休日)</p> <p>第30条 休日は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 日曜日</p> <p>二～六 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略(現行どおり) (雇用契約の更新)</p> <p>第7条 省略(現行どおり) 2～4 省略(現行どおり)</p> <p>5 第1項の規定は、非常勤講師、シニアプロフェッサー、インストラクター、学校医、科研費等研究支援アシスタント、COEアシスタント、ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタント及びスーパーリサーチ・アシスタントには適用しない。</p> <p>第8条 省略(現行どおり) (再雇用)</p> <p>第8条の2 前条第1項に規定する年齢に達した日以後に雇用契約の期間が満了したことにより退職した者であり、かつ、高齢者等の雇用の安定に当に関する法律(昭和46年法律第68号)第9条第2項の規定に基づき別に定める基準を満たす者については、引き続きパートタイム契約職員として再雇用することができるものとする。</p> <p>2 前項の規定に基づき再雇用される非常勤職員(以下「再雇用非常勤職員」という。)は、1年を超えない範囲内の期間(再雇用しようとする日の属する年度の末日までの期間に限る。)の雇用条件を年度ごとに提示し、採用するものとする。</p> <p>3 国立大学法人東京農工大学職員再雇用規程第7条及び第8条の規定は、再雇用非常勤職員について準用する。この場合において、「再雇用職員」とあるのは「再雇用非常勤職員」と読み替えて適用するものとする。</p> <p>第9条～第29条 省略(現行どおり) (休日)</p> <p>第30条 休日は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 日曜日(法定休日)</p> <p>二～六 省略(現行どおり)</p> <p>2 省略(現行どおり) (休日の振替)</p> <p>第30条の2 大学は、非常勤職員の休日とされた日に業務の都合上、特に勤務することを命ずる必要がある場合には、事前に当該休日を勤務日とし、当該週の勤務が割り振られた日を休日に振り替えることができる。</p> <p>2 業務の都合上、休日の振替を行う場合には、当該週の起算日は勤務を命ぜられた日とする。</p> <p>(休日の代休日)</p> <p>第30条の3 大学は、前条に規定する休日の振替ができない場合には、当該休日に代わり勤務することを要しない日(以下「代休日」という。)として、当該休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にある勤務日(休日を除く。)を指定することができる。</p> <p>2 第1項の代休日の指定ができる場合は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 出張等により当該週に振替できない場合</p> <p>二 その他真にやむを得ないと認められる場合 (休日の振替及び代休日の手続)</p> <p>第30条の4 休日の振替及び代休日の指定は、休日の振替簿、代休日指定簿により行うものとし、その振替及び指定については、できる限り非常勤職員の意向に沿うものとする。</p> <p>2 休日の振替は1日を単位とし、休日の代休日は半日又は1日を単位とする。</p>	<p>[改正理由]</p> <p>①平成16年10月31日以前に採用された事務補佐員等に再雇用制度を導入する。</p> <p>②育児・介護休業法の改正による改正</p> <p>③職務専念義務免除制度、振替制度等導入による改正</p> <p>④インストラクター、特別研究助教制度施行による職種の追加及び職種の整備</p>

(2) 平成 21 年度第 6 回内部監査結果にかかる助言及び勧告に対する改善に向けた事例

◆《事例 1》センターの出勤簿管理について

・平成 21 年度第 6 回内部監査結果に係る助言及び勧告について〔抜粋〕

1 科学技術総合推進費補助金（現場立脚型環境リーダー育成拠点形成事業）の経費において出勤簿と旅行命令簿を突合したところ、出張期間中に出勤簿に出勤印が押印されているのが見受けられました。

このことから、内部統制上の問題があると考えられますので、モニタリングの改善策として、貴チームが実施する人事関係事務調査実施要項に基づく調査において、新しくできた組織及び施設について重点的に確認をしていただくことの検討を求めます。



改善に向けた取組

・平成 21 年度第 2 回内部監査結果にかかる指導及び助言について（回答）〔抜粋〕

監 査 室 長 殿

学務チームリーダー

平成 21 年度第 6 回内部監査結果にかかる助言及び勧告について（回答）

平成 22 年 3 月 8 日付け農工大監第 22-3 号で勧告されました事項について、下記のとおり回答しますので、よろしくお取り計らい願います。

記

事 項：環境リーダー育成センター事務室から勤務時間管理員への情報伝達

業務改善方針

月末の勤務時間報告の際に、旅行命令簿と出勤簿の突合を行う。

【添付資料4-1】男女共同参画に関する具体的な取組指針や計画等の策定等、学内での男女共同参画推進に向けた取組状況が確認できる資料

(1) 男女共同参画に関する具体的な取組指針や計画等

○ ポリシー及び活動計画等

- ・「男女共同参画推進ポリシー」及び「男女共同参画推進のための活動計画」

→ 「『平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書(資料編)』(32頁), 【添付資料4-1】男女共同参画に関する具体的な取組指針や計画等の策定等、学内での男女共同参画推進に向けた取組状況が確認できる資料; (1) 男女共同参画に関する具体的な取組指針や計画等」のとおり。

- ・「東京農工大学一般事業主行動計画」

→ 本資料編49-50頁:【添付資料4-4】(1)のとおり。

(2) 学内での男女共同参画推進に向けた取組

○ 推進に向けた取組の概要

- ・東京農工大学で進めている男女共同参画推進対策

東京農工大学で進めている男女共同参画推進対策	
●	男女共同参画推進のためのポジティブアクションの実施
●	出産・育児・介護に関わる就業規定の改定
●	次世代育成支援対策推進法に基づく主行動計画の策定
●	安全快適なキャンパス環境の整備
●	女子学生・研究者のキャリアパス支援
●	その他の制度整備

(本学 Web ページより抜粋)

○ 推進に向けた具体的な取組

◆ 《取組例1》女性未来育成機構における講演会・シンポジウム等の開催

- ・平成21年度 講演会・シンポジウム等開催一覧

平成21年度	
シンポジウム	「理系女性のキャリア加速プログラム」第1回シンポジウム 終了
● 日時	3月8日(月) 16:00~18:00
● 場所	東京農工大学 本部棟3F 第2会議室
● 内容	基調講演、事業報告、新規採用女性教員の紹介 詳細
在学生	理系女子のための就活講座 終了
● 日時	府中キャンパス:10月7日(水) 小金井キャンパス:10月14日(水) 12:05~12:55
● 場所	府中キャンパス:生協2F第2会議室 小金井キャンパス:5号館1Fリフレッシュ室
● 内容	セミナー(講師:大山 英美氏 株式会社毎日コミュニケーションズ)
女子中高生	女子中高生のためのサマースクール2009 ―農と工を一日でダブル体験 in 農工大― 終了
● 日時	8月1日(土) 10:00~16:30
● 場所	午前:小金井キャンパス 午後:府中キャンパス
● 内容	本学女性教員による講演、キャンパス見学、学生によるポスターセッション 詳細
在学生	女子学生のためのインターンシップ講座 終了
● 日時	府中キャンパス:5月27日(水) 小金井キャンパス:6月3日(水) 16:30~18:00
● 場所	府中キャンパス:生協2F第2会議室 小金井キャンパス:5号館1Fリフレッシュ室
● 内容	セミナー(講師:大山 英美氏 株式会社毎日コミュニケーションズ) インターンシップ体験者の発表、座談会

◆ 《取組例2》「出産・育児などで休業した女性獣医師の社会復帰のための再教育支援プログラム」
 (平成19年度「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」採択課題)

・プログラム概要について

→ 「『平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書(資料編)』(33頁), 【添付資料4-1】男女共同参画に関する具体的な取組指針や計画等の策定等、学内での男女共同参画推進に向けた取組状況が確認できる資料; (2) 学内での男女共同参画推進に向けた取組」のとおり。

・平成21年度の実施状況について <講座・講演会等の開催>

<p>【養成講座】</p> <p>「学び直し」初級コース臨床シミュレーション実習</p> <p>第1回養成講座「平成21年度小動物臨床獣医師養成講座 初級コース」</p>
<p>【教育講演会】</p> <p>第8回「学び直し」教育講演会開催</p> <p>第7回教育講演会「伴侶動物の悪性腫瘍(その3)ー先端獣医療現場におけるアプローチ」</p>
<p>【特別講座】</p> <p>第2回特別講演</p> <p>第3回特別講演</p> <p>第4回特別講演</p>

(本学 Web ページより抜粋)

【講演】第8回「学び直し」教育講演会開催

プレドニゾンに代表されるグルココルチコイドは、日常の動物臨床において大変身近な薬剤です。しかし、その種類は多岐に渡り、作用の強さ・持続期間なども様々です。また、いたずらに副作用のみが強調される傾向があり、誤った情報に基づく認識によって、治療への有効な使用ができていない場合もあります。

講演会第I部では、薬理学的観点からグルココルチコイドの特性、その有用性と副作用、有効な使用方法と注意点などをご講演いただきました。第III部において、実際の臨床現場における各種疾患への上手な使用法について、適用の多い専門分野から解説しました。グルココルチコイドの使用については、疑問や悩みをお持ちの先生も多いことと思います。今回の講演会では、先生方の疑問に出来る限りお答え出来るよう、より実践的かつ有用な内容にしたいと考えました。また、本年は文部科学省委託事業としての最終年度となりますので、第II部では、東京農工大学における平成22年度以降の「獣医師卒後再教育」事業の展望についてお話ししました。そのなかで、平成21年に開催した第1回小動物臨床獣医師養成講座「初級コース」受講者に対する修了証書授与式が行なわれました。



修了証書授与



学長・農学部長・東京都獣医師会会長・プロジェクトリーダーと修了者

(本学 Web ページより抜粋)

・平成21年度の実施状況について <小動物臨床獣医師養成講座 初級コースの試験的開講>

平成21年 第3回試験的開講 小動物臨床獣医師養成講座 初級コース							講義	実習
日付	時間		場所	教官	助手	講義内容		
1 8月20日(木) (2時間)	午後4時～5時	講義	病院2階セミナー室	田中あかね准教授	松田 彬 唐澤 薫	1、犬・猫の取扱や各部位の名称 診療していく上での基礎知識	・各部位の名称 ・動物との接し方・扱い方 ・問診の取り方 ・保定法 ・身体検査(全身状態・体温・心拍 呼吸数・体重など)	
	午後5時～6時	実習	病院1階処置室	田中あかね准教授				
2 8月21日(金) (2時間)	午後2時～4時	講義	本館22-A	大森啓太郎助教		2、日常行われる諸検査 ①	・血液の採取と血液検査 ・血液検査データの読み方 ・耳の検査と処置法	
3 8月27日(木) (2時間)	午後2時～4時	講義	病院2階セミナー室	白井淳資 教授 大森啓太郎助教		3、犬猫の疾病予防 ワクチン・フィラリア検査など	・犬猫の感染症(伝染病学) ・フィラリア症とワクチンの基礎知識	
4 8月28日(金) (2時間)	午後2時～4時	実習	病院1階処置室・検査室	大森啓太郎助教	北島 希美 唐澤 薫	4、日常行われる諸検査① とワクチン接種・フィラリア検査	・血液の採取と血液検査 ・血液検査データの読み方 ・フィラリア検査、注射部位と注射法 ・耳の検査と処置法	
5 9月3日(木) (2時間30分)	午後2時～3時	講義	病院2階セミナー室	田中あかね准教授	種田久美子 唐澤 薫	5、日常行われる諸検査 ②	・眼の検査と処置法 ・採尿法と尿検査 ・採便法と糞便検査	
	午後3時～4時30分	実習	病院1階処置室・検査室	田中あかね准教授				
6 9月4日(金) (3時間)	午後2時～3時	講義	1講-12	折戸謙介 准教授	北島 希美 松田 彬	6、麻酔法 7、日常行われる諸検査 ③	・麻酔法 ・レントゲン検査と検査画像の読み方	
	午後3時～4時	講義	1講-12	大森啓太郎助教				
	午後4時～5時	実習	病院1階処置室検査室	大森啓太郎助教				
7 9月15日(火) (2時間30分)	午後2時～2時45分	講義	病院2階セミナー室	田中あかね准教授	松田 彬 種田久美子	8、日常行われる諸検査 ④	・神経学的検査の意義	
	午後2時50分～3時30分	実習	病院1階処置室検査室	田中あかね准教授				
	午後3時30分～4時30分	講義	病院2階セミナー室	田中あかね准教授				
8 9月18日(金) (3時間)	午後2時～4時	実習	病院2階第2手術室	田中あかね准教授	北島 希美 唐澤 薫 松田 彬	10、手術の準備・器具の取り扱い方	・一般手術の準備 ・手術	
	午後4時～5時		病院2階セミナー室	松田 浩珍 教授	種田久美子			
9 10月22日(木) (3時間)	午後2時～6時	懇談会	病院2階セミナー室	小暮一雄先生 古谷隆俊先生 松田 浩珍 教授 田中あかね准教授 大森啓太郎助教		再就職相談会 講演 パネルディスカッション	「小動物臨床医に今求められていることは」 「小動物臨床医の仕事」 質問・要望など、パネリストを交え意見交換	

(本学 Web ページより抜粋)

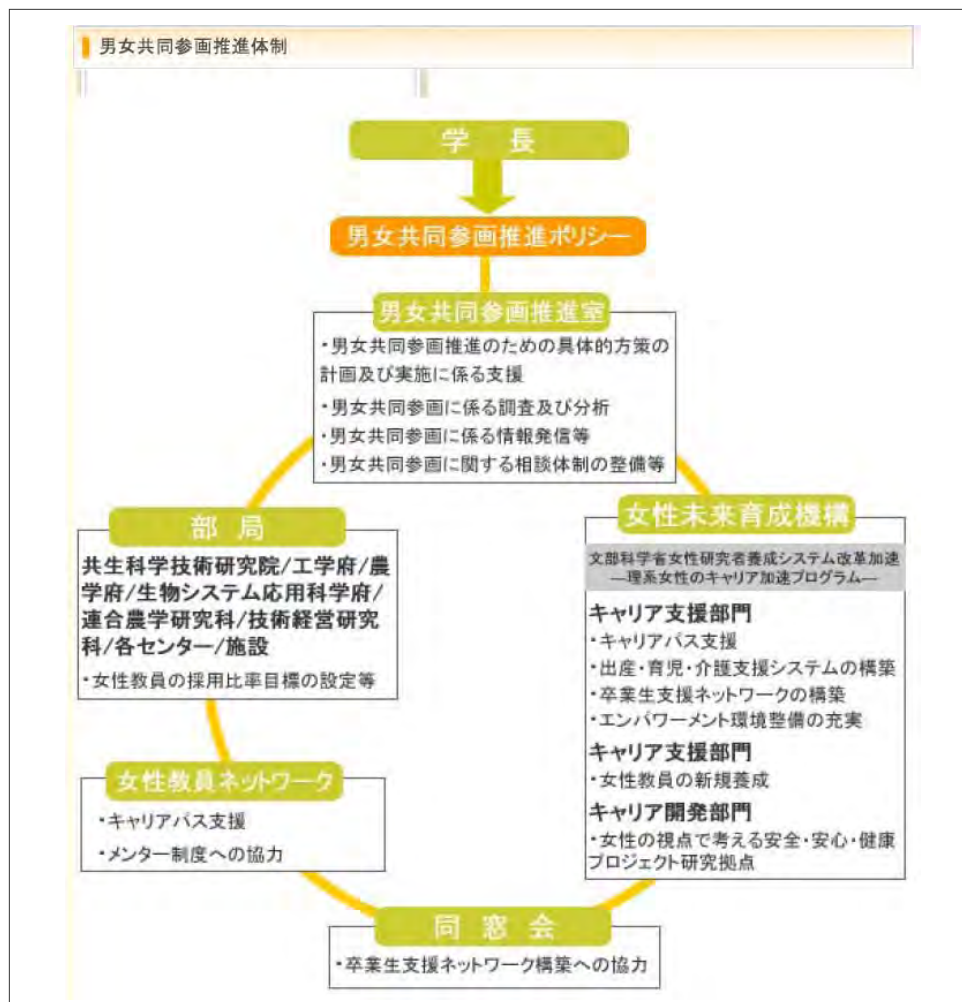
【添付資料4-2】男女共同参画推進のための組織の設置状況が確認できる資料

(1) 男女共同参画推進のための体制：

○ 男女共同参画推進体制

平成17年度に学長主導で全学的に『男女共同参画推進室』を設置し、平成18年度に『女性キャリア支援・開発センター』を設置した（～平成20年度）。さらに、平成21年2月に『女性未来育成機構』を新設した。

・推進体制図



(本学 Web ページより抜粋)

・「男女共同参画推進室設置要項」(平成18年2月20日施行)

→ 「『平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書(資料編)』(35頁), 【添付資料4-2】男女共同参画推進のための組織の設置状況が確認できる資料;(1)男女共同参画推進のための体制」のとおり。

(2) 女性未来育成機構について(平成21年2月1日設置)

○ 設置状況について

・「女性未来育成機構の運営に関する学長裁定」及び「女性未来育成機構の運営体制図」

→ 「『平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書(資料編)』(36頁), 【添付資料4-2】男女共同参画推進のための組織の設置状況が確認できる資料;(2)女性未来育成機構の設置(平成21年2月1日)」のとおり。

【添付資料4-3】女性教職員の採用・登用の促進に向けた取組状況が確認できる資料

(1) 農工大式ポジティブアクション「1プラス1」

○ 制度の概要

・「男女共同参画推進について」〔抜粋〕

■男女共同参画推進のためのポジティブアクションの実施
東京農工大学では、理系研究者における男女共同参画を一層推進するために、平成21年度より、農工大式ポジティブアクション「1プラス1」を実施することに致しました。

理系女性の加速型キャリアアップモデル『1プラス1』

常勤教授・准教授・講師・助教に女性を採用した場合
(テニュアトラック准教授、助教含める)

↓

当該専攻に、プラス1名分の特任助教の person 費を支給。

- プラス採用される特任助教に関しては性別を問いません。
- プラス採用分の人員は、女性教員を採用した専攻に配属します。
必ずしも、採用した女性教員の下に配属させる必要はありません。
- 採用した女性教員の職階を基準として、特任助手の person 費を支給します。より高い職位への女性研究者の採用をエンカレッジしています。

(本学 Web ページより抜粋)

※ 制度の導入経緯等については、「『平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書(資料編)』(38頁)、【添付資料4-3】女性教員の採用・登用の促進に向けた取組状況が確認できる資料」とおり。

○ 制度の実施状況

・「平成21年度「ポジティブアクション『1プラス1』」対象専攻の決定について」

平成21年10月28日

平成21年度「ポジティブアクション『1プラス1』」対象専攻の決定について

平成21年1月1日から9月30日までに新規採用された女性教員5名(准教授3名、助教2名)から、ポジティブアクションの対象とする教員2名の選定を行った。
その結果、以下の2専攻にプラス person 費を措置する。

① 工学府機械システム工学専攻
対象教員： ████████ (准教授)
採用(着任)年月日：平成21年3月1日
特任助教1名の採用：平成22年度4月～平成24年3月

② 農学府自然環境保全学専攻
対象教員： ████████ (准教授)
採用(着任)年月日：平成21年9月1日
特任助教1名の採用：平成22年度4月～平成24年3月

※ プラス1採用者(性別は問わない)は、当該専攻に配属するものであり、ポジティブアクションの対象とする女性教員の所属研究室に配属させることは意味しない。

※ 対象専攻は、特任助教等の採用スケジュール等について女性未来育成機構に報告した後、選考を実施することとし、所定の採用プロセス(ポジティブアクションによる採用であることを明記)を経て、採用する。

(第21-6回教育研究評議会 資料)

→ 上記決定に基づき、工学府機械システム工学専攻及び農学府自然環境保全学専攻において、平成22年4月から非常勤職員を各1名採用した。

(2) 文部科学省科学技術振興調整費委託事業「女性研究者養成システム改革加速」

○ 理系女性のキャリア加速プログラムにおける運営体制

・プログラムの運営体制図

→ 「『平成 20 事業年度に係る業務の実績に関する報告書 (資料編)』(36 頁), 【添付資料 4-2】
男女共同参画推進のための組織の設置状況が確認できる資料; (2) 女性未来育成機構の設置;
女性未来育成機構の運営体制図」のとおり。

○ 加速プログラムに伴う女性研究者の採用状況

・「東京農工大学 女性研究者 公募」〔抜粋〕

東京農工大学 女性研究者 公募			
【公募概要】			
東京農工大学では、平成 21 年度文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者養成システム改革加速」プログラムの採択を受けて、女性研究者を公募いたします。			
採用された女性研究者は、科学技術振興調整費の支援を受け、本学の女性未来育成機構に 2 年半所属して、関連部局と連携しながら「女性の視点で考える安全・安心・健康」をテーマとするプロジェクト研究を行います。また、教育活動に従事し、キャリア養成プログラム等の研鑽を経て、本学の教育・研究活動に貢献していただきます。本プロジェクト研究や養成プログラム等を完了した研究者は、原則として関連部局の所属教員として継続採用されます。研究の立ち上げに必要なスタートアップ資金や研究費などにおいて優遇措置があります。			
【募集人数等】			
教員 (准教授、講師または助教) として、4 名の女性研究者を募集します。			
【募集分野】			
分野 コード	研究 分野	採用職位	キーワード
A	工学 (理学)	准教授 または講師	数学分野 (代数系、幾何系、解析系)
B	工学	助教	生命工学、生体機能工学、応用生物学
C	農学	助教	生物生産科学、植物栄養、肥料科学、物質動態
D	農学	助教	共生持続社会学、食料・農業経済学、消費経済学、 フードシステム、リスク分析、農村活性化



・「第 21-5 回 教育研究評議会議事要旨」(審議事項)〔抜粋〕

(3) 教育職員の選考について

(中略)

3) 女性未来育成機構

女性未来育成機構運営委員会委員 () から、資料に基づき、採用計画に基づく教員選考結果報告について説明があり、審議の結果、下記のとおり選考結果を承認した。

→ 講師 1 名、助教 4 名を採用。

○ 「理系女性のキャリア加速プログラム」における取組

・ 第1回 シンポジウムの開催

平成 21 年度文部科学省科学技術振興調整費委託事業「女性研究者養成システム改革加速」事業 TAT

**東京農工大学
「理系女性のキャリア加速プログラム」
第1回シンポジウム**

日時： 2010年3月8日(月) 16:00～18:00 終了
場所： 東京農工大学 本部棟 3F 第2会議室
主催： 女性未来育成機構

プログラム・当日の様子

基調講演

飯野 正子 津田塾大学 学長



津田塾大学建学の精神をテーマに、女子高等教育や女性研究者養成の在り方、津田塾大学の女性研究者支援に関する取り組みなどについて講演をいただきました。

「理系女性のキャリア加速プログラム」事業内容報告

宮浦 千里 女性未来育成機構 機構長



本学で実施している「理系女性のキャリア加速プログラム」の事業内容紹介と本年度の女性教員の採用状況およびプログラムの進捗状況について報告を行いました。

平成21年度 女性未来育成機構 新規採用女性教員の紹介

大津 直子 助教・新井 祥穂 助教



畠中 英里 講師・平田 美智子 助教



本プログラムによって平成21年度に新規採用された4名の女性教員が、それぞれの研究テーマの紹介と教育・研究活動の報告を行いました。

会場の様子



参加者は教職員及び学外の関係者29名で、女性教員を加速的に採用する本取り組みに対する期待と問題点などを討論するなど、盛会のうちに終了しました。

**【添付資料4-4】仕事と育児等の両立を支援し、女性教職員が活躍できる環境づくりに向けた取組
状況が確認できる資料**

(1) 仕事と育児等の両立を支援するための環境整備に向けた取組

○「東京農工大学一般事業主行動計画」の実施状況

・「次世代育成支援対策支援法について」



(本学 Web ページ)

目標とその実施状況

・「一般事業主行動計画実施状況」一覧

※赤字は平成21年度から実施した事項

一般事業主行動計画実施状況(18.4.1~23.3.31)					
H22.4.1現在					
番号	目標	行動計画	チェック	実施内容	備考
目標1	仕事と子育てを両立できる雇用環境整備のための、職員の意識改革を推進する	意識改革推進のため、大学ホームページを通じた周知や、管理職員に対する研修等を通じた啓発を行う	○	平成21年度に管理職向けの研修を実施。	
		意識改革推進のため、職員を対象とした講演会等を実施する	○	平成18年度から年1回ずつシンポジウムを開催。	
目標2	育児休業及び部分休業を取得できる期間を延長する	職員の実態やニーズを把握するためのアンケートを実施する	○	平成18年12月、平成19年6月、平成21年1月にアンケートを実施。	(本学 Web ページより抜粋)
		男女共同参画推進室で精査・検討の上、規程を改正する	○	平成19年3月、20年4月、21年4月に就業規程の改正を行い、育児休業・部分休業の取得可能期間の延長、短時間勤務制度・早出遅出勤務制度の導入を実施。	
目標3	育児休業からのスムーズな復帰を支援するための制度・環境を整備する	育児休業中の職員に対し、必要な情報提供を行う			平成22年度実施予定
		育児休業中の職員に対し、職務復帰支援のための研修等の実施を検討する			平成22年度実施予定
		その他の施策について人事チームならびに男女共同参画推進室で検討する			平成22年度実施予定

目標4	子の看護のための休暇制度を見直し、取得可能日数の増加や、時間単位での取得を可能とすることを検討する	職員の実態やニーズを把握するためのアンケートを実施する	○ 平成18年12月、平成19年6月、平成21年1月にアンケートを実施。
		男女共同参画推進室で精査・検討の上、規程を改正する	○ 平成19年3月、20年4月、21年4月に就業規程の改正を行い、看護休暇の取得可能日数の増加、時間単位での取得、短時間勤務制度・早出遅出勤務制度の導入を実施。
目標5	育児に関わる経済的援助の制度を導入する	全国ベビーシッター協会と契約を締結し、ベビーシッターサービス利用割引券を希望者に交付する	○ 平成19年3月から導入。
目標6	事業所内保育施設の設置又は外部施設の活用を検討する	職員の実態やニーズを把握するためのアンケートを実施する	○ 平成18年12月、平成19年6月、平成21年1月にアンケートを実施。
		設置・運営の可否について情報を収集し検討する	○ 小金井地区について、平成20年度に設置を決定、平成22年度中に運営開始予定。府中地区について設置・運営に向け、具体案を検討中。
目標7	所定外労働削減のための施策を講じる	1週間のうち特定の曜日を「ノー残業デー」として指定し、定時退勤を促す	○ 平成20年度より実施。毎週木曜日を指定し、メールにて定時退勤を促している。
		所定外労働削減のため、大学ホームページを通じた周知や、管理職員に対する研修等を通じた啓発を行う	○ 平成21年度に管理職向けの研修を実施。
目標8	年次休暇取得の促進を図る	年次休暇取得促進のため、大学ホームページを通じた周知や、管理職員に対する研修等を通じた啓発を行う	○ 平成21年度に管理職向けの研修を実施。年次休暇取得促進のポスターを作成し、配布。
		労使協定を締結し、年次休暇の計画付与制度の導入を検討する	○ H20年度から夏季一斉休業を試行し、21年度から正式に実施。
目標9	育児や子の看護、次世代育成、男女共同参画に関する相談窓口を整備する	男女共同参画推進ホームページ上に、次世代育成や男女共同参画に関する学内相談窓口を設置する	○ 出産・育児・介護に関する相談窓口については、平成19年6月より設置。

・年次休暇取得促進ポスター

下記ポスターを学内配布及び Web 掲載した。(上記目標 8 関連)

次世代育成支援対策推進法が、改正されました。

年次(有給)休暇を取得して、仕事も家庭も充実させましょう!


次世代育成支援対策推進法が改正されました。急速な少子化や、子どもたちの健やかな成長のための環境整備として、「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられました。農工大は、目標と行動計画を策定しています。仕事と家庭が両立できる雇用環境を整備しつつ、男女ともに育児しやすい職場づくりを進めています。
※ 平成21年4月1日 従業員数301人以上の企業

取得できる人と年次(有給)休暇について

常勤職員
1月1日から12月31日までの1年間につき20日
(年の途中から配属、退職となる職員は、その年の期間に応じた期間(※裏面の表1))
取得単位：1日、または半日単位

非常勤職員
労働基準法第39条による年次休暇(※裏面の表2)
取得単位：1日、または半日単位

取得方法
休暇簿(年次休暇用)に記入し事前に届け出る。



取得手続きに関しては
男女共同参画推進室 人事チーム 職員係
●内線 5567

このお知らせの内容に関しては
女性未来育成機構
●中野
〒183-8529 東京都小平市南町 3-5-8
Tel/Fax 042-389-7527/7543
E-mail jsoei@ipc.nat.ac.jp
●小金井
〒184-8588 東京都小金井市中町 2-24-16
Tel/Fax 042-389-7527/7543
E-mail jsoei@ipc.nat.ac.jp
http://www.nat.ac.jp/danshi-center/index.html

TIP 出産・育児から介護まで
年次(有給)休暇の他にも、出産・育児・介護に関する特別休暇、休業制度、部分休業制度があります。
加えて、短時間勤務や早出遅出勤務が可能となりました。詳細は、人事チーム職員係まで。

表1 常勤職員の年次休暇 (年の途中で配属、退職などの場合の休暇日数)

在職期間	日数
1ヶ月に達するまでの期間	2日
1ヶ月を超え2ヶ月に達するまでの期間	3日
2ヶ月を超え3ヶ月に達するまでの期間	5日
3ヶ月を超え4ヶ月に達するまでの期間	7日
4ヶ月を超え5ヶ月に達するまでの期間	8日
5ヶ月を超え6ヶ月に達するまでの期間	10日
6ヶ月を超え7ヶ月に達するまでの期間	12日
7ヶ月を超え8ヶ月に達するまでの期間	13日
8ヶ月を超え9ヶ月に達するまでの期間	15日
9ヶ月を超え10ヶ月に達するまでの期間	17日
10ヶ月を超え11ヶ月に達するまでの期間	18日
11ヶ月を超え12ヶ月に達するまでの期間	20日

表2 非常勤職員の年次有給休暇 (労働基準法 39条、同法第3項、同法施行規則第24条の3)
下記期間を継続経し、所定労働日の8割以上出勤された職員に付与

- ◆1週間の所定労働時間が30時間以上の職員
- ◆1週間の所定労働日数が5日以上(※)の職員
(※)所定労働日数が5日以上の場合は、1年間の所定労働日数が21日以上(※)の職員

継続勤務期間	6ヵ月	1年6ヵ月	2年6ヵ月	3年6ヵ月	4年6ヵ月	5年6ヵ月	6年6ヵ月
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- ◆週4日又は1年間の所定労働日数が169日から216日までの職員

継続勤務期間	6ヵ月	1年6ヵ月	2年6ヵ月	3年6ヵ月	4年6ヵ月	5年6ヵ月	6年6ヵ月
付与日数	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日

- ◆週3日又は1年間の所定労働日数が121日から168日までの職員

継続勤務期間	6ヵ月	1年6ヵ月	2年6ヵ月	3年6ヵ月	4年6ヵ月	5年6ヵ月	6年6ヵ月
付与日数	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日

- ◆週2日又は1年間の所定労働日数が73日から120日までの職員

継続勤務期間	6ヵ月	1年6ヵ月	2年6ヵ月	3年6ヵ月	4年6ヵ月	5年6ヵ月	6年6ヵ月
付与日数	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日

- ◆1日又は1年間の所定労働日数が48日から72日までの職員

継続勤務期間	6ヵ月	1年6ヵ月	2年6ヵ月	3年6ヵ月	4年6ヵ月	5年6ヵ月	6年6ヵ月
付与日数	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

(本学 Web ページから抜粋)

○ 育児支援制度等の整備（上記目標2・4関連）

平成21年度 役員会・教育研究評議会等の審議を経て、以下のとおり改正を行った。

・「育児・介護支援制度の拡充について(平成22年4月1日付改正内容)」

育児・介護支援制度の拡充について(平成22年4月1日付改正内容)							
赤字=制度の変更、青字=制度の新設				○=国に準ずる、◎国を上回る(緑字=相違点)			
支援制度	制度の概要	現行		改正後		国(国家公務員)の制度 (H22年6月30日付改正内容を含む)	常勤職員と 国の制度と との比較
		常勤職員	非常勤職員	常勤職員	非常勤職員		
休暇制度	看護休暇 ↓ (子の)看護休暇 ↓ 小学校就学の始期に達するまでの子又は要介護状態にある家族を看護する職員に与えられる休暇 ↓ 小学校就学の始期に達するまでの子を看護する職員に与えられる休暇	【有給】 子が小学校就学の始期に達するまで又は家族が要介護状態から回復するまでの間に年10日 (1日又は1時間単位)	【無給】 子が小学校就学の始期に達するまで又は家族が要介護状態から回復するまでの間に年10日 (1日又は1時間単位)	【有給】 子が小学校就学の始期に達するまでの間に年10日 (1日又は1時間単位)	【無給】 子が小学校就学の始期に達するまでの間に年10日 (1日又は1時間単位)	【有給】 子が小学校就学の始期に達するまでの間に子供が1人の場合は年5日、2人以上であれば年10日	◎
	介護休暇	要介護状態にある家族を介護する職員に与えられる休暇	なし	なし	【有給】 家族が要介護の状態から回復するまでの間に年10日 (1日又は1時間単位)	【有給】 家族が要介護の状態から回復するまでの間に家族が1人の場合は年5日、2人以上であれば年10日	◎
育児休業制度	育児休業 子を養育するために認められる休業	【無給】 子が3歳に達するまで(任期制職員は1歳6ヶ月に達するまで)	【無給】 子が1歳6ヶ月に達するまで	【無給】 子が3歳に達するまで(任期制職員は1歳6ヶ月に達するまで) ※配偶者が職業に就いていない場合も取得可能 ※出産後8週間以内に父親が育児休業をした場合には特別な事情がなくても再度の取得が可能。	【無給】 子が1歳6ヶ月に達するまで ※配偶者が職業に就いていない場合も取得可能 ※出産後8週間以内に父親が育児休業をした場合には特別な事情がなくても再度の取得が可能。	【無給】 子が3歳に達するまで(任期制職員は1歳6ヶ月に達するまで) ※配偶者が職業に就いていない場合も取得可能 ※出産後8週間以内に父親が育児休業をした場合には特別な事情がなくても再度の取得が可能。	○
	育児短時間勤務	子を養育するために認められる短時間勤務	【無給】 子が小学校就学の始期に達するまで 勤務時間は、週19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分の中から職員が選択	【無給】 子が小学校就学の始期に達するまで 勤務時間は、週19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分の中から職員が選択	【無給】 子が小学校第4学年の始期に達するまで 勤務時間は、週19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分の中から職員が選択 ※配偶者が職業に就いていない場合も取得可能	【無給】 子が小学校第4学年の始期に達するまで 勤務時間は、週19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分の中から職員が選択 ※配偶者が職業に就いていない場合も取得可能	◎
	育児部分休業	子を養育するために認められる部分休業	【無給】 子が小学校第4学年の始期に達するまで 1日2時間まで(30分単位)	【無給】 子が小学校第4学年の始期に達するまで 1日2時間まで(30分単位)	【無給】 子が小学校第4学年の始期に達するまで 1日2時間まで(30分単位) ※配偶者が職業に就いていない場合も取得可能	【無給】 子が小学校第4学年の始期に達するまで 1日2時間まで(30分単位) ※配偶者が職業に就いていない場合も取得可能	【無給】 子が小学校就学の始期に達するまで 1日2時間まで(30分単位) ※配偶者が職業に就いていない場合も取得可能
勤務制限等	早出遅出勤	小学校第4学年の始期に達するまでの子を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員に1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度	子が小学校第4学年の始期に達するまでの間又は介護を必要とする間に始業終業時刻を特定の時刻に変更できる	子が小学校第4学年の始期に達するまでの間又は介護を必要とする間に始業終業時刻を特定の時刻に変更できる ※配偶者が職業に就いていない場合も取得可能	子が小学校第4学年の始期に達するまでの間又は介護を必要とする間に始業終業時刻を特定の時刻に変更できる ※配偶者が職業に就いていない場合も取得可能	子が小学校の始期に達するまでの間、小学校に就学している子が放課後児童クラブに通う間又は介護を必要とする間に始業終業時刻を特定の時刻に変更できる ※配偶者が職業に就いていない場合も取得可能	○
	超過勤務免除	3歳に満たない子を養育する職員の超過勤務を免除する制度	なし	なし	子が3歳に達するまで時間外労働を免除 常勤職員用の規定を準用	子が3歳に達するまで、超過勤務を免除	○

※「育児休業」「育児短時間勤務」「育児部分休業」制度について、任期制の常勤職員及び非常勤職員のうち、採用後1年以上経過していない者は取得できない。

さらに、制度の活用を図るため・・・

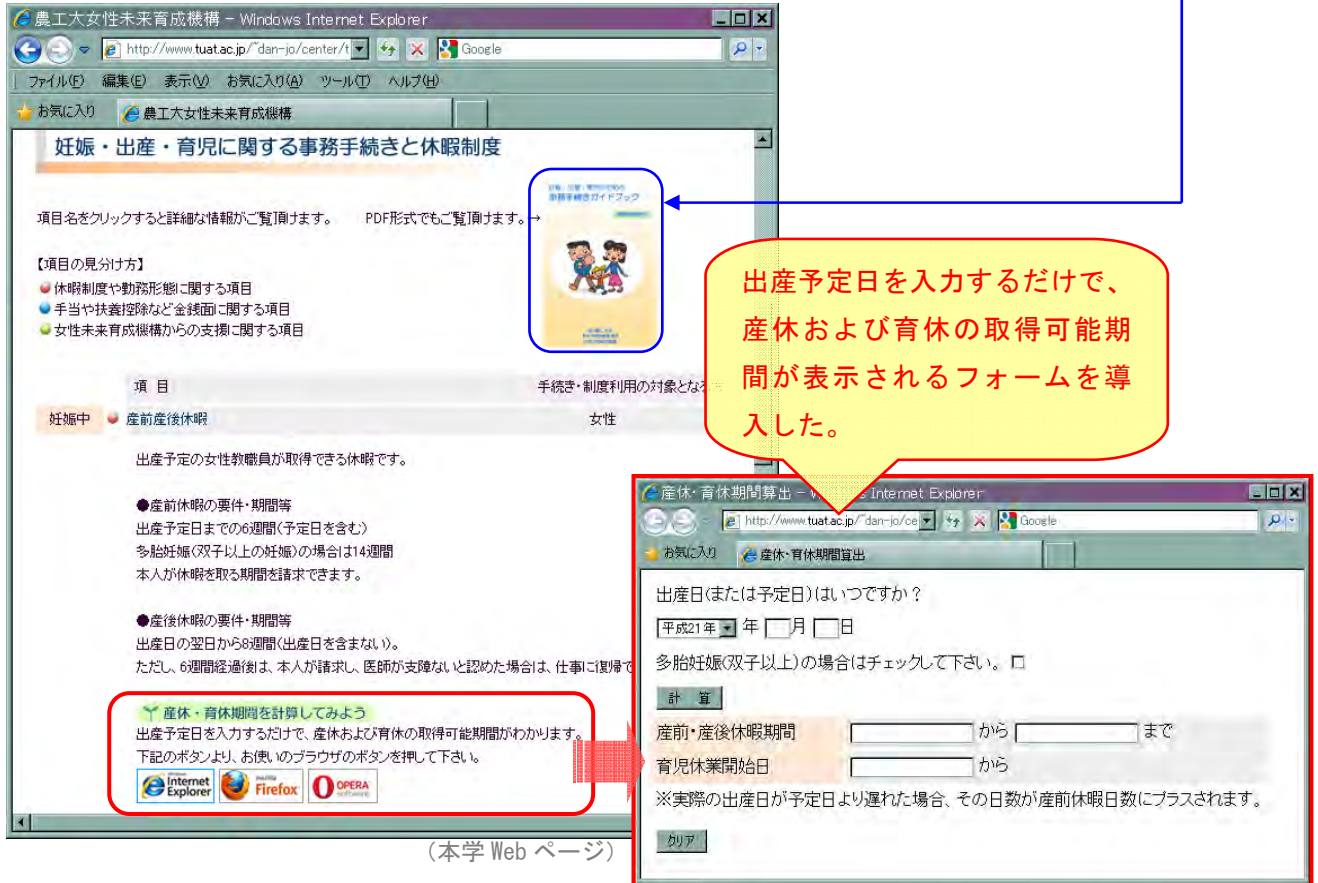
・「妊娠・出産・育児のための事務手続きガイドブック」〔抜粋〕

平成 21 年度に作成し、平成 22 年度に常勤職員に配布・Web 掲載した。



(本学 Web ページから抜粋)

・「妊娠・出産・育児に関する事務手続きと休暇制度」のページ



(本学 Web ページ)

(2) 女性未来育成機構における女性研究者等のキャリア支援

○ 学内研究支援等の実施

学内研究支援活動については、前年度までの取組を引続き実施した。

→ 詳細については、「『平成 20 事業年度に係る業務の実績に関する報告書(資料編)』(40-41 頁), 【添付資料 4-4】仕事と育児等の両立を支援し、女性教職員が活躍できる環境づくりに向けた取組状況が確認できる資料 ; (2) 女性未来育成機構 (女性キャリア支援・開発センター) における支援」のとおり。

・『女性未来育成機構』 Web ページにおける案内

農工大女性未来育成機構 - Windows Internet Explorer

http://www.tuat.ac.jp/~dan-jo/center/introduce_top.h

お気に入り 農工大女性未来育成機構

活動概要

講演会・イベント

- ・ イベント一覧
- ・ シンポジウム
- ・ 在学生・教員の方対象のイベント
- ・ 卒業生の方対象のイベント
- ・ 女子中高生の方対象のイベント
- ・ その他のイベント

在学生の皆さまへ

- ・ 農工大メンター制度
- ・ キャリアアップ・就職関連情報

学内研究支援

- ・ 出産・育児・介護の事務手続き
- ・ 学内研究支援
- ・ 育児支援
- ・ 出産・育児・介護相談窓口
- ・ 子育て・医療情報

卒業生の皆さまへ

各種情報

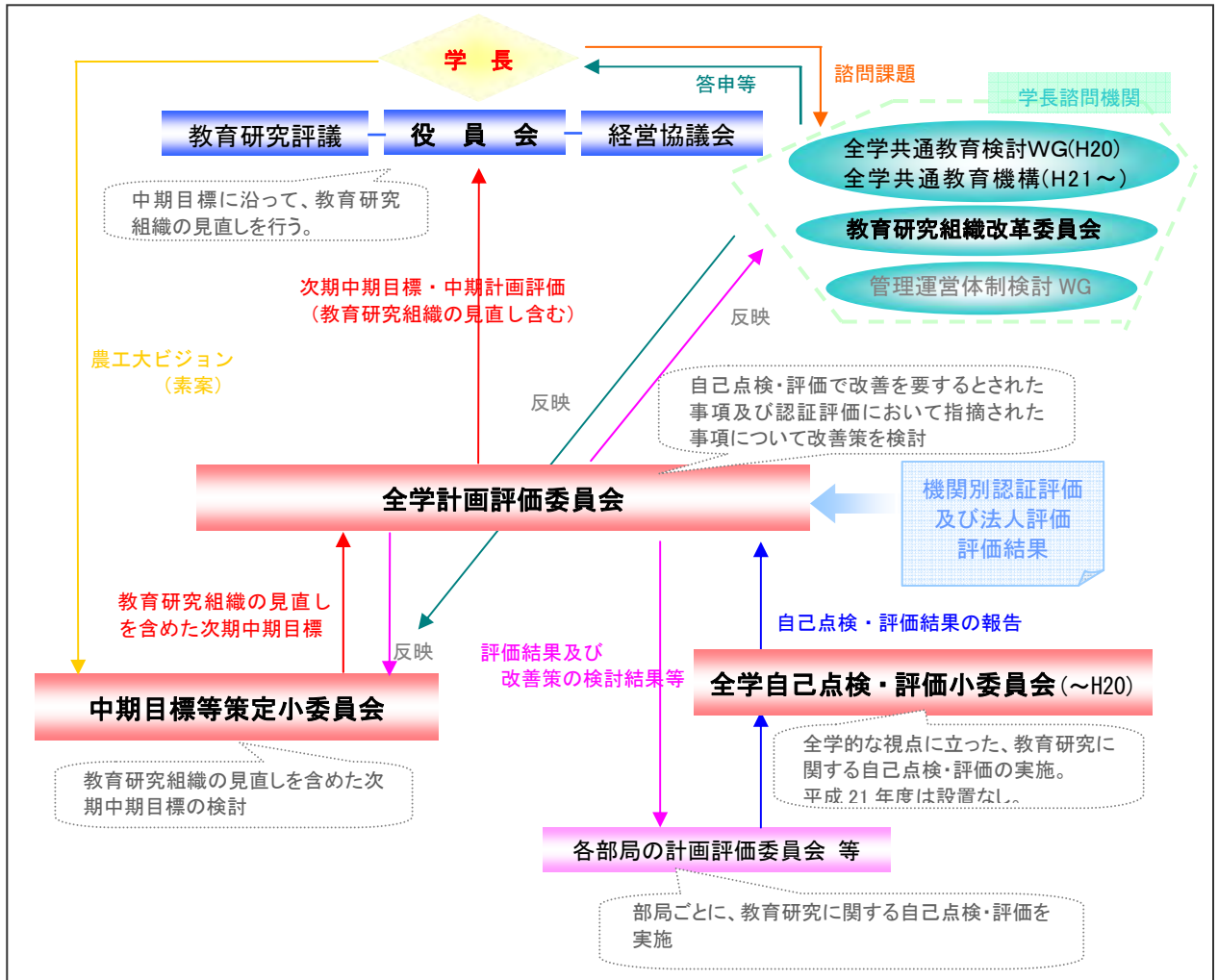
(本学 Web ページ)

【添付資料 5-1】教育研究組織の見直しの仕組みがわかる資料（～平成 21 年度）

(1) 教育研究組織の見直しのための検討体制

○ 検討体制と検討結果の反映方法

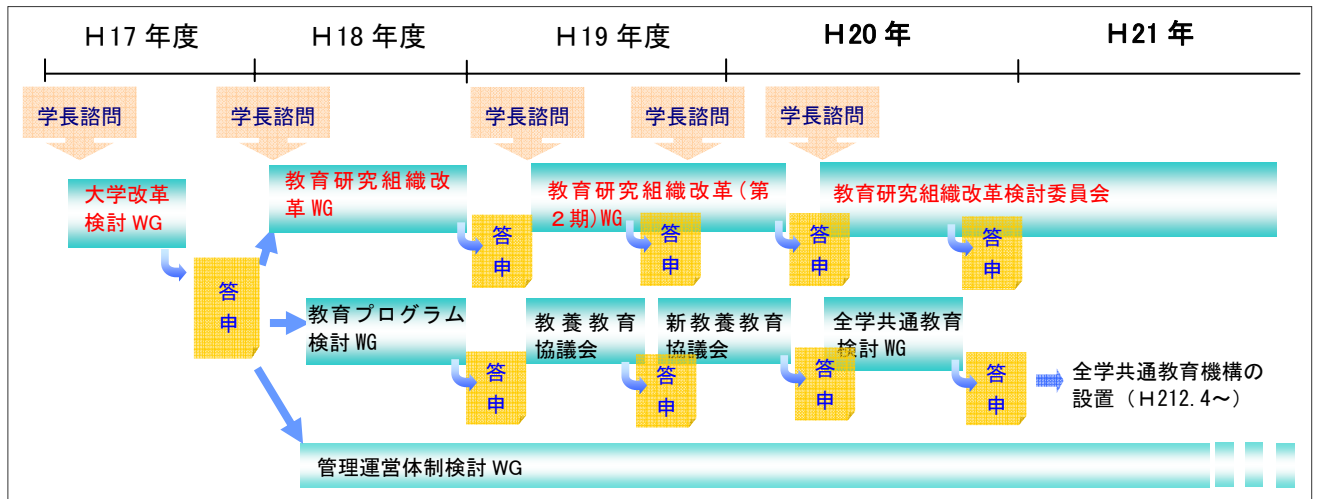
・全体の体制図（平成 20・21 年度の状況）



※ 平成 17～19 年度の体制については、『平成 20 事業年度に係る業務の実績に関する報告書（資料編）』（55 頁），【添付資料 10-2-1】年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏づけ資料；＜指摘事項 1＞学長諮問に基づく、各WG等における人件費削減に向けた取組状況；（1）学長諮問機関の設置状況』のとおり。

○ 学長の諮問に基づく教育研究組織の検討状況

・学長諮問機関の設置状況



(2) 教育研究組織に関わる自己点検・評価の実施及び外部評価の受審

○ 専門職大学院技術経営研究科技術リスクマネジメント専攻における評価の実施

平成 20 年度に専門職大学院技術経営研究科技術リスクマネジメント専攻 (MOT) において自己点検・評価を実施し、平成 21 年度に財団法人大学基準協会による「経営系専門職大学院認証評価」を受審した (適合認定)。

・ 自己点検・評価報告書 (平成 21 年 4 月) [抜粋]



・ 技術経営研究科技術リスクマネジメント専攻に対する認証評価結果の概要について

<p>東京農工大学大学院技術経営研究科技術リスクマネジメント専攻 に対する認証評価結果の概要について</p> <p>平成 21 年 2 月 22 日 (月) に、(財) 大学基準協会経営系専門職大学院認証評価委員会から、本大学院技術経営研究科技術リスクマネジメント専攻に対する認証評価結果が通知されました。評価結果は、「適合している(認定期間 平成 27 年 3 月 31 日まで)」との認定を受けました。各大項目の評価(一言)については下記のとおりです。</p> <p>評価の定義は、「長所・特筆すべき優れた取り組みなど」、「問題点(検討課題): 勧告事項とするほど重大ではないが検討課題とした事項」、「勧告: 必ず改善を求めるときである」と判断した事項です。また、各基準における評価は、1~4 の 4 段階で表し、評価結果には記載されませんが、参考までに表示しています。評定は全て「3: 当該研究科の理念・目的等がおおよそ達成されている」で、「勧告」はありませんでした。</p>	<p>3 教員組織……………評定 3</p> <p>一、長所 なし</p> <p>二、問題点(検討課題)</p> <p>1) リスク・技術管理分野、企業経営戦略分野の科目に専任教員の配置が少なく、実務家教員に経営系の講義を任している体制となっているため、経営学分野を専門とし、研究者としての経歴を持つ教員の補充などを検討することが望まれる。(3-7)</p> <p>三、勧告 なし</p>
<p>1 使命・目的および教育目標</p> <p>一、長所 なし</p> <p>二、問題点(検討課題)</p> <p>1) 貴専攻の教育目標に関して、研究科パンフレット、研究科ホームページ、募集要項、入学試験説明会資料など多様な広報媒体を通して統一的な表現がなされていないため、今後は表現の統一化を図ることが望まれる。(1-8)</p> <p>三、勧告 なし</p>	<p>4 学生の受け入れ ……………評定 3</p> <p>一、長所 なし</p> <p>二、問題点(検討課題) なし</p> <p>三、勧告 なし</p>
<p>2 教育の内容・方法・成果</p> <p>(1) 教育課程等……………評定 3</p> <p>一、長所 なし</p> <p>二、問題点(検討課題)</p> <p>1) 経営系科目およびリスク管理科目において実務教育が中心の科目配置になっており、教育課程の構成において適切な理論教育と実務教育のバランスとなるよう配慮することが望まれる。(2-17)</p> <p>三、勧告 なし</p>	<p>5 学生生活……………評定 3</p> <p>四、長所 なし</p> <p>五、問題点(検討課題) なし</p> <p>六、勧告 なし</p>
<p>(2) 教育方法等……………評定 3</p> <p>一、長所</p> <p>1) 小金井教室と田町教室との双方向通信が可能な遠隔講義システムを整備し、また、録音した全講義を講義支援システム上から視聴できるように整備していることは、社会人学生への配慮として評価できる。(2-28)</p> <p>2) 「プロジェクト研究」に必要な科目として「インターンシップ」、「フィールドスタディ」、「ケーススタディ」および「ビジネスプラン」の 4 科目を設け、専任教員と実務家教員が共同で指導していることは、技術リスクマネジメントの修得の観点から有効であり、高く評価できる。(2-50)</p> <p>二、問題点(検討課題)</p> <p>1) 現在は履修登録者のみが詳細なシラバスを閲覧できる仕組みであるため、貴専攻の全学生に対して、受験科目を選択するための情報として具体的な授業日程や授業内容などが記載されたシラバスを提示することが望まれる。(2-32)</p> <p>三、勧告 なし</p>	<p>6 教育研究環境の整備……………評定 3</p> <p>一、長所 なし</p> <p>二、問題点(検討課題)</p> <p>1) 町田教室については、貸主のキャンパス・イノベーションセンターの移管に伴い、長期にわたる教室確保が不透明であることや財政状況を考慮し効率化を図らなければならない現状などを踏まえ、貴専攻の教育研究を小金井教室と町田教室の 2 箇所で行うことの有効性について検証することが望まれる。(6-7)</p> <p>三、勧告 なし</p>
<p>(3) 成果等……………評定 3</p> <p>一、長所 なし</p> <p>二、問題点(検討課題) なし</p> <p>三、勧告 なし</p>	<p>7 管理運営……………評定 3</p> <p>一、長所 なし</p> <p>二、問題点(検討課題)</p> <p>1) 貴専攻では、小金井教室と町田教室の 2 箇所において、平日夜間・土曜日昼間の開講制をとって教育活動を行っているが、事務長、他部署の兼務事務職員 2 名、常勤事務職員 1 名という事務体制で支援することは難しく、独自の予算で非常勤事務補佐員などを採用しているため、今後、全学的な対応を含め事務組織の拡充について検証することが望まれる。(7-9)</p> <p>三、勧告 なし</p>
	<p>8 教育研究環境の整備……………評定 3</p> <p>一、長所 なし</p> <p>二、問題点(検討課題)</p> <p>1) 貴専攻においては、認証評価の一環として自己点検・評価が実施されたが、恒常的かつ組織的に自己点検・評価に取り組むことが望まれる。(8-1)</p> <p>2) 自己点検・評価の結果については、外部に対して公表することが望まれる。(8-1)</p> <p>三、勧告 なし</p>
	<p>9 情報公開・説明責任……………評定 3</p> <p>一、長所 なし</p> <p>二、問題点(検討課題) なし</p> <p>三、勧告 なし</p>



これらの評価結果等を踏まえ、教育研究組織改革検討委員会、工学府戦略企画委員会 MOT 将来計画 WG 及び技術経営研究科運営委員会等において「MOT の将来構想」についての検討を行い、平成 23 年度に改組することを決定した。

・ 第 21-1 回教育研究組織改革検討委員会議事要旨〔抜粋〕

(2) MOT 将来構想について

MOT 将来構想については、前回の学長答申を受け、工学府と MOT との間で具体案の検討が行われており、その結果について、資料 3 に基づき、工学府戦略企画委員長から報告を受けた。

~~将来的に技術経営研究科を、工学府の一専攻（専門職学位課程）として組み入れることとし、開設時期や専攻名称、カリキュラム、教員構成などの具体的事項については、引き続き検討を進めていくこととしたとの報告がなされ、議論の結果、本委員会としてもその方向性を承認し、具体的な検討については、全学的な検討の場として MOT 改革準備委員会を発足させ、そこで進めることとし、委員会の構成員は、前回の学長答申の際設置した MOT 将来構想検討 WG の構成員を引き継ぐこととした。~~

【添付資料5-2】教育研究組織の活性化に向けた検討状況がわかる資料（～平成21年度）

(1) 学長諮問機関*における教育研究組織の活性化に向けた検討状況

※学長諮問機関の設置状況については、本資料編54頁:【添付資料5-1】(1)のとおり。

平成17～19年度以前における検討状況等

・平成17～19年度における学長諮問及びそれに基づく各WG等における検討経緯

→「『平成19事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～19事業年度）に係る業務の実績に関する報告書（資料編）』（44-46頁），【添付資料5-2】教育研究組織の活性化に向けた検討状況がわかる資料；（1）学長を中心とした教育研究組織の活性化に向けた検討状況」のとおり。

・「教育研究組織改革に関する再諮問について」（平成20年1月21日付）

平成20年1月21日

教育研究組織改革WG

主査 松永 是 副学長

学長 小畑秀文

教育研究組織改革に関する再諮問について

平成19年6月に設置された教育研究組織改革WGに生物システム応用科学府（BASE）を中心とした改革についての検討を依頼したところですが、平成19年12月28日に「次期中期計画に向けた新大学院構想」としての答申をいただきました。関係部局や専攻等の意向調査を行いつつ審議した結果をまとめたものであり、BASE改革の方向性と可能性のある分野構成について示されております。ただし、検討すべき課題は未だ多く、さらに検討を進めるべき状況にあると思われま。

これらのことを踏まえ、かつ、BASE改革の議論の過程で浮かび上がった課題もあることから、以下の課題についてさらに検討をお願いします。

1. BASEの改革の具体像
2. 研究院の複数化について
現状の一研究院体制か、二あるいは三研究院体制か
3. 連合獣医研究科を維持すべきか、独自の博士課程を志向すべきか
(BASE改革の中に獣医学分野を含まない場合の検討事項)
4. 早稲田大学との共同大学院構想について
5. その他、関連する事項

なお、BASE改革については、前の諮問の際に示した考慮すべき事項を踏まえての改革案となるようお願いすると共に、再答申にあたっては関係部局等の意向も十分に踏まえたものになることを期待致します。

以上



平成 20 年度における検討状況等

○ 教育研究組織改革 WG における検討状況

・「教育研究組織改革に関する再諮問について（答申）」（平成 20 年 5 月 28 日）

平成 20 年 5 月 28 日
東京農工大学学 長
小畑 秀文 殿教育研究組織改革ワーキンググループ
主査 松永 是

教育研究組織改革に関する再諮問について（答申）

平成 20 年 1 月 21 日の再諮問に関しては、平成 19 年 12 月 28 日の答申を踏まえつつ、教育研究組織改革WG内に各検討課題に対する小WGを設け鋭意検討を重ねてきたところであり、ここに結論を得たので報告いたします。

以下に、再諮問において検討を依頼された各課題に関しての検討結果を列記します。

1. B A S E改革の具体像

工学府（工学部）、農学府（農学部）、技術経営研究科の協力を得て、生物システム応用科学府を改組して、新たに生物科学府（仮称）を設置する。新学府は、イノベーション&バイオエンジニアリング専攻（仮称）及び獣医学専攻（仮称）をコアとし、人の安心・安全、健康、安らぎ・潤いを目指し、獣医工連携を柱にして新産業創出・イノベーションや環境への貢献に寄与できる人材の育成を可能とする。新大学院検討小WG（主査 堤正臣生物システム応用科学府教授）の最終答申案を添付する（別添1）。

2. 研究院の複数化について

共生科学技術研究院を改組して、工学研究院（仮称）、農学研究院（仮称）及び、両研究院の融合研究をさらに発展させるため、複数の拠点を設置する。また、新学府の今後の推移を見て、第3研究院の設置を検討する。

3. 連合獣医研究科について

新学府の設置に伴い、獣医学専攻（仮称）は岐阜連合獣医学研究科から移行する。なお、予算や学生定員を含め、適切な移行が可能となることが前提であり、総合的に移行が実現するまでは、岐阜連合獣医研究科にとどまる。

4. 早稲田大学との共同大学院構想について

先端健康科学の教育プログラムを構築し、医・理・工・農・獣医のダブルデGREEが取得できる共同大学院の平成 22 年度設置を目指す。このため、共同大学院設置検討WG（別添2）を設け、具体的な検討作業を進める。

本WGとしては、学長の改革方針に沿って、次期中期目標・中期計画において、本学の特色ある組織として、上記のような検討結果を踏まえた組織改革が必要と考えます。その中心として、大学院生物システム応用科学府を改組して、獣医工連携を柱として、上記 2 専攻をコアとする大学院の新学府を設立することが重要であり、併せて、新学府の設立と密接な関係を持つ、研究院の複数化や共同大学院の設置について、同時並行的に進めることが肝要と考えます。



○ 教育研究組織改革に関する学長諮問

・「教育研究組織改革に関する諮問（平成 20 年 5 月 28 日の答申を受けて）」（平成 20 年 7 月 16 日）

2008. 07.16

教育研究組織改革検討委員会
委員長 松永 是 副学長殿

教育研究組織改革に関する諮問（平成 20 年 5 月 28 日の答申を受けて）

教育研究組織改革ワーキンググループ（主査：松永理事）は、教育研究組織改革に関して活発な議論を行い、その結果は平成 20 年 5 月 28 日付けの答申（以下、単に答申という）としてまとめられ、学内に広く開示されたところである。その主要な内容は、獣医工連携を柱とする BASE 改革、研究院の複数化、早稲田大学との共同大学院構想の具体化、その他大学院の見直しなどであり、ある部分では方向性が明示されると同時に、別の部分ではさらなる検討事項が顕在化したといえる内容となっている。これら主要項目は相互に関係する事項が多く、それぞれを単独で議論することは適当ではなく、相互に関連付け、大学院全体を視野に入れた議論の中で改革案を考え、全体として最適な実行案を得る必要がある。第二期中期目標・中期計画の立案を考慮すれば、早急に具体化のための議論の詰めが必要である。そのため、以下の枠組みの中での検討を諮問する。

1. 教育研究組織改革ワーキンググループを教育研究組織改革検討委員会（以下では親委員会という）に衣替えし、これを大学院の構成全体を考え、かつ、以下に示す個別の委員会の議論の経過を把握しつつ、全体との調和をはかり、実行案を決める組織として位置付ける。
2. 親委員会の下に、答申に盛られた獣医工連携を柱とする BASE 改革の方向性に基づき、その設置に向けた具体的な検討を行う新 BASE 設置準備委員会（仮称）、早稲田大学との共同大学院設置に向けた準備を進める共同大学院設置準備委員会、および MOT の将来構想を検討する MOT 将来構想検討 WG を設置し、有機的な連携のもとに大学院全体のあるべき姿について検討を行う。
3. 親委員会では、BASE 改革、共同大学院、および MOT 改革についてのそれぞれの委員会や WG における議論について、常時連携をとるものとし、大学院全体のあるべき姿を固めた上で、その議論の状況を判断し、必要であれば議論の方向性を与えて大学院全体が調和のとれた体制を維持できるようにするものとする。答申に盛られた研究院のあり方についての詰めの検討も親委員会にて進めるものとする。



○ 教育研究組織改革検討委員会における検討状況

- ・ 教育研究組織改革に関する諮問について（答申）（平成20年12月22日）

平成20年12月22日
東京農工大学

学長
小畑 秀文 殿

教育研究組織改革検討委員会
委員長 松永 是

教育研究組織改革に関する諮問について（答申）

平成20年7月16日付けの、教育研究組織改革に関する学長諮問を受け、教育研究組織改革検討委員会（以下、「親委員会」という。）を設置し、大学院改革について検討を行いました。

親委員会の下には、「新学府設置準備委員会」、「共同大学院設置検討WG」、「MOT将来構想検討WG」を設け、前回の答申（平成20年5月28日付け）を議論の出発点とし、さらに具体的な改革案等について検討を行いました。また、共生科学技術研究院の改革については、研究院での議論を経て、親委員会で検討を行いました。これらの検討結果を踏まえて、親委員会で議論を重ね、ここに結論を得たので以下のとおり答申いたします。

1. 新学府の設置について

生物システム応用科学府での農工融合研究に、さらに獣医学科全構成員を組み入れ、人と動物の共生による持続発展可能な社会の実現を目標として、獣医工連携を柱とし、人の安心・安全、健康、安らぎ・潤いを目指す新たな学問分野を創成することを目的とする獣医工生命科学府（仮称）（以下「新学府」という。）を設置する。

新学府には獣医学専攻（仮称）と先端バイオサイエンス専攻（仮称）を置き、それぞれの専攻には、次のように専修を置く。

- ・ 獣医学専攻：臨床獣医、基礎獣医、応用獣医からなる3つの専修
- ・ 先端バイオサイエンス専攻：工学系生命、工学系バイオエンジニアリング、農学系生命からなる3つの専修

新学府では、獣医工連携という新しい研究領域・新しい分野を創成し、国際的に通用する人材を養成することを目指し、工学等出身者については、獣医学の知識を持った研究者・技術者を養成し、獣医学出身者については、工学の知識をもって治療法等の開発のできる研究者を養成する。

詳細については、新学府設置準備委員会（委員長 堤正臣生物システム応用科学府教授）からの報告書（別添1）を参照。

なお、獣医学科を取り巻く状況に変化が見られる（他大学との共同獣医学部・大学院構想など）ため、大学としての対応を早急に決定する必要があると思われる。

2. 早稲田大学との共同大学院設置について

早稲田大学との共同大学院として、先進健康科学研究科（仮称）を設置し、先進健康科学専攻（仮称）を置く。本専攻は、後期3年のみの博士課程、入学定員10名、専任教員数は8名とし、平成22年度の開設を目指す。

本専攻では、理・工・農（獣医を含む）の融合による、健康科学、食品科学、環境科学に関する基礎と応用の両面にわたる教育と研究を展開するとともに、それら諸分野の横断的、学際的な学問領域を確立し、新たな健康の概念を定義づける「先進健康科学」を教育プログラムとして体系化する。

詳細については、共同大学院設置検討WG（主査 片山葉子農学府教授）からの報告書（別添2）を参照。

なお、今後大学戦略本部の下に「共同大学院設置推進室」を設け、共同大学院の平成22年度開設に向けた具体的な検討作業を進める予定である。

3. MOTの将来構想について

MOTは、専門職大学院としての現状の教育体系維持並びに将来の展望への現実的な取組みとして、現在の課題解決と体質改善を図りながら、平成21年の認証評価の結果や平成25年問題などの国の動向等も踏まえつつ、本学におけるMOT教育のあるべき姿を引き続き検討していく必要がある。その際、工学府の教員負担の問題や工学府における1専攻への発展改組の可能性など工学府の意向が重要となるため、工学府においても真摯に受け止め検討する場を設けて方向性を明らかにし、MOTと協議して、対応の遅れが大学全体に影響を及ぼすことのないよう将来構想を早期に取りまとめる必要がある。

なお、既存の実務家教員の採用方針の見直しや事務組織の負担軽減などの関係部局の自助努力・相互協力で実現可能なものについては速やかに実現を目指すものとする。

参考資料として、MOT将来構想検討WGに提出された資料（別添3）を添付する。

4. 研究院改革について

共生科学技術研究院は、工学研究院（仮称）と農学研究院（仮称）の2研究院に改組する。なお、部門の名称等については今後関係部局等で早急に検討する。また、共生科学技術研究院での農工融合の機能を継承・発展させるシステムとして「環（リング）」（時限的に設置し、部門間及び研究院間の融合研究を先導する役割を果たす）を設置することについて検討を進める。

平成22年度から新体制へ移行することを目指し、今後各部局の意見等を調整し、細部を詰める必要がある。

詳細については、研究院からの「共生科学技術研究院改組に係る提案について」（別添4）を参照。



平成21年度における検討状況等

○ 教育研究組織改革検討委員会における検討状況

上記答申に基づき、教育研究組織改革検討委員会及びその下に検討課題ごとに設置された各種委員会において、さらに具体的な検討を進めた。教育研究組織改革検討委員会の検討状況については以下のとおり。

・ 第21-1回 教育研究組織改革検討委員会 議題

平成21-1回 教育研究組織改革検討委員会	
	平成21年11月9日(月)
	本部3階第2会議室
	15:00～
議題	
1. 教育研究組織改革について	
2. その他	

・ 第21-2回教育研究組織改革検討委員会 議題

平成21-2回 教育研究組織改革検討委員会	
	平成21年12月2日(水)
	本部3階第2会議室
	16:00～
議題	
(前回議事要旨の確認)	
1. 教育研究評議会報告について	
2. MOT 将来構想の検討状況について	
3. 研究院の改組について	
4. その他	

・ 第 21-3 回教育研究組織改革検討委員会 議題

第 2 1 - 3 回 教育研究組織改革検討委員会	
	平成 22 年 1 月 6 日 (水) 本部 3 階第 2 会議室 16 : 00 ~
【議 題】	
(前回議事要旨の確認)	
1. 新学府設置準備委員会報告について	
2. MOT改革について	
3. 研究院の改組について	
4. その他	

・ 第 21-4 回教育研究組織改革検討委員会 議題

第 2 1 - 4 回 教育研究組織改革検討委員会	
	平成 22 年 2 月 3 日 (水) 本部 3 階第 2 会議室 16 : 00 ~ 17 : 00
【議 題】	
(前回議事要旨の確認)	
1. 教育研究組織改革にかかる文部科学省科学省協議の経過報告について	
2. 研究院の改組について	
3. その他	

・ 第 21-5 回教育研究組織改革検討委員会 議題

第 2 1 - 5 回 教育研究組織改革検討委員会	
	平成 22 年 3 月 3 日 (水) 本部 2 階第 1 会議室 16 : 00 ~
【議 題】	
(前回議事要旨の確認)	
1. 生物システム応用科学府改組について	
2. 研究院の改組について	
3. その他	



○ 検討結果に基づく教育研究組織の見直しの状況

・ 上記検討結果の具体化について

→ 本資料編 75-76 頁 : 【添付資料 12-1-2】《指摘事項 1》のとおり。

(2) 研究院における「研究院改組」に係る検討

○ 研究院の今後の在り方についての検討（平成 20 年度）

共生科学技術研究院において、今後の研究院の在り方について各部門・拠点の意見を聴取し、それらを踏まえて研究院としての意見を取りまとめた。これを提案として、教育研究組織改革検討委員会に提出した。

・「共生科学技術研究院改組に関する検討経緯及び今後の研究院の在り方について」〔抜粋〕

平成 20 年 11 月 7 日

共生科学技術研究院
計画評価委員会委員各位

共生科学技術研究院長
大野 弘幸

共生科学技術研究院改組に関する検討経緯
及び今後の研究院の在り方について

平成 20 年 9 月 19 日に開催されました第 20-4 回研究院計画評価委員会において、研究院の今後の在り方について、意見交換を行いました。共生科学技術研究院改組の件について、下記のとおり、検討経緯及び改組の必要性を取りまとめましたので、ご報告致します。

つきましては、各委員におかれましては、各部門・拠点の構成員へご説明いただき、ご意見を取りまとめの上、ご提出くださいますようお願いいたします。

なお、本報告書の内容については、第 20-6 回研究院運営委員会（10/27 開催）及び研究院運営委員会（メール委員会（10/30 開催））の審議を経ておりますことを申し添えます。

記

【研究院改組に関する検討経緯】

・学長諮問に基づき、平成 18 年度に設置された教育研究組織 WG（主査：寺岡研究院評議員）において、研究院組織の見直しに関する答申が出された。これは、『研究院の「部門」を学府・学部の専攻・学科と一致させる、教員は「部門」を本務とし、「拠点」へは兼務することとする。拠点の設置・統廃合により「部門」に影響を与えないこととした。これにより、新規で革新的な拠点の速やかな設置が可能になり、拠点の活性化・流動化を加速できる。また、平成 16 年度に教育組織・研究組織を分離し単一の研究組織としての再編により生じた、学府専攻・学部学科との間の不整合が解消される』旨のものである。また、『教育組織と研究組織を分離した組織を見直して、教育研究組織一体の「研究科」として再編すべきとする意見もあったことを併記する。』とされた。

（中 略）

・平成 20 年 7 月 16 日付けの教育研究組織改革に関する諮問（平成 20 年 5 月 28 日の答申を受けて）と題する学長諮問に基づいて設置された教育研究組織改革委員会（主査：松永研究担当副学長）において、研究院の在り方を含む、大学院改革について具体的検討を行い、研究院のあり方に関し、その改革の概要として「共生科学技術研究院を改組して、工学研究院（仮称）、農学研究院（仮称）及び、融合研究をさらに発展させるため、複数の拠点を設置する。BASE 改革の推移を見て、第 3 研究院の設置を検討する」ことが確認された（平成 20 年 10 月 17 日）。

以上のように、研究院の改組については、全学の WG 等において議論が重ねられ、研究院の複数化については、概ね了承されている状況であり、10 月 6 日（月）に開催された第 2 回教育研究組織改革検討委員会において、研究院の具体的な改組案の検討について、松永委員長より研究院へ依頼を受けた。

研究院運営委員会としては、研究院構成員の先生方に研究院の今後の在り方についてご意見を伺った上で、研究院の具体的な改組案を策定したいと考えております。

また、5 月 28 日付けの答申に盛り込まれた、融合研究のための複数の拠点の受け皿など、対応の方法等についても、併せてご意見をお願いいたします。

（第 20-7 回共生科学技術研究院運営委員会 資料）

・「第 20-5 回共生科学技術研究院計画評価委員会 議事要旨」〔抜粋〕

5. 研究院の今後のあり方について (資料 5-1~4)

副研究院長より、資料 5-1~4 に基づき、研究院の今後のあり方について、11/21 までに各部門長・拠点長に依頼していた意見のとりまとめ結果の報告を行った。とりまとめ結果によれば、教育研究組織改革委員会の改革案の概要について、特に反対する意見がなかったため、改革の概要については賛成であることが、確認された。今後、意見のとりまとめ結果について、12/3 の教育研究組織改革委員会へ報告を行うことについて、説明された。

・「共生科学技術研究院の改組に係る提案について」

大学院共生科学技術研究院改組に係る提案について

1. 教育組織と研究組織について

本学は、法人化と同時に大学院重点化を達成し、研究重視型の大学として基盤整備を行ってきた。研究重視型の大学における「教育」と「研究」には、優れた研究成果の創出から、学問体系及び、学問体系を基礎とした教育体系を確立できるといった、研究が教育を先導する側面があり、研究院が学府・学部を先導することによって、より良い教育を提供することができ、「教育」「研究」の両面で相乗効果が期待できる。

2. 研究院の部門と専攻の不一致の解消

「研究志向大学としての責任体制の強化」を掲げて、研究志向の人事を行うため、研究院が学府・学部との人事権を合致させる必要があることから、研究院の組織と専攻とを一致させるため、複数化を実施する。これにより、学府・学部での先取りする形で、研究成果に沿った学問体系の構築を行うため、研究院における部門設置を自由に行い、専攻の設置はこうした先行事例を踏まえて検討を行うことができる。

3. 研究院の農工融合成果の継承

学府・学部教育では実現できない協力関係を、拠点及び部門間の「環(リング)」により維持する。「環(リング)」は、研究成果により専攻の設置を先導的に行うための試験的な位置づけにあるため、アドホックに設置することとする。1つの部門が複数の「環(リング)」に関連することが可能であり、設置から3年で見直しを行い、原則として5~6年を限度とする。

4. 研究院の運営組織について

複数化に伴い、運営委員会、代議員会、教授会といった運営組織は解消し、教育研究評議会が従来、研究院が担ってきた全学的な組織としての運営機能を継承する形で、機能強化されるべきである。

「教育研究組織改革に関する諮問について(答申):平成20年12月22日」(本資料編 60-61 頁:【添付資料 5-1】(1) 参照)に反映された(別添 4 として添付)。

・「平成 21 年度第 1 回共生科学技術研究院教授会記録」〔抜粋〕

(7) 共生科学技術研究院の改組について
 大野研究院長から、共生科学技術研究院の改組の概要とスケジュールについて説明があり、審議の結果、大枠について資料のとおりとし、部門の詳細、関係規則等の改定については代議員会に委任する旨、賛成多数により了承された。

(参考)「共生科学技術研究院の改組について」〔抜粋〕

7. 共生科学技術研究院の改組について

<改組の目的・意義>

- 教育と研究の相乗効果
- 研究志向大学としての責任体制の強化
- 農工融合の継承・発展

<背景>

- 学長諮問に基づき平成18年度より全学のWG等で検討
- 教育研究組織改革WGは平成20年5月28日付け答申において改組概要をまとめ、第20-3回教育研究評議会に報告
- 学長諮問に基づいて設置された教育研究組織改革委員会において研究院に具体的改組案の検討依頼
- 研究院運営委員会にて素案を作成、研究院計画評価委員会、学府長等を含めた意見交換会により、作成案を検討
- 第20-7回研究院計画評価委員会において作成案を審議、了承

7. 共生科学技術研究院の改組について

<現行の組織図>

<改編後の組織図>

・農学研究院・工学研究院を独立に設置

・部門/専攻の不一致解消のため、部門＝専攻とする

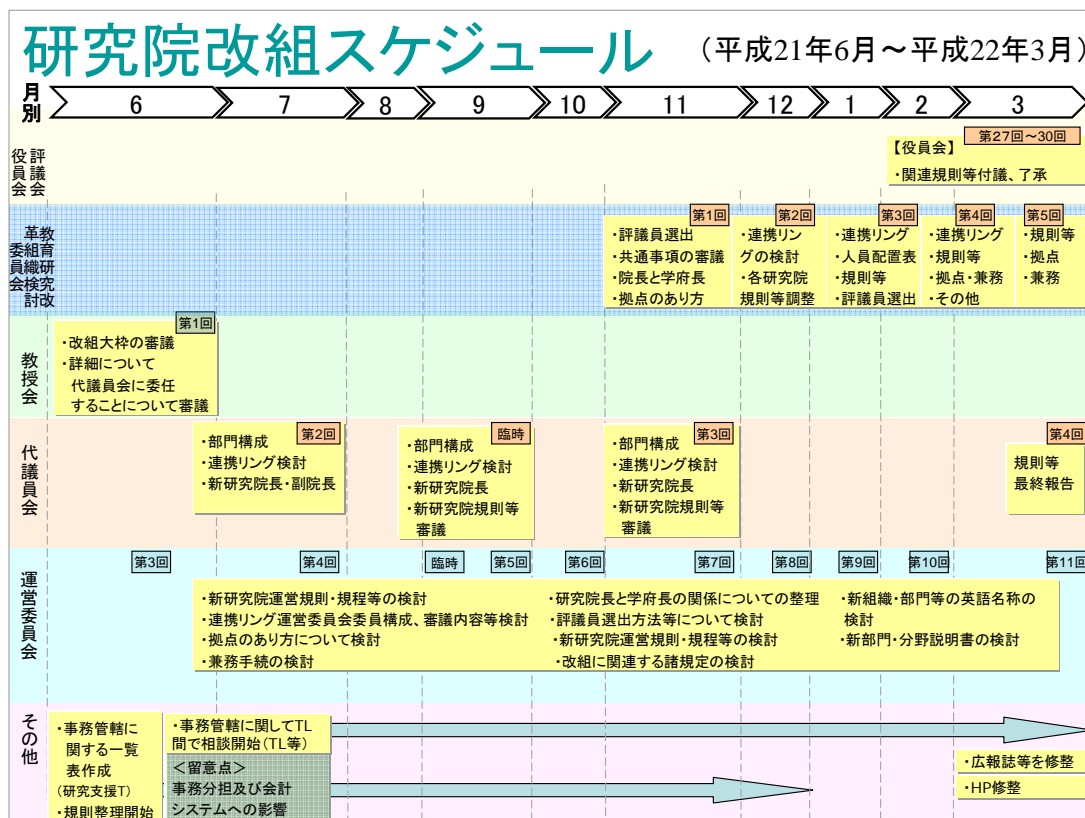
・農工融合の継承・発展のフレームワークとして「連携リング」を構築し、3つの研究拠点と両院の部門間協力体制による融合研究ユニットをアドホックに設置(3年で見直し、5～6年の時限)

(平成 21 年度第 1 回共生科学技術研究院教授会 説明資料)

○ 研究院の改組に向けた具体的な検討 (平成 20～21 年度)

共生科学技術研究院の運営委員会及び代議委員会を中心に、改組に向けた具体的な事項(体制及び人員等に係る事項、規則・規程等の改正等)の検討を行い、教育研究組織改革検討委員会の議を経て、教育研究評議会役員会にて承認された(76頁:【添付資料 12-1-2】《指摘事項 1》(2)参照)。

・ 研究院改組スケジュール



(平成 21 年度第 1 回共生科学技術研究院教授会 説明資料)

・「共生科学技術研究院改組に伴う部門再編及び拠点についての意見交換会」〔抜粋〕

共生科学技術研究院改組に伴う部門再編及び拠点についての意見交換会

日時：平成 21 年 2 月 4 日（水） 15：30～17：00
 場所：本部棟 1F 研究院長室

研究院の農工融合成果を維持する「リング」について意見交換を行い、その定義及び性質について、以下の通り確認した。

<リングの定義>
 農学研究院と工学研究院との学術研究の連携を実施するための機構（箱）で、農工融合成果を維持し、学府・学部教育では実現できない教育研究改革を推進するためのリサーチ環。

（中 略）

<今後について>
 関係者の間でリングについての共通認識を持ち、その体制について合意形成するとともに、改組後の部門の再編について、引き続き各学府で検討を進め、速やかに研究院運営委員会へ報告する。

（第 20-11 回共生科学技術研究院運営委員会 資料）

・「共生科学技術研究院新体制図」



（第 20-12 回共生科学技術研究院運営委員会 資料（一部変更））

【添付資料 6-1】法人全体としての組織的な研究活動推進のための取組状況が確認できる資料

(1) 研究推進体制の整備等について

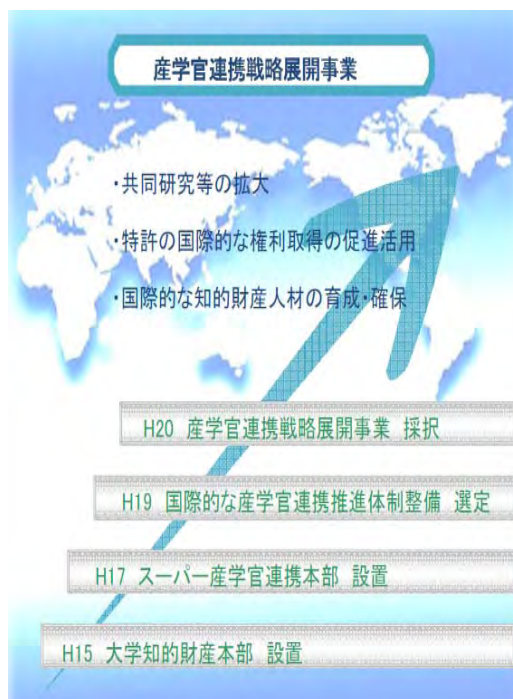
○ 産官学連携・知的財産センターを中心とした研究活動推進体制の整備

・ 支援事業の経緯

本学の産官学連携活動は、平成20年度に「産官学連携戦略展開事業—国際的な産官学連携活動の推進」の採択を受け、一層の活動推進を図ることとなりました。

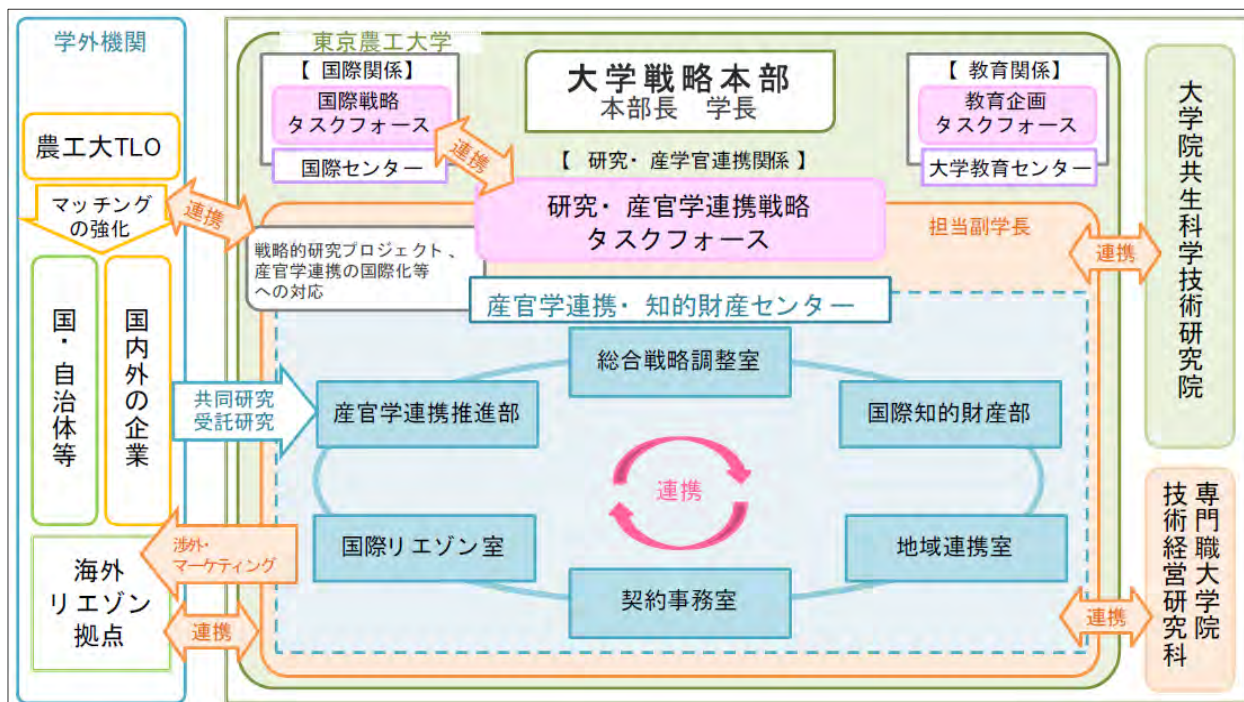
本学は、昭和63年の共同研究開発センター設置を契機とし、平成15年度からの文部科学省大学知的財産本部整備事業の下に、産官学連携活動の推進を図って来ました。平成17年度のスーパー産官学連携本部整備事業により、産官学連携・知的財産センター（以下、センター）を核とし、学長を本部長とした産官学連携戦略本部（平成20年度から、国際展開と人材養成の事業展開も含めた外部資金の獲得を目指す「大学戦略本部」に改組、以下、戦略本部）を設置しました。

本学は、産官学連携活動を、大学のミッションである教育、研究、新技術・産業創出の全てを駆動する原動力と位置づけ、全学的な視野に基づいて学長がリーダーシップを発揮できる体制としました。次いで、平成19年度に国際的な産官学連携の推進体制整備大学に選定され、グローバル産官学連携活動体制の整備を図るとともに、企業等との共同研究・受託研究の拡大、基本特許の国際的な権利取得の促進と活用、国際的な知的財産人材の育成・確保など、グローバル産官学連携活動の強化を図り、イノベーション創出と新産業創出を伸展して行きます。



(「産官学連携の実績 2009」抜粋)

・ 支援体制図（平成 21 年度）

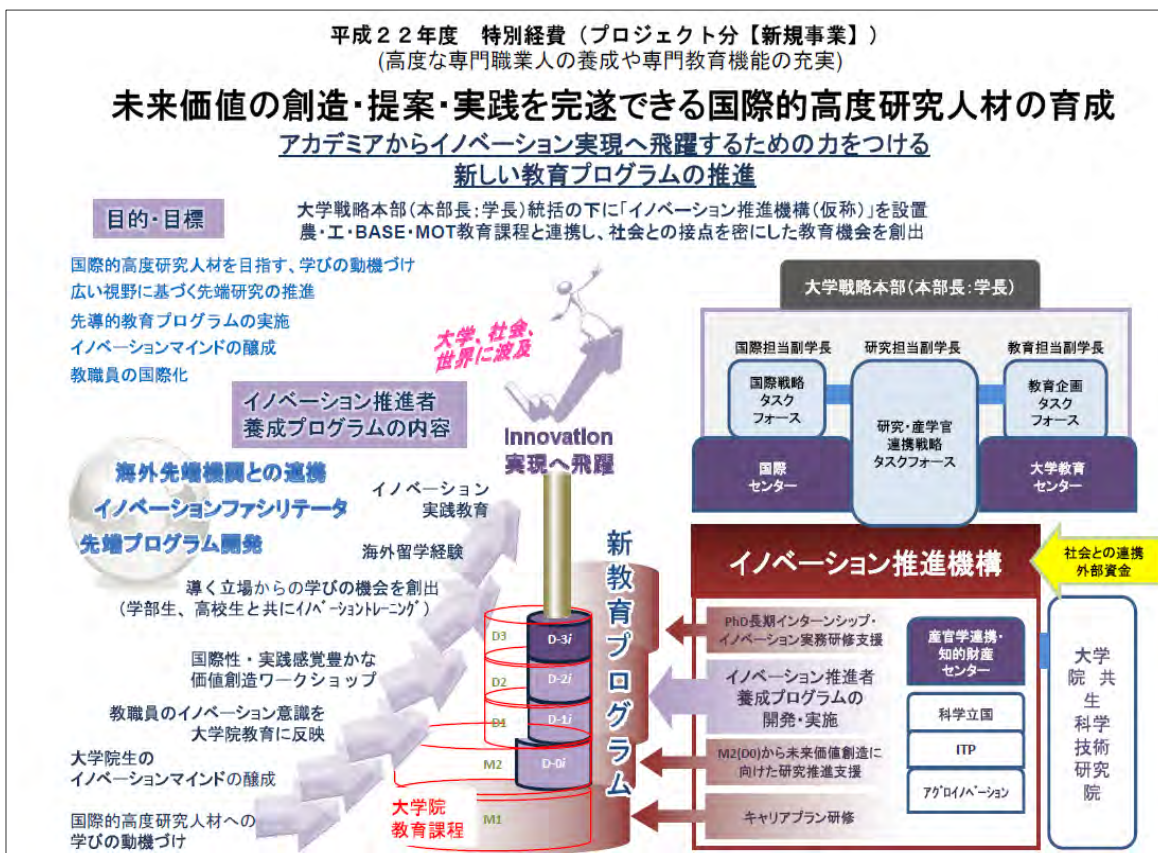


(「産官学連携の実績 2009」抜粋)

○ 新たな研究活動推進のための体制整備等に向けた検討状況（平成 21 年度の取組）

イノベーション創出に向けた研究推進体制を促進する取組として、研究活動と並行し、これを実現するイノベーション人材（国際社会に新たな価値を創造・提案し、その価値を社会に定着させることができる実践力を持った人材）の育成が重要であるとの観点から、大学戦略本部を中心に、国際産学官連携や海外研究機関等との連携を通じてこのような人材の育成を推進する体制整備についての検討を行った。その結果、若手研究者や教職員等を対象とした「イノベーション人材育成プログラム」の導入、及びこれを推進・支援する組織として『イノベーション推進機構』を平成 22 年 4 月から設置することとした。また、同体制の整備に向けた「未来価値の創造・提案・実践を完遂できる国際的高度研究人材の育成」事業を、文部科学省の平成 22 年度 特別教育研究経費に申請し、これが採択された。

・「未来価値の創造・提案・実践を完遂できる国際的高度研究人材の育成」事業の概要



(第 21-10 回教育研究評議会 資料)

・イノベーション推進機構の運営に関する学長裁定〔抜粋〕

国立大学法人東京農工大学イノベーション推進機構の運営に関する学長裁定

平成 22 年 3 月 3 日
学 長 裁 定

(趣旨)

第 1 条 この裁定は、「未来価値の創造・提案・実践を完遂できる国際的高度研究人材の育成」の事業により設置される国立大学法人東京農工大学イノベーション推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 機構は、大学戦略本部の統括の下、全学的な視点から国際社会に新たな価値を創造・提案し、その価値を社会に定着させることができる実践力を持ったイノベーション人材の育成を行い、もって本学の教育研究活動の進展に資することを目的とする。

(2) 研究活動推進のための取組

産官学連携・知的財産センターや共生科学技術研究院において、産官学連携事業の推進や競争的資金獲得のための支援活動を行っており、これにより研究活動の推進を図った（実績報告書 37・39 頁：特記事項「競争的資金獲得の支援状況」参照）。また、全学的視点に立って研究活動を戦略的に推進するため、各種制度等を導入した（以下のとおり）。

○ 産官学連携奨励制度の導入（平成 19 年度）

・ 制度の概要

→ 『平成 19 事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成 16～19 事業年度）に係る業務の実績に関する報告書（資料編）』（58 頁），【添付資料 7-1】部局の外部資金受入額の予算配分への反映によるインセンティブ付与の内容がわかる資料；（1）産官学連携奨励費制度について』のとおり。

・ 「国立大学法人東京農工大学産官学連携奨励費規程」〔抜粋〕

国立大学法人東京農工大学産官学連携奨励費規程

平成 19 年 10 月 24 日

19 経教 規程第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、産官学連携の一層の推進を図るため、一定額以上の外部資金を獲得した教職員に産官学連携奨励費を支給し、又は当該教職員の所属する研究室に配分する取扱いについて、必要な事項を定める。

(中略)

(産官学連携奨励費の支給対象者)

第 3 条 次条に規定する対象経費を獲得した教職員（以下「教職員」という。）に対し、入金された対象経費を基に、産官学連携奨励費を半期毎に支給し、又は当該教職員の所属する研究室（以下「研究室」という。）に配分する。

2 前項の規定にかかわらず、当該教職員が、当該各号に該当することとなった場合は、産官学連携奨励費は支給又は配分しない。

一 上半期入金分 当該期間中に退職した場合又は当該年度の下半期の期間中に退職することが明らかな場合

二 下半期入金分 当該期間中に退職した場合又は翌年度の上半期の期間中に退職することが明らかな場合

(対象経費)

第 4 条 対象経費は、次の各号に掲げる経費で、金額及びオーバーヘッドの率が、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 共同研究費及び寄附金 直接経費が、300 万円以上で 10% 以上のもの

二 受託研究費及び補助金 直接経費が、1,000 万円以上で 30% 以上のもの

(産官学連携奨励費の財源)

第 5 条 産官学連携奨励費の財源は、大学運営資金とする。

2 産官学連携奨励費の金額は、前条の対象経費に係るオーバーヘッドの金額の 1 割相当の金額とする。

(以下、略)

○ 共同研究推進特任教員等人件費予算措置について

・「産官学連携・知的財産センター共同研究推進特任教員等人件費予算措置に関する申し合わせ」

国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター共同研究推進特任教員等人件費予算措置に関する申し合わせ

平成21年11月30日
産官学連携・知的財産センター長裁定

本学が競争的資金の専従義務を課せられた財源予算で雇用する特任教員等（以下「特任教員等」という。）が、国立大学法人東京農工大学共同研究取扱規程第2条に規定する共同研究実施のため、当該競争的資金による専従業務以外の業務に従事する際に必要となる人件費について、産官学連携・知的財産センターから予算を措置（以下「人件費予算措置」という。）する取扱いについては、以下のとおりとする。

1. 本学が競争的資金の業務に専従させるとして雇用した特任教員等であっても、全業務従事時間に対する共同研究に従事した時間の割合（以下「エフォート」という。）が10%を超えないと見込まれる場合については、当該共同研究を国立大学法人東京農工大学共同研究取扱規程第3条第1項第1号に定める本来の職務と関連を持つ共同研究として取り扱う。
2. 人件費予算措置は、共同研究費受入額が880万円以上となる共同研究費を獲得した特任教員等に対し、産官学連携・知的財産センターから、共同研究契約書に定める研究期間に、当該共同研究のエフォートに応じた人件費を大学運営費等の学内予算で、経費の付け替え（以下、「人件費予算の付け替え」という。）を行う措置とする。ただし、当該共同研究契約が解除された場合は、人件費予算措置の対象としない。
3. 共同研究契約書に定める研究期間と共同研究に係る経費を本学に納付した日が異なる場合は、人件費の付け替えは、共同研究に係る経費を本学に納付した日以降に実施する。
4. エフォートの管理は、共同研究に従事した時間について、共同研究推進人件費予算措置の対象となる特任教員等本人の申請によるもののほか、以下の各号に定める時間について、共同研究に従事した時間として取り扱う。なお、エフォートを管理するための帳票様式は別に定める。
 - 一 当該共同研究経費を使用して出張した時間。
 - 二 人件費予算措置の対象となる特任教員等に超過勤務を命じた時間。
5. 2に定める人件費予算の付け替えは、特任教員等の勤務時間管理報告後に可及的速やかに、研究支援・産学連携チームから特任教員等の共同研究経費を執行する地区の会計チームに対して依頼するものとする。

附 則

この申し合わせは、平成21年9月1日から適用する。

(3) 若手研究者等を対象とした研究活動推進のための取組

○ 若手共同研究発展ファンドの導入（平成 21 年度）

・「産官学連携・知的財産センター若手共同研究発展ファンド要項」〔抜粋〕

国立大学法人東京農工大学産官学連携・知的財産センター若手共同研究発展ファンド要項

平成 21 年 1 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、本学の共同研究受入額の増大を図るため、一定額以上の共同研究を受入れた若手の教職員に産官学連携・知的財産センターから共同研究を発展させるための学内ファンド予算（以下「若手共同研究発展ファンド」という。）を措置する取扱いについて、必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「若手の教職員」とは、各事業年度当初に 45 歳以下である教職員をいう。
- 二 「共同研究費受入額」とは、共同研究契約に基づき本学に納付される一事業年度あたりの金額をいう。
- 三 「配分」とは学内予算を移し替え、又は既に執行済みの予算について、振替伝票により経費を移し替えて学内予算を移し替えたことと同等とする会計処理をいう。

(若手共同研究発展ファンドの配分資格者)

第 3 条 共同研究費受入額が 100 万円以上となる共同研究費を獲得した若手の教職員に対し、産官学連携・知的財産センターから、若手共同研究発展ファンドとして、大学運営費等の学内予算（以下、「学内予算」という。）を配分する。ただし、若手の教職員が、以下の各号に該当することとなった場合は、若手共同研究発展ファンドは配分しない。

- 一 対象となった共同研究契約受入額の入金が上半期の場合は、当該年度に退職した場合又は当該年度に退職することが明らかな場合。
 - 二 対象となった共同研究契約受入額の入金が下半期の場合は、当該年度に退職した場合又は翌年度の上半期の期間中に退職することが明らかな場合。
- 2 2 人以上の教職員が共同研究担当者となる場合は、前項に規定する共同研究費受入額に共同研究担当者の数を乗じた金額以上の受入額となった場合に、若手共同研究発展ファンドを配分する。

(中略)

(配分額等)

第 5 条 若手共同研究発展ファンドの金額は、50 万円以上 100 万円以下とし、次条に規定する審査を経て決定する。ただし、各年度の産官学連携・知的財産センター運営委員会で、予算等の状況を勘案して変更することができるものとする

- 2 配分資格者は、前項の審査の結果、若手研究発展ファンドの配分額が決定した後に、配分申請を取り下げ、若手共同研究発展ファンドの配分を受けないことができる。
- 3 申請の対象となる共同研究契約について、契約の破棄又は変更があった場合は、配分の取消又は配分額の変更を行う。
- 4 前条第 3 項各号に定める事項について、虚偽の申請があった場合は、配分を取消す。

(配分の審査)

第 6 条 産官学連携・知的財産センター長は、第 4 条に定める申請があった場合は、若手共同研究発展ファンドの金額について、審査の上、決定する。

- 2 前項に定める審査は、以下の各号に掲げる基準で行う。
 - 一 共同研究受入額の多寡
 - 二 センター主導による共同研究案件の有無
 - 三 今後の共同研究の継続の見込みの有無
 - 四 その他、共同研究の成果による特許実施料収入の見込みの有無等、特に勘案すべき事由の有無

(以下、略)

○ 研究奨励金「JIRITSU（自立）」の導入（平成19年度）

・「東京農工大学研究奨励金「JIRITSU（自立）」制度実施要項」〔抜粋〕

東京農工大学研究奨励金「JIRITSU（自立）」制度実施要項

（平成20年3月10日制定）

（平成21年4月1日一部改正）

（平成21年9月14日一部改正）

（平成22年4月1日一部改正）

（目的）

第1条 研究奨励金「JIRITSU（自立）」制度は、リサーチ・フェロー（以下「RF」という。）の名称を付与された東京農工大学（以下「本学」という。）大学院学生等に対し、自由な発想のもとに主体的に研究課題等に取り組む機会を与え、必要な資金を研究奨励金として支給し、もって、世界で通用する研究者を視野に入れた若手人材の自立促進を支援することを目的とする。

（名称の付与）

第2条 前条に定めるRFの名称は、学長がこれを付与する。

（申請要件）

第3条 RFとなることのできる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 本学博士後期課程に在籍する学生

（連合農学研究科及び生物システム応用科学府共同先進健康科学専攻に在籍する学生については、本学配置の者に限る。）

二 本学博士後期課程に進学する本学博士前期課程学生、修士課程学生及び研究生

三 岐阜大学連合獣医学研究科博士課程に在籍する学生のうち、本学配置の者

四 本学博士後期課程を修了した後、本学において研究プロジェクトに参画し、研究活動に従事する者

五 本学博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を取得し退学した者で、

本学において研究プロジェクトに参画し、退学から3年以内に学位取得見込みの者

（中略）

（研究奨励金の給付）

第10条 研究奨励金の給付は、研究への貢献度及び予算的制約等を勘案し、次の各号に掲げるいずれかの支給区分に従って金額を決定し、研究期間に応じて支給する。

一 支給区分Sは、月額20万円

二 支給区分Aは、月額15万円

三 支給区分Bは、月額10万円

四 支給区分Cは、月額5万円

2 研究奨励金は、四半期ごとに支給するものとし、支給時期及び支給対象となる研究期間は、別表のとおりとする。ただし、別表に定める支給時期以外の月にRFに採用された場合は、当該採用された月から当該採用された月を含む四半期の最終月となる月までを支給対象となる研究期間として、当該採用された月に支給できるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、その都度支給時期及び支給対象となる研究期間を定めることができる。

4 研究奨励金は、給与所得とみなし、源泉徴収するものとする。

（以下、略）

○ 研究スペースの使用について

- ・ 「産官学連携スペース使用に関する申し合わせ」

国立大学法人東京農工大学産官学連携スペース使用に関する申し合わせ

平成21年11月30日
産官学連携・知的財産センター長裁定

国立大学法人東京農工大学産官学連携スペース使用要項（以下「要項」という。）に定めるスペースの使用について、本学の共同研究受入額の増大を図るため、各事業年度当初に4.5歳以下である教職員が使用する場合の取り扱いは、以下のとおりとする。

1. 要項第5条第1項の規定にかかわらず、共同研究契約に基づき本学に納付される一事業年度あたりの共同研究費受入額の如何を問わず、スペース使用の申請をすることができる。
2. 使用料は、要項第7条に定める使用料の半額とする。ただし、半額とした後に1000円未満の端数が生じた場合はこれを切り上げるものとする。

附 則

この申し合わせは、平成21年12月1日から施行し、施行日以降に 研究経費を受け入れた共同研究について適用する。ただし、施行日以前に研究経費を受け入れた共同研究で、平成21年度に締結したものについては、平成22年度以降の期間を含めて契約を締結している場合又は平成22年度以降の契約延長若しくは再契約の申込を受けている場合に限り、申請の対象とすることができる。

(4) 研究活動推進のための施設の整備状況

○ 産官学連携・知的財産センター施設

・各施設の概要

共同研究棟



共同研究棟は、国立大学法人東京農工大学における共同研究の促進を図り、もって科学技術の発展と本学の教育研究に資することを目的に設置されています。

本学には、共同研究に熱心な研究者が多数おります。教員1人当たりの共同研究件数は、全国トップです。実績については、[こちら](#)をご覧ください。

ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー (VBL)



ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー(VBL)はベンチャー・ビジネスの萌芽となるべき独創的な研究開発を推進するとともに、高度の専門的職業能力を持つ創造的な人材を育成する施設です。

プロジェクト研究開発、大学院生によるベンチャービジネス創造研究への支援、特別研究員の支援、研究者の招聘派遣、ベンチャービジネス講座、アイデア講演会等を行っています。

農工大インキュベータ



本センターには述べ床面積1000㎡のインキュベーション施設(通称「農工大インキュベータ」)があります。本施設には、本学の研究成果を活用して新事業を起こそうとする企業、研究グループで共同研究、継続的な技術指導等を行うことを必要としているものが入居応募できます。

募集は、例年秋に行われます。募集要項は夏から本センターホームページに掲載されます。

入居企業に対しては、技術面の研究を通じた支援のほか、多くの専門家による経営、財務、法務等の各種助言が受けられます。また、センターが行うベンチャー企業の経営、財務、法務等に関するインキュベーションセミナーに参加できます。

企業等の居室面積は23㎡、46㎡の2種があります。使用料は46㎡で年間103万円程度ですが、本学教員と共同研究を実施し、共同研究の場として使用する場合には、企業は使用料を収める必要はありません。

(本学 Web ページより抜粋)

○ 他機関等との連携による施設整備

・農工大・多摩小金井ベンチャーポートの概要

中小機構:ベンチャー支援: 農工大・多摩小金井ベンチャーポート - Windows Internet...

ste/chiran/038745.html

お気に入り

農工大・多摩小金井ベンチャーポートは、東京農工大学を含む学術機関等が有する技術シーズ、知見を活用した学術機関発ベンチャーの起業及び中小企業等の新事業展開を支援することにより、新事業・新産業の創出を促進するとともに、地域社会へ貢献することを目的とした公的施設です。

東京農工大学小金井キャンパス内の立地という都心へのアクセス性の良さや居室を比較的自由にレイアウトいただける施設設計を行っているほか、施設には支援スタッフ(インキュベーション・マネージャー)が配備され、東京都・小金井市・東京農工大学及び支援機関等と連携を取りつつ、様々な支援ツールや情報をご提供し、起業や創業活動、企業の新事業展開などを総合的にサポートしていきます。

【添付資料 1 2-1-1】平成 17・18・19・20 年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成 21 年度の対処の有無の一覧表

	評価年度	課題として指摘された又は今後に期待されるとの評価を受けた事項	平成 21 年度における対処の有無
指摘事項 1	平成 17 年度	企画執行体制の充実を図るため、学長の下にワーキンググループを設け、「中期的な見通しに基づく大学運営のための検討課題」について検討を進めており、今後、その具体化が期待される。	有 (実績報告書 24 頁:特記事項「学長を中心とした大学運営の推進」参照)
指摘事項 2	平成 17・18 年度	「選択定年制度」の導入についても準備が進んでおり、今後の適切な実施が期待される。	有 (実績報告書 14 頁:中期計画【143】参照)
指摘事項 3	平成 20 年度	年度計画に掲げている教員の採用に当たっての選考基準の統一、明確化等については、公表するまでには至っていないことから、早急な対応が求められる。	有 (実績報告書 113 頁:中期計画【141】参照)

【添付資料 1 2-1-2】年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料

◆《指摘事項 1》学長諮問課題に基づく WG 等の検討結果の具体化について

(1) 平成 21 年度における学長の諮問機関と検討課題

諮問機関 (※)	平成 21 年度における検討内容	備考
教育研究組織改革検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・新学府の設置について ・MOT の将来構想について ・早稲田大学との共同大学院設置について ・研究院改革について 等 	※「教育研究組織改革 WG」の答申に基づき設置。
全学共通教育機構	<ul style="list-style-type: none"> ・全学共通教育科目の運営について ・全学共通科目のカリキュラム作成について 等 	※「全学共通教育検討 WG」の答申に基づき設置。
管理運営体制検討 WG	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期中期目標期間に向けた人件費管理について ・平成 22 年度採用計画について ・組織の見直し等について 等 	

※ 諮問機関の設置状況については、本資料編 54 頁:【添付資料 5-1】(1) のとおり。

(2) 検討結果に基づく取組

教育研究組織改革検討委員会の検討結果に基づく取組

- 早稲田大学との共同大学院の開設（平成 22 年度）に向けた取組
 - ・ 平成 22 年度入試の実施（入試概要と学生募集要項）

平成 22 年度
東京農工大学大学院 生物システム応用科学府
共同先進健康科学専攻 博士課程
学生募集要項

国立大学法人 東京農工大学

（本学 Web ページ）

○ 研究院の改組（平成 22 年度）に向けた取組

- ・ 第 21-8 回 教育研究評議会議事録〔抜粋〕

(6) 教育研究組織改革について
松永理事から、資料に基づき、教育研究組織改革検討委員会での審議結果について説明があり、審議の結果、次の3事項を承認した。

(中 略)

- ・ 共生科学技術研究院の改組
連携リング運営委員会の構成員、これまで共生科学技術研究院で審議していた事項の審議場所の振り分け、改組の目的等の概要、改組後の両研究院の部門及び研究分野の案について、資料に基づき説明され、審議の結果、これを承認した。ただし、審議場所の振り分けについては引き続き検討することとした。

- ・ 第 21-9 回 教育研究評議会議事録〔抜粋〕

(9) 新研究院への人員配置について
松永理事から、資料に基づき、新研究院への人員配置について説明があり、審議の結果、これを承認した。

- ・ 研究院改組に伴う規則等の制定及び一部改正について〔抜粋〕

第21-26回役員会 資料1-2-1
研究院改組に伴う規則等の制定及び一部改正について

規則等名	改正の要点	担当チーム	役員会提出(本回)	開催期	議決期	備考
1 組織運営規則	〔第4条第2項〕大学院に共生科学技術研究院を置く→大学院に農学研究院、工学研究院を置く 〔第6条第3項(別表)〕本学に置かれる組織・施設にイノベーション推進機構を追加しキャリアパス支援センターを削除 〔第7条第3項〕図書館長は共生科学技術研究院長が兼ねるものとするを削除 〔第16条〕教育職員は所属先として、研究院を農・工に分け両研究院の教育職員は原則学府・学部を兼務するものとし、研究院以外の教育職員は学府・学部の職務を兼ねることができるものとする 〔第22条〕部長を置く 共生科学技術研究院長 農学研究院長、工学研究院長(第23条) 副部長も同 〔附則〕第4条第5項にかかわらず22.4.1付け研究院長となる者は農学府長、工学府長をもって充て、第7条第2項にかかわらず図書館長となる者はBASE府長をもって充てる	総務チーム	○	2月	3月	イノベーション機構、キャリアパスセンター
2 教育研究評議会規程	〔第2条第2項〕教員人事に関する審議事項の委任 共生科学技術研究院一農・工研究院 〔 〃 〕ただし研究院所属教員のうち学府、学部等を兼務する教員の選考は兼務先教授会に委任を削除 〔第3条〕評議員 共生科学技術研究院長一農・工研究院長、研究院から選出の教授一農・工研究院選出の教授	総務チーム	○	2月	-	
3 部局組織運営規程	〔第2条〕共生科学技術研究院に置く部門・拠点に研究院教授会で定める一農・工研究院に置く部門を別表1に規定化及び別表2(学府の専攻)にBASE共同先進健康科学専攻を追加 〔第13条〕研究院代議員会を削除 〔附則〕第3条第2項の規定(部局長の任期2年)にかかわらず22.4.1付け農・工研究院長の任期は23.3.31までとする	総務チーム	○	2月	-	共同専攻

教養教育協議会の検討結果に基づく取組

- 全学共通教育機構の設置（平成21年4月）と全学共通教育の導入（平成22年度）に向けた取組
- ・ 全学共通教育の実施に当たって～概要と進捗状況～〔抜粋〕



はじめに～教養教育改革の流れ～

- I 平成19年12月27日「教養教育協議会答申」
教養教育の責任体制、基礎教育支援、リテラシー科目、人社科目、スポーツ健康科目のあり方
- II 平成20年6月30日「教養教育の改善に関する再諮問について(答申)」
全学共通教育機構、各科目群の内容等のH22年度カリキュラム改革の方向性の合意
- III 平成20年12月26日「教養教育改善に関する諮問(平成20年6月30日の答申を受けて)について(答申)」
全学共通教育の各科目群の内容、教育課程表の作成
- IV 平成21年4月1日全学共通教育機構の発足

平成22年度全学共通教育の特徴

- I 大学導入科目(基礎ゼミ、工学基礎実験)
- II 持続可能な地球のための科学技術
- III 人文社会科目群の再編成
- IV 英語における能力別クラス編成の試行
- V 自然科学系基礎科目の構築:
TATI:農工大生が身につけておくべき大学レベルの自然科学
TATII:専門に必要であるが、共通的な基礎科目
- VI 実施体制の確立:全学共通教育機構

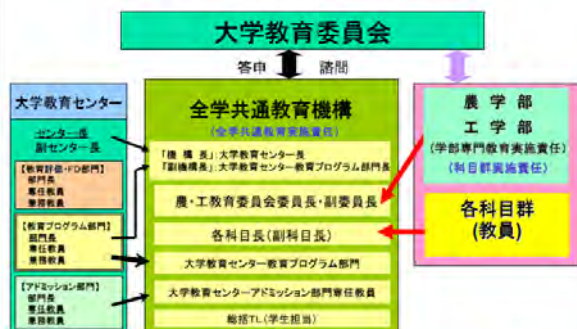
全学共通教育科目群 その1

区分	授業科目名
大学導入科目	基礎ゼミ、工学基礎実験
持続可能な地球のための科学技術	MORESENSE入門、科学史、安全工学、融合科目など
共生人文社会科学	多文化共生論、共生社会政策論、国際平和論、哲学など
英語	リーディング・ベーシック、ライティング・ベーシックなど
第2外国語	ドイツ語、フランス語など
国際コミュニケーション演習	Communication Skills for Scientists
スポーツ健康科学科目	スポーツ健康科学理論、体力学実技など
日本語科目・日本語事情科目	日本語1、日本事情1など

全学共通教育科目群 その2

区分	授業科目名	
自然科学系基礎科目	TATI I 科目	数学 線形代数学 I、微積分学 I など 物理学 物理学、物理学基礎など 化学 化学、化学基礎など 生物学 生物学、生物学基礎など
	TATI II 科目	数学 線形代数学 II、微積分学 II など 物理学 力学、電磁気学など 化学 有機化学、物理化学など 生物学 生態学、生物化学など 地学 地学、地学実験など

全学共通教育の実施体制



今後のスケジュール

月日	内容
7月17日	大学教育委員会で科目群登録推薦制度を審議
7月下旬	科目群登録の依頼(予定)
8月31日	登録の締切(予定)
10月上旬	授業科目担当者決定
10月中旬	時間割および非常勤任用計画の作成(学部、学科)
H22年1月末	シラバス作成
2月中旬	機構ホームページ開設
4月1日	全学共通教育の実施開始

- 平成 22 年度 全学採用計画
 - ・ 平成 22 年度の全学採用計画

第21-6回 教育研究評議会
資料No.1-10-5

平成 22 年度の全学採用計画（案）

- 1 平成 22 年度の常勤人件費(法定福利費を含む)に充てる予算は、国の総人件費改革及び人事院勧告を踏まえ、6,277,300 千円を上限とする。
- 2 平成 22 年度の常勤人件費については、年間所要見込額として①平成 22 年 4 月 1 日時点の在職予定者、②既に平成 17～21 年度に教育研究評議会にて採用計画が承認されているが未採用の者、及び③平成 21 年度末に定年退職した者の後任補充（下記 3）に要する経費を措置するものとする。
- 3 ただし、平成 21 年度末に定年退職した者の後任補充に係る予算額は、別紙 1 に示す各部局等における平成 22 年度の採用可能額を上限とする。なお、後任補充者の所要見込額を算出する際は、以下に示す職種別の平均単価を基礎とする。
平成 21 年度平均給与単価（千円）
教授 12,720 准教授 9,925 講師 8,634 助教 7,390 事務 7,102
- 4 中途退職者等の後任補充分については、引き続き採用できるものとする。
- 5 教育職員の採用遅れによる常勤人件費残額については、別紙 2 のとおり取り扱うものとする。

（参 考）平成 22 年度全学採用計画策定の経緯〔抜粋〕

（参考）平成 22 年度全学採用計画策定の経緯

- 1 平成 22 年度から第 2 期中期目標期間が始まることに鑑み、次期中期目標期間（6 年間）における人件費見込を算定すべく平成 21 年 6 月に管理運営体制検討WGを再開した。審議の途中、構成員の少ない部局では定年退職者が見込めず、人件費の赤字が拡大することが確実であることから、組織の在り方を含めて見直すべきとの意見が出され、そのためには現状の評議員レベルのWGでは不十分であるので役員及び 2 大部局長の参加を求めることが必要であるとの結論に達し、役員会の承認を得て拡大WGとした。
- 2 拡大WGでは、次期中期目標期間を通じた人件費見込を算定するにしても、平成 22 年度以降の運営費交付金の効率化係数の動向や平成 24 年度以降の総人件費改革の方向が不明であること等から、6 年間の暫定見込は出すものの、当面は総人件費改革による上限額を基に平成 22 年度全学採用計画を優先して策定することとなった。

（第 21-6 回教育研究評議会 資料）

(3) 第2期中期目標・中期計画への学長諮問機関の検討結果反映状況

上記検討結果等を「第2期中期目標・中期計画（素案）」に反映し、これに基づく中期計画が認可された。

・「国立大学法人東京農工大学の中期計画」〔抜粋〕

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

18. 「教育研究組織改革検討委員会」答申（平成20年12月22日）に基づき、生物システム応用科学府(BASE)、技術経営研究科(MOT)等の改組・再編を行う。
19. 全学共通教育カリキュラムの実施を効率的・効果的に行うため、全学共通教育機構を活用する。
20. 教育改善を目的とした専門分野別FD・相互研修型FDを組織的に展開する。
21. 教育データの収集、蓄積及び情報提供を行い、それに基づき、学科・教員等の教育改善につなげる。
22. 早稲田大学との共同大学院として、平成22年度から、生物システム応用科学府(BASE)に「共同先進健康科学専攻」を開設し、「健康」に関わる各種領域でリーダーとして活躍する人材を育成するため、農学・工学・理学の融合分野における教育を実施する。
23. 他大学との共同獣医学科（共同獣医学部）の設置構想について検討を進める。

◆《指摘事項2》「選択定年制度」の実施等について

(1) 選択定年制度の実施

平成21年度は1名が選択定年を申請し、平成23年度末退職が下記のとおり承認された。

・「選択定年申出書の提出について」〔抜粋〕

事務連絡
平成22年1月14日

学長殿

工学府長

選択定年申出書について（提出）

下記のとおり選択定年の申出書がありましたので、よろしくお取り計らい願います。

なお、申出のあった教員の退職後の教育研究実施体制および退職後の教員採用計画については、所属選考内および学府内で審議を終え、本人の意向どおり退職することに差し支えないことを申し添えます。

(第21-4回役員会資料)

・第21-24回 役員会議事要旨〔抜粋〕 :平成22年2月1日開催

(5) 選択定年の申し出について
学長の指示により、人事TLから、配付資料に基づき、選択定年の申し出について説明があり、審議の結果、承認した。
 なお、本件については、教育研究評議会において審議することを確認した。
 また、選択定年規程における申し出の方法については、今後、検討することとした。



(2) 選択定年制度の申出期間の検討について

・第21-25回 役員会議事要旨〔抜粋〕 :平成22年2月15日開催

(2) その他
 ・人事チームリーダーから、選択定年規程における申し出の方法について、申し出の期限が定められた経緯の報告があった。なお、本件については、役員・部局長・評議員懇談会において意見交換を行うこととした。

・第21-10回 役員・部局長・評議員懇談会 議題〔抜粋〕

平成21年度 第10回 役員・部局長・評議員懇談会			
		H22. 3. 3 (水) 本部棟2階第1会議室 15:00~16:30	
1. 議 題			
	議 題 名	資料番号	説明者
(7)	教育職員選択定年規程に基づく定年年齢の申し出時期について	資料7	人事 TL

※ (参考) 第22-3回 役員会議事要旨及び資料〔抜粋〕

上記検討結果に基づき、平成22年度の役員会において、申出の期間を「2年前まで」から「6月前まで」に改正した。

IV 議事要旨
 1. 審議事項
 (1) 規則等の制定について
 学長の指示により、総務TLから、配布資料に基づき、「国立大学法人東京農工大学教育研究評議会規程」及び「国立大学法人東京農工大学教育職員選択定年規程」の一部改正について説明があり、審議の結果、承認した。

第22-3回役員会 資料1-1-2

国立大学法人東京農工大学教育職員選択定年規程の一部改正 (案)		
現行	改正案	備考
国立大学法人東京農工大学教育職員選択定年規程 平成19年4月1日 19 経教 第15号 第1条～第5条 省略 (申出の方法) 第6条 選択定年制度により退職を希望する者は、原則として選択する退職の日の2年前までに所定の申出書により、所属部局長を通じて学長に対しその旨を申し出なければならない。 2 省略	第1条～第5条 省略 (現行どおり) (申出の方法) 第6条 選択定年制度により退職を希望する者は、原則として選択する退職の日の6月前までに所定の申出書により、所属部局長を通じて学長に対しその旨を申し出なければならない。 2 省略 (現行どおり)	(改正理由) 選択定年による退職希望の申し出時期を変更するため。

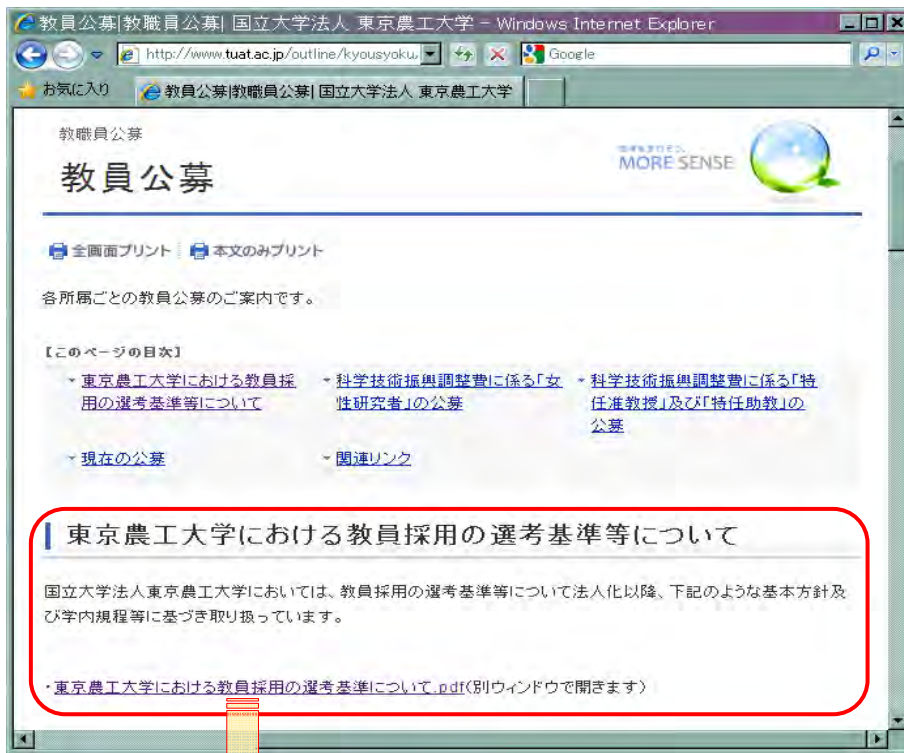
(第22-3回役員会 資料)

◆《指摘事項3》教員採用の際の項目の公表について

教員採用選考基準策定小委員会において策定した「教員採用の選考基準等について」及び、前年度に統一した「教育職員選考結果報告書 様式」を本学 Web に掲載した。

○ Web における公表状況

- ・「教員公募」のページ



(本学 Web ページ)

- ・東京農工大学における教員採用の選考基準等について〔抜粋〕

<p style="text-align: center;">東京農工大学における教員採用の選考基準等について</p> <p>国立大学法人東京農工大学においては、教員採用の選考基準等について法人化以降、下記のような基本方針及び学内規程等に基づき取り扱っています。</p> <p>I 教育職員人事に関する基本方針（抜粋） (平成 16 年 4 月 21 日教育研究評議会)</p> <p>21 世紀の人類共通の課題に応える使命指向型教育・研究を推進し、農学・工学及びその融合領域における教育研究を中心に社会や環境と調和した科学技術の進展に貢献する科学技術大学院基軸大学を構築するために、教育職員人事に関する基本方針を策定する。</p> <p>教育職員の採用・選考に当たっては、教育研究評議会と部局等の教授会・運営委員会が連携・協力し行うものとする。教育研究評議会は「教育職員人事に関する基本方針」と「全学採用計画」を策定し、部局等の教授会・運営委員会は、これら基本方針及び採用計画に基づき選考を行うものとする。</p> <p>【基本的な考え方】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育職員の採用・選考に当たっての選考基準の明確化と教育職員採用過程の透明化を一層進める。 (2) 学外の専門家の意見をも参考とし、より総合的な判断を可能とする人事の枠組みを設ける。 (3) 特任教授の制度など、弾力的かつ多様な雇用形態を導入する。 (4) 公募制を一層積極的に活用し、その要件や選考の方法を工夫する。 (5) 任期制については、適用範囲、処遇等を検討しながら拡充する。 (6) 外部資金等により、優れた若手研究者等の採用拡大を図る。 (7) 特に優れた研究者の採用については、処遇等を検討する。 (8) 国籍、性別、障害の有無、出身大学等にとらわれない採用を一層進める。 	<p>IV 教育職員選考結果報告書様式</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">学 長 殿</p> <p style="text-align: right;">部 局 長 名</p> <p style="text-align: center;">教育職員選考結果報告書</p> <p>平成 年度第 回教育研究評議会(平成 年 月 日開催)において採用計画が承認された教育職員人事案件について、下記のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 採用予定ポスト: _____ 2. 採用予定職名: _____ 3. 採用予定者氏名: _____ 4. 採用希望日: _____ 5. 現 職: _____ 6. 選考の経過: _____ _____ _____ 7. 選考理由: _____ _____ _____
--	--

【添付資料 7-1】資金運用の取組状況及びその運用益の活用状況が確認できる資料

(1) 資金の運用状況について

・平成21年度資金運用実績報告

平成21年度資金運用実績報告

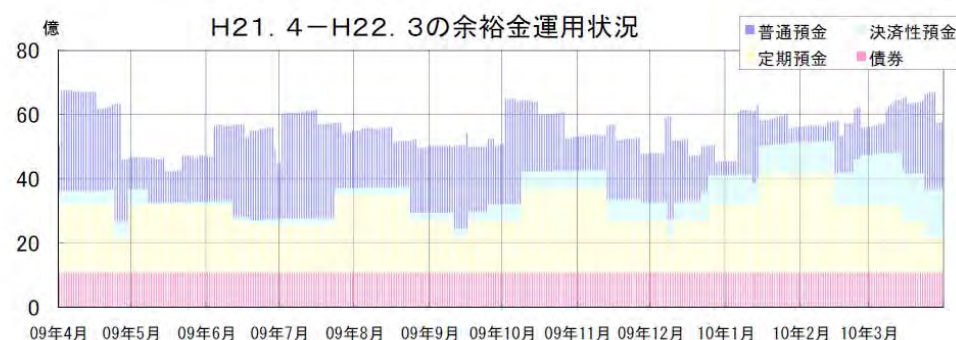
運用方法 中長期に運用する資金（恒常的に余裕金として見込まれる寄附金残高相当分を財源）については、平成20年度から財投債を中心に流動性の確保及びリスク分散のため償還時期を一定に分散したラダー型運用を実施。
1年未満の短期間の運用については、資金繰り状況を確認し、大口定期預金などで運用。

運用率* 56%（前年度32%）

運用益 26,421千円（前年度17,249千円）

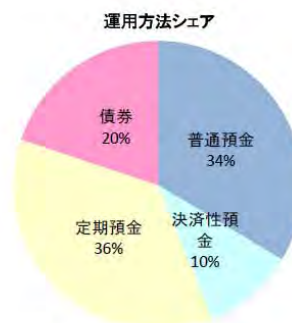
用途 大学戦略経費（学長裁量経費）に充当

*運用率とは、年間資金平均残高に対する債券と定期預金の年間平均運用金額の割合。



(単位:円)

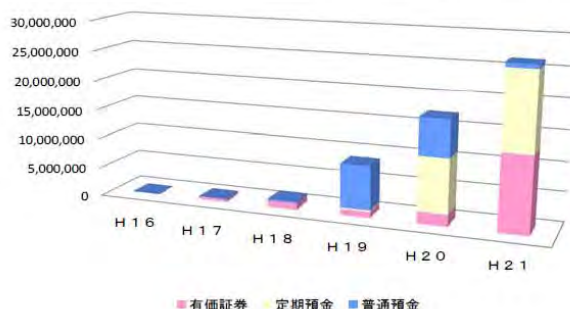
区分	平均資金残高	運用益	平均利回り
普通預金	1,861,636,412	644,413	0.035%
決済性預金	569,030,133	0	0.000%
定期預金	2,007,671,233	12,913,418	0.643%
債券	1,100,000,000	12,863,364	1.169%
合計	5,538,337,777	26,421,195	0.477%



第1期中期計画における運用益推移

(単位:円)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21
有価証券	0	458,652	1,122,774	998,584	1,978,478	12,863,364
定期預金	0	0	0	267,835	9,204,380	12,913,418
普通預金	31,279	2,949	256,634	7,497,943	6,066,510	644,413
合計	31,279	461,601	1,379,408	8,764,362	17,249,368	26,421,195



(第22-1回経営協議会資料)

(2) 運用益の活用状況

運用益は貴重な大学運営財源のひとつとして収入予算に見込み、本学の教育研究活動に活用されている。

- ・「平成 21 年度大学戦略経費（学長裁量経費）採択一覧」

→ 本資料編 3 頁：【添付資料 1-2】（1）のとおり。

- ・「余裕金の運用益の取扱いに関する申し合わせ」（平成 18 年 3 月 26 日策定）：

→ 「『平成 20 事業年度に係る業務の実績に関する報告書（資料編）』（46 頁），【添付資料 5-1】資金運用の取組状況及びその運用益の活用状況が確認できる資料；（3）運用益の活用状況』のとおり。

【添付資料 7-2】財務情報の分析状況が確認できる資料

(1) 財務指標による分析 (経年比較・他大学との比較)

・ 「財務指標による財務分析」(平成 20 年度の状況) [抜粋]

財務指標による財務分析

財務指標は、国立大学法人の活動状況を多面的に把握するための参考情報の一つであり、財務の健全性・効率性及び活動性などの観点から、経年比較を含めて分析を行うためのものです。

そこで、財務指標のうち「流動比率」「自己資本比率」「人件費比率」「一般管理費比率」「外部資金比率」「業務費対研究経費比率」「業務費対教育経費比率」「学生当教育経費」「教員当研究経費」「経常利益比率」について、平成 16 年度からの 5 年間を経年比較し、分析を行いましたのでご覧ください。

なお、文部科学省が「国立大学法人の財務分析上の分類」としてグループ分けした参考資料をもとに、本学が所属しているグループ(医科系学部を有さず、学生収容定員に占める理工系学生数が文科系学生数の概ね 2 倍を上回る国立大学法人 13 大学<本学、室蘭工業大学、帯広畜産大学、北見工業大学、東京工業大学、東京海洋大学、電気通信大学、長岡技術科学大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、京都工芸繊維大学、九州工業大学、鹿屋体育大学>)の平均値を参考までに表示しました。

○一般管理費比率【一般管理費比率＝一般管理費÷業務費】
業務費に対する一般管理費の比率であり、国立大学法人が管理運営を行う際の効率性及び学生に対する教育・研究等に直接要する財源が確保されているかを判断する指標です。比率が高いほど管理的経費が高いとされています。

本学の一般管理費比率＝785,407,632 円÷13,163,133,077 円
≒6.0%

	H16	H17	H18	H19	H20
本学	7.0%	6.7%	6.5%	5.5%	6.0%
グループ平均	6.9%	6.6%	6.8%	6.0%	6.4%

【分析】
平成 20 年度は前年度に比べて、0.5%増となりました。
その要因として挙げられるのは、業務費が約 116 百万円の増加に対し、一般管理費がアスベスト対策及び耐震補強等の緊急運轉的な費用及び事業の IT 化推進のための一時的な費用等の特殊要因による費用等により、約 69 百万円増加したことによります。

○業務費対研究経費比率【業務費対研究経費比率＝研究経費÷業務費】
業務費に対する研究経費の比率であり、国立大学法人における研究の比重を判断する指標です。この比率が高いほど研究活動に使用される経費割合が高いと判断されます。

本学の業務費対研究費比率＝1,390,903,628 円÷13,163,133,077 円
≒10.6%

	H16	H17	H18	H19	H20
本学	9.4%	9.0%	9.1%	11.2%	10.6%
グループ平均	13.3%	13.4%	12.9%	13.3%	14.0%

【分析】
平成 20 年度は前年度に比べて、0.6%減となりました。
これは、前年度に比べて、研究経費が約 71 百万円減少している一方、業務費が約 116 百万円増加していることによります。
その研究経費の減少要因として挙げられるのは、前年度においては、工学部 5 号館の改修工事に伴い、多くの研究経費が使われたことなどがあります。

なお、研究経費に受託研究費、共同研究費を含めると以下のようになり、研究に対する比重が大きくなります。

	H16	H17	H18	H19	H20
研究経費(受託等含む)	2,309,508,729 円	2,477,886,267 円	2,664,050,765 円	3,010,724,165 円	2,549,145,223 円
業務費	11,249,940,531 円	11,525,305,947 円	12,518,967,364 円	13,046,765,537 円	13,163,133,077 円
研究経費比率(本学)	20.5%	21.5%	21.3%	23.1%	19.4%
研究経費比率(グループ平均)	17.0%	19.0%	20.1%	21.1%	21.8%

○教員当研究経費【教員当研究経費＝研究経費÷常勤教員実員】
常勤教員一人当たり研究経費であり、国立大学法人の研究活動の活発さを判断する一指標です。この数値が大きいほど財務的に研究活動が盛んであると判断されます。

本学の教員当研究経費＝1,390,903,628 円÷442 人
≒3,146,841 円

(単位：円)

	H16	H17	H18	H19	H20
本学	2,591,440	2,493,414	2,667,041	3,329,422	3,146,841
グループ平均	3,470,000	3,651,000	3,631,000	3,946,000	4,216,000

【分析】
平成 20 年度は前年度に比べて 182,582 円減少となりました。
その要因として挙げられるのは、常勤教員実員が 3 人増加し 442 人になったのに対し、研究経費が約 71 百万円減少したことによります。
今後においても引続き競争的資金等の獲得努力に努め、質の良い研究活動をしていくことが望まれます。

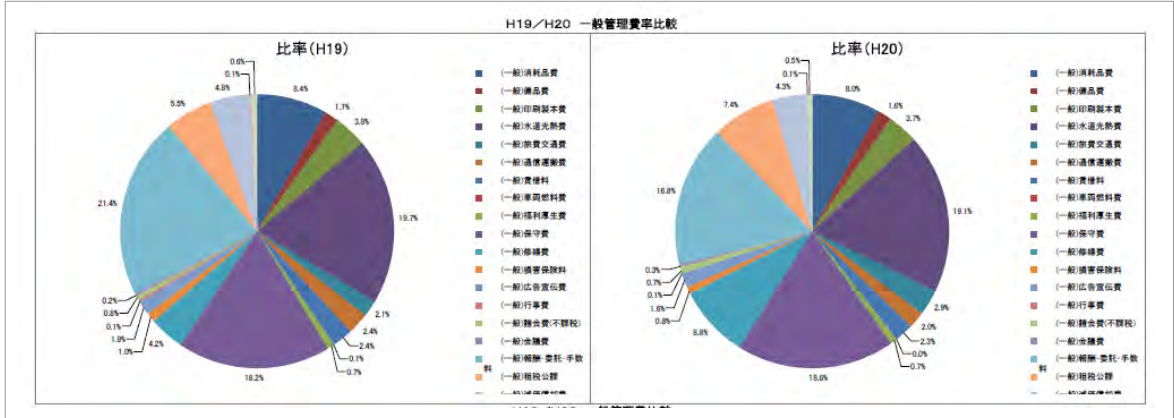
なお、研究経費に受託研究費、共同研究費を含めると以下のようになり、教員一人当たりの研究経費は大きくなります。

	H16	H17	H18	H19	H20
研究経費(受託等含む)	2,309,508,729 円	2,477,886,267 円	2,664,050,765 円	3,010,724,165 円	2,549,145,223 円
常勤教員実員	407 人	415 人	426 人	439 人	442 人
教員当研究経費	5,674,469 円	5,970,810 円	6,253,640 円	6,858,142 円	5,767,297 円

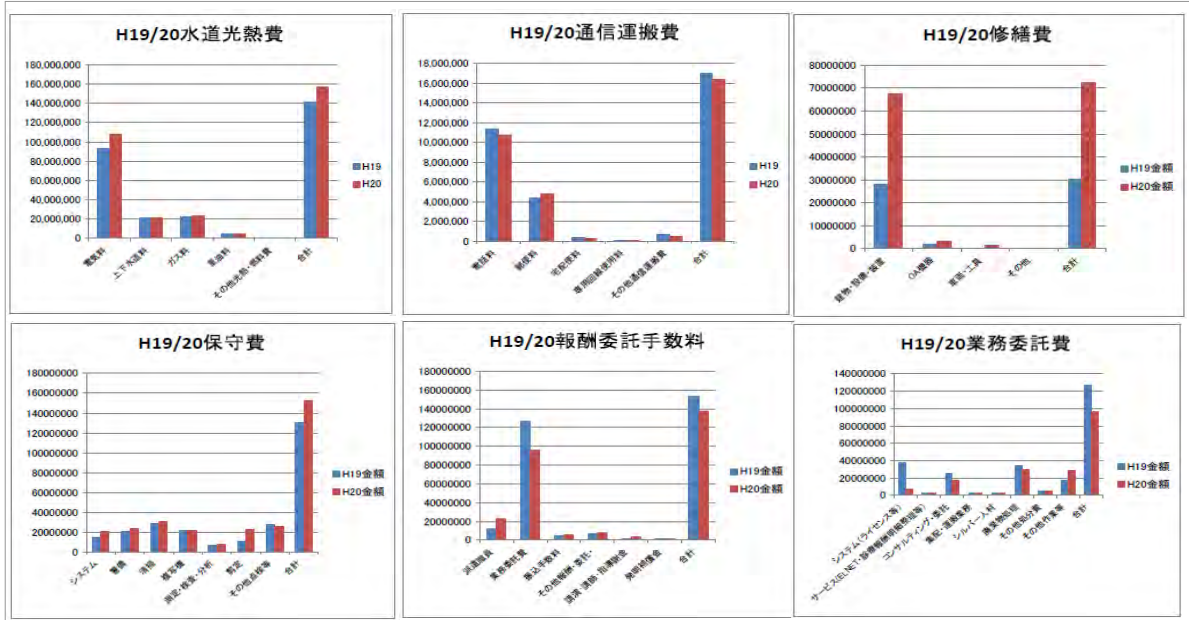
(2) 経費削減WG*における一般管理経費の分析

※「経費削減WG」の取組については、実績報告書【165】の「実施状況」参照。

- ・一般管理比率の年度比較（平成19・20年度）



- ・項目（内訳）ごとの年度比較（平成19・20年度）



- ・他大学等での取組分析（【財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置】）〔抜粋〕

【他大学等での取組】	
I	物品購入等
i	物品購入
①	既存物品の活用や共同利用の可能性についての検討など、新規購入の必要性について十分吟味する
②	物品の数量や機能・内容が使用する業務に比して過剰となっていないか十分吟味する
③	物品の購入回数は極力抑える（まとめ買いの励行を図る）・特別な仕様の製品の購入を避ける
④	省エネ機器を積極的に導入（購入予定物品に限る）
⑤	コピー用紙やトナーなど、大量消費する消耗品等は、ビズネット、カウネット、アスクルなどインターネット販売業者や通販業者などの利用促進と販売価格を調査するなどして廉価購入を図る。
⑥	販売促進キャンペーン品、試供品等の入手を推進する。
⑦	パソコンなど比較的高価で年間調達数量が見込める物品を大量一括発注する。
⑧	家電量販店、ホームセンターなどからの調達を推進する。
⑨	中古市場を活用して安価購入に努める。
⑩	ソフトウェアのアカデミックプライスなどを活用して、大学全体としてのライセンス契約の実施をする
⑪	百円ショップ等を活用する。

(経費削減WG 資料)

【添付資料 7-3】財務情報の分析結果の活用状況が確認できる資料

(1) 財務分析結果等の公表

・「財務報告書 2009」の作成



はじめに

平成 16 年 4 月より国立大学が法人化されたことに伴い、新たに国立大学法人会計基準が導入され、複式簿記による会計制度に移行しました。

複式簿記による会計制度の導入は技術的な変化だけでなく、国立大学法人の活動をわかりやすく説明する手段の一つでもあります。

このほど、国民のみならずはじめ多くの関係者に、財務面から見た大学の運営内容をよりわかりやすく示すため、財務諸表に加え財務報告書を作成することといたしました。

この報告書は、本学の財務諸表の概要、平成 20 年度における主な事業の概要、財務指標による分析、国立大学法人の会計制度の説明などを盛り込んで作成しておりますので、本学の財務活動についてご一読いただければ幸いです。

目次

- 1. 財務諸表の概要について 1
- 2. 平成 20 年度 農工大の主な取り組み 4
- 3. 財務指標による財務分析 12
- 4. 外部資金等の獲得状況について 18
- 5. 国立大学法人の会計について 19

3. 財務指標による財務分析

財務指標は、国立大学法人の活動状況を多面的に把握するための参考情報の一つであり、財務の健全性・効率性及び活動性などの観点から、経年比較を含めて分析を行うためのものです。

そこで、財務指標のうち「流動比率」「自己資本比率」「人件費比率」「一般管理費比率」「外部資金比率」「業務費対研究経費比率」「教員当研究経費」「業務費対教育経費比率」「学生当教育経費」「経常利益比率」について、平成 20 年度についてはレーダーチャートでグループ平均*1と比較分析をし、また、平成 16 年度からの 5 年間は、表により経年比較分析を行いましたのでご覧ください。

平成 20 年度のグループ平均の指標を「1」とした場合のレーダーチャート*2

*1 文部科学省が「国立大学法人の財務分析上の分類」として本学が所属しているグループ（医科系学部を有せず、学生当教育費別に占める理工系学部生数が文科系学生の数より多い国立大学法人。1) 3大学<工学系、薬学、工業系>、神田看護大学、北見工業大学、東京農工大学、東京海洋大学、電気通信大学、長崎経済科学大学、北方工業大学、豊後技術科学大学、京都工芸繊維大学、九州工業大学、鹿児島大学）の平均値。

*2 指標が高い方がよいもの（人件費比率、一般管理費比率）については、指標数値割合の逆数を用いているので、グラフ上では外側に表示されるほど良い状況を表していることとなります。

Tokyo University of Agriculture and Technology
Financial Report 2009

3. 財務指標による財務分析

■ 人件費比率【人件費比率＝人件費（役員人件費＋教員人件費＋職員人件費）÷業務費】
業務費に対する人件費の比率であり、大学運営に占める割合で人件費がかかっているか否かから重要な指標です。

本学の人件費比率＝(106,734,091円＋5,359,452,593円＋2,400,941,108円)÷13,163,133,077円
≒90.7%

	H16	H17	H18	H19	H20
本学	64.6%	62.2%	61.4%	59.0%	59.8%
グループ平均	65.5%	62.6%	60.9%	58.5%	57.8%

【分析】
平成 20 年度は前年度に比べて、0.8%増となりました。
その要因としては、常勤教職員の退職給付費用の増加（約 248 百万円）と非常勤職員人件費の増加（約 180 百万円）が挙げられます。

■ 一般管理費比率【一般管理費比率＝一般管理費÷業務費】
業務費に対する一般管理費の比率であり、国立大学法人が管理運営を行う際の効率性及び学生に対する教育・研究等に直接要する財源が確保されているかを判断する指標です。比率が高いほど管理経費が高いとされています。

本学の一般管理費比率＝785,407,632円÷13,163,133,077円
≒6.0%

	H16	H17	H18	H19	H20
本学	7.0%	6.7%	6.6%	6.5%	6.0%
グループ平均	6.9%	6.8%	6.8%	6.0%	6.4%

【分析】
平成 20 年度は前年度に比べて、0.5%増となりました。
その要因としては、業務費の増加（約 116 百万円、0.9%）に対し、一般管理費が、アスベスト対策及び設備増強等の緊急課題的な要因や、事務の IT 化推進などの一時的な要因による費用増により、業務費の増加率を上回った（約 69 百万円、9.6%）ことが挙げられます。

■ 外部資金比率【外部資金比率＝（受託研究等収益＋受託事業収益＋寄附金収益）÷経常収益】
経常収益に対する外部から獲得した資金の比率であり、国立大学法人の資金獲得活動の巧拙及び収益性を判断する指標です。

本学の外部資金比率＝(1,550,655,477円＋709,768,290円＋274,885,057円)÷14,301,951,695円
≒17.7%

	H16	H17	H18	H19	H20
本学	13.5%	16.4%	18.4%	18.5%	17.7%
グループ平均	9.8%	12.4%	14.2%	15.9%	15.6%

【分析】
平成 20 年度は前年度に比べて、0.8%減となりました。
これは、経常収益が約 192 百万円増加したのに対し、受託事業収益が約 97 百万円、寄附金収益が約 63 百万円増加したものの、受託研究等収益が約 340 百万円減少したことによります。

(注) 寄附金については費用進行基準により収益計上されるため、収益がいつ獲得した資金によるものかわからないこと。また、固定資産を取得した場合は資産見込寄附金に計上し収益計上されないことなどにより、当該年度の収入との関連性は薄くなります。また、科学研究費補助金はこの指標の数値に含まれておりません。

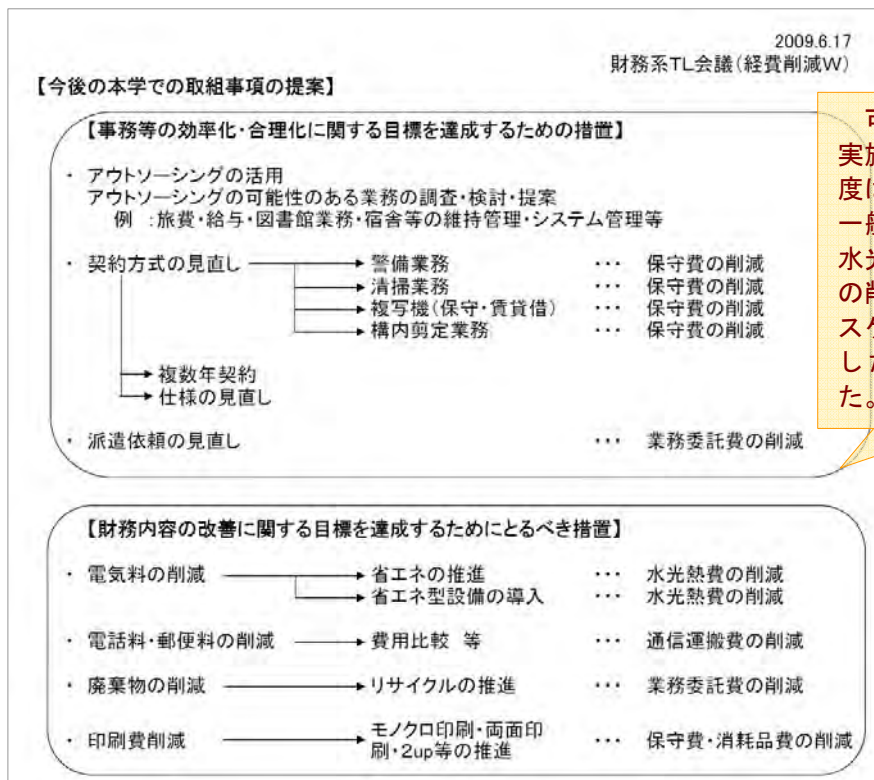
Tokyo University of Agriculture and Technology
Financial Report 2009

(2) 財務分析結果に基づく業務運営の改善

○ 一般管理経費の削減について

経費削減WGにおいて、一般管理経費の分析を行い（本資料編 86 頁「【添付資料 7-2】(2) のとおり）、分析結果及び中期目標・中期計画等を踏まえて削減に向けた取組案を作成した。

・ 今後の本学での取組事項の提案



可能な分野から取組を実施しており、平成 21 年度は、複数年契約の導入、一般競争入札への移行、水光熱費の削減、印刷費の削減を実施した。また、スケールメリットを活かした共同調達も導入した。

(経費削減 WG 資料)

○ 産官学連携奨励費制度について

財務情報分析の結果、本学の外部資金比率は、依然、高い比率を維持しており、引き続き「産官学連携奨励費制度」を実施した。

・ 制度の導入経緯

→ 「『平成 19 事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成 16～19 事業年度）に係る業務の実績に関する報告書（資料編）』（59 頁），【添付資料 7-2】財務情報の分析、活用の内容が分かる資料（及び【追加確認事項】 参考資料 4）」のとおり。

・ 制度の概要

→ 「『平成 19 事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成 16～19 事業年度）に係る業務の実績に関する報告書（資料編）』（58 頁），【添付資料 7-1】部局の外部資金受入額の予算配分への反映によるインセンティブ付与の内容のわかる資料」のとおり。

・ 『産官学連携奨励費制度』 実施状況

	平成 21 年度	平成 20 年度
配分金額	24,294千円	18,209千円
配分対象者	84名	89名

【添付資料 7-4】 随意契約に係る情報公開の取組等随意契約の適正化に向けた取組が確認できる資料

(1) 随意契約に係る情報公開の取組

○ Web による随意契約情報の公開

「国立大学法人東京農工大学における随意契約の公表に関する基準」（平成 18 年 5 月 30 日学長裁定・平成 20 年 1 月 16 日一部改定）※に基づき公表を行っている。

※「『平成 19 事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成 16～19 事業年度）に係る業務の実績に関する報告書（資料編）』（61 頁）, 【添付資料 7-3】 随意契約に係る情報公開の取組」参照

・「随意契約に関する情報」（公表事例）



(本学 Web ページ)

<公表事例>

公表年月日：平成 21 年 6 月 24 日	
①随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量	サイエンス・ダイレクトの利用
②随意契約を締結した日	平成 21 年 4 月 1 日
③随意契約の相手方の氏名及び住所	オランダ王国アムステルダム市ラーダーヴェヒ 29 エルゼビア・ビー・プイ サイエンス・アンド・テクノロジー 代表取締役 ヘルマン・ファン・カンペンハウト
④随意契約に係る契約金額	35,977,021 円
⑤随意契約によることとした理由	サイエンス・ダイレクトは、全世界の学会誌を最も多く取り扱っているエルゼビア社の電子ジャーナルコレクションである。本契約により利用できる電子ジャーナルは1,800タイトル以上であり、本学の利用可能タイトルの約40%以上を占める。また、学内での利用については平成20年度で約30万件のアクセスがあり、本学の研究・教育環境に欠くべからざるものとなっている。 日本国内における上記契約については、エルゼビア・ビー・プイ サイエンス・アンド・テクノロジーが直接販売しており、同社以外が提供することはできないことから、随意契約を締結した。

(本学 Web ページより抜粋)

(2) 随意契約の適正化に向けた基準等の整備状況

・「随意契約の公表に関する基準」及び「公募型企画競争実務指針」等の策定状況

→ 「『平成 19 事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成 16～19 事業年度）に係る業務の実績に関する報告書（資料編）』（61 頁）, 【添付資料 7-3】随意契約に係る情報公開の取組」及び「『平成 20 事業年度に係る業務の実績に関する報告書（資料編）』（49 頁）, 【添付資料 5-4】随意契約に係る情報公開の取組等随意契約の適正化に向けた取組が確認できる資料；(1) 随意契約の適正化に向けた基準等の整備」のとおり。

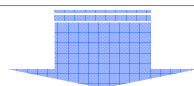
【添付資料 7-5】随意契約見直し計画の実施状況が確認できる資料

○「随意契約見直し計画」（平成 20 年 1 月策定）〔抜粋〕

随意契約見直し計画を達成するため、平成 19 年度から順次以下の措置を講ずる。

- (1) 随意契約から一般競争入札等への移行
研究機器等の物品供給契約等については、当該契約に係る予定価格が少額である場合を除き、一般競争入札を行っているが、契約の相手方が一社に限られることが、当該業者が提出する直販証明等により明らかな場合は、随意契約により契約を締結していた。今後、これらについても可能な限り、一般競争入札等に移行する。
- (2) 契約事務体制の整備
一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、これらに対応するための契約事務体制の整備について検討を行う。
- (3) 複数年度契約の拡大
複数年度にわたり物件等を借り入れる契約のうち、借り入れ初年度に入札又は見積合わせにより契約の相手方を決定し、次年度以降、当該相手方と随意契約を行っていた案件については、一般競争入札等による複数年度契約の可否について検討を行い、可能なものから競争入札を行う。
- (4) 競争契約に係る情報の公表
現在行っている「随意契約に係る情報の公表」のほか、平成 20 年 1 月 1 日以降に、一般競争入札又は指名競争入札により契約を締結したものについて、情報の公表を行う。
- (注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載

(本学 Web ページより抜粋)



(1) 随意契約から一般競争入札等への移行及び複数年度契約の拡大

○ 平成 21 年度に一般競争入札に移行した事例

- ・昇降機設備保守点検業務

公表年月日：平成 22 年 5 月 27 日	
①公共工事の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量	平成 22～24 年度昇降機設備保守点検業務
②契約を締結した日	平成 22 年 3 月 30 日
③契約の相手方の商号又は名称及び住所	東京都立川市曙町 1-25-12 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 立川支店支店長 日比野彰
④一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨	一般競争入札
⑤契約金額	53,109,000 円
⑥予定価格	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。

複数年度契約

(本学 Web ページより抜粋)

・動物医療センター窓口受付業務

公表年月日：平成22年4月14日	
①公共工事の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量	平成22～24年度 動物医療センター窓口受付業務
②契約を締結した日	平成22年3月2日
③契約の相手方の商号又は名称及び住所	東京都千代田区神田駿河台2-9 株式会社ニチイ学館 代表取締役 寺田大輔
④一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨	一般競争入札
⑤契約金額	24,142,650 円
⑥予定価格	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。

複数年契約

(本学 Web ページより抜粋)

・情報入出力運用支援サービス

公表年月日：平成21年12月10日	
①公共工事の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量	情報入出力運用支援サービス
②契約を締結した日	平成21年10月27日
③契約の相手方の商号又は名称及び住所	東京都港区六本木3-1-1 富士ゼロックス株式会社 文教営業部部长 杉山喜宏
④一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨	一般競争入札・総合評価落札方式
⑤契約金額	28,441,980 円 (年間支払見込額)
⑥予定価格	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。

複数年契約

(本学 Web ページより抜粋)

・蛍光灯購入

公表年月日：平成22年5月27日	
①公共工事の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量	蛍光灯 一式
②契約を締結した日	平成22年3月26日
③契約の相手方の商号又は名称及び住所	東京都東久留米市南町4-10-3 株式会社斉藤商事 代表取締役 斉藤勉
④一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨	一般競争入札
⑤契約金額	3,421,620 円
⑥予定価格	同種の他の契約の予定価格を類推させるおそれがあるため公表しない。

共同調達
(実績報告書21頁
中期計画【155】)

(本学 Web ページより抜粋)

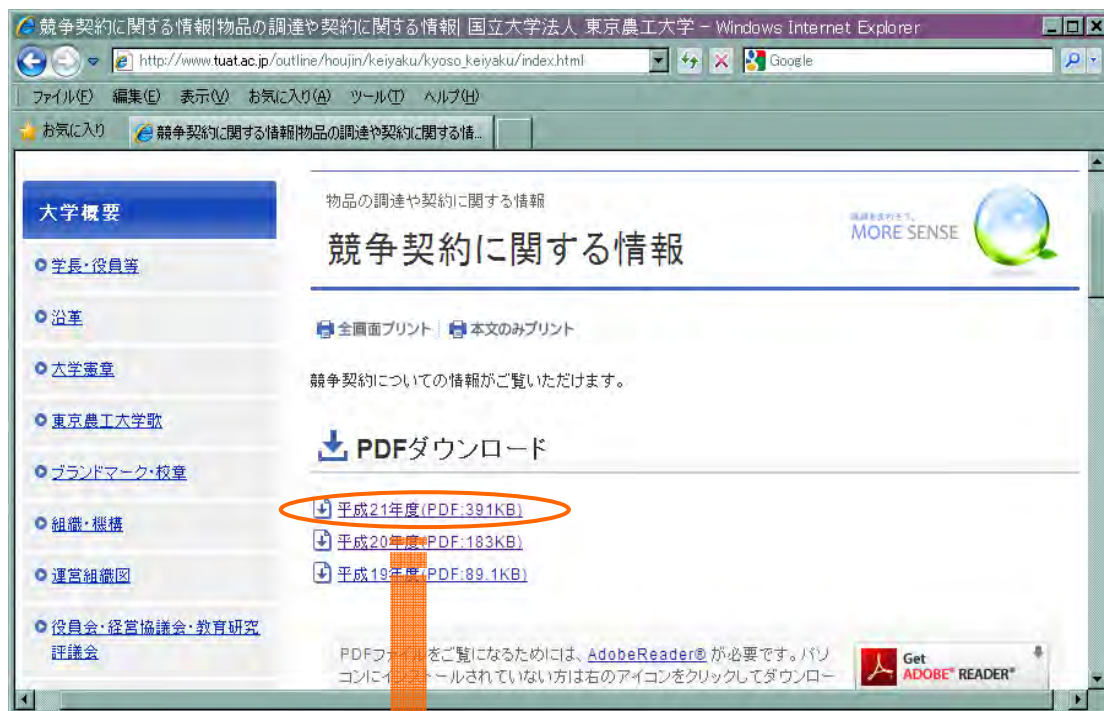
(2) 競争契約に係る情報の公表

○ Web による競争契約に関する情報の公開

・「競争契約の公表に関する基準」

→ 『平成19事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～19事業年度）に係る業務の実績に関する報告書（資料編）』（64頁），【添付資料7-4】その他、随意契約の適正化に向けた取組；（2）一般競争入札の公表事例』のとおり。

・「随意契約に関する情報」（公表事例）



(本学 Web ページ)

< 公表事例 >

公表年月日：平成21年6月24日	
①公共工事の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量	農学部4号館他改修工事
②契約を締結した日	平成21年4月1日
③契約の相手方の商号又は名称及び住所	東京都千代田区九段南4-8-21 株式会社さとうベネック東京支社 執行役員支社長 伊達淳一
④一般競争入札又は指名競争入札の別及び総合評価方式によった場合は、その旨	一般競争入札・簡易型総合評価落札方式
⑤契約金額	282,135,000 円
⑥予定価格	407,400,000 円

(本学 Web ページより抜粋)

【添付資料 8-1】人件費削減計画及び削減実績

○ 人件費削減計画及び削減実績

以下のとおり、年度計画（削減計画）を達成した。

区分		金額	備考
A	総人件費改革の基準となる平成 17 年度人件費予算相当額（人件費 3 目相当）	6,007,215 千円	
B	平成 18 年度削減額（A × 1 %）	60,072 千円	
C	平成 19 年度削減額（A × 1 %）	60,072 千円	
D	平成 20 年度削減額（A × 1 %）	60,072 千円	
E	平成 21 年度削減額（A × 1 %）	60,072 千円	
F=A-B-C-D-E	平成 21 年度人件費予算相当額（年度計画予算額）	5,766,927 千円	
G	平成 21 年度決算額	5,136,274 千円	平成 21 事業年度財務諸表「附属明細書 12. 役員及び教職員の給与の明細」参照
H=F-G	年度計画予算額と決算額の差	630,653 千円	

(参考 1) 役員及び教職員の給与の明細〔抜粋〕

12. 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円・人)

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(91,950,914)		(2,178,000)	
		91,950,914	6	2,178,000	1
	非常勤	(-)		(-)	
		3,000,000	1	-	-
	計	(91,950,914)		(2,178,000)	
		94,950,914	7	2,178,000	1
教職員	常勤	(5,044,323,659)		(429,789,760)	
		5,044,323,659	608	429,789,760	25
	非常勤	(-)		(-)	
		1,193,215,225	940	691,260	9
	計	(5,044,323,659)		(429,789,760)	
		6,237,538,884	1,548	430,481,020	34
合計	常勤	(5,136,274,573)		(431,967,760)	
		5,136,274,573	614	431,967,760	26
	非常勤	(-)		(-)	
		1,196,215,225	941	691,260	9
	計	(5,136,274,573)		(431,967,760)	
		6,332,489,798	1,555	432,659,020	35

⑧ 常勤職員の支給額上段の()書きは「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について(通知)」(平成16年6月3日付人事課長 16文科人第84号)における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員の」支給額を記載している。

(第回役員会 資料)

【添付資料 1 2-2-1】平成 17・18・19・20 年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成 20 年度の対処の有無の一覧表

	評価年度	課題として指摘された又は今後に期待されるとの評価を受けた事項	平成 21 年度における対処の有無
指摘事項 1	平成 18 年度	中期計画における総人件費改革を踏まえた戦略的な人件費削減計画について、3つのワーキンググループ（「教育研究組織改革」「教育プログラム改革」「管理運営体制検討」）で策定することとしているが、中期目標・中期計画の達成に向け、着実に人件費削減の取組を行うことが期待される。	有 (実績報告書：中期計画【143-1】参照)
指摘事項 2	平成 19 年度	水光熱費等について、対前年度比 1%の節約を図るとの年度計画に対し、対前年度比 1.36%の増となっており、改善に向けた取組が求められる。	有 (実績報告書：中期計画【166】参照)
指摘事項 3	平成 20 年度	年度計画に掲げている産学連携機能の強化については、産官学連携・知的財産センターや研究院において共同研究等についてマッチング活動や企画提案等の支援活動、学外広報活動など様々な取組を行っており、今後、競争的外部資金の拡充や外国企業等との共同研究等の拡大につながっていくことが期待される。	

【添付資料 1 2-2-2】年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料

◆《指摘事項 1》学長諮問に基づく、各WG等における人件費削減に向けた取組状況

人件費削減については、前年度までに引続き、学長諮問機関である管理運営体制 WG において主に検討を行った。

(1) 管理運営体制検討 WG における検討状況

○ 管理運営体制検討 WG (拡大) の開催

上記 WG において、人件費管理とともに組織の見直しについても検討を行うため、9月以降、学府長等をメンバーに加えた「拡大 WG」を開催した。

・「管理運営体制検討 WG (拡大) の検討事項」

管理運営体制検討 WG(拡大)の検討事項(案)	
○ 平成 22 年度採用計画	○ 大学院の調整手当の見直し
○ 次期中期目標期間の人件費見込み	○ 事務組織の見直しと人員の適正配置
○ 全学留保分の算定根拠	○ 教室系技術職員ポストの取扱い
○ センターの統廃合等組織の見直し	○ その他

(第 21-7 回管理運営体制検討 WG(拡大) 資料)

(2) 人件費管理について

○ 「平成 21 年度 全学採用計画」に基づく人件費管理の状況

・「平成 21 年度 全学採用計画」

第 20-1 回 管理運営体制 WG にて作成し、第 20-7 回 教育研究評議会にて承認を得た。

平成 21 年度の全学採用計画

- 1 平成 21 年度の人件費については、年間所要見込額として①平成 21 年 4 月 1 日時点の在職予定者、②既に平成 17～20 年度に教育研究評議会にて採用計画が承認されているが未採用の者、及び③平成 20 年度末に定年退職した者の後任補充（下記 3）に要する経費を措置するものとする。
- 2 平成 21 年度の人件費に充てる予算は、国の総人件費改革を踏まえ、前年度人件費予算額から 1%相当額を減じた額とする。
- 3 平成 20 年度末に定年退職した者の後任補充に係る予算額は、平成 21 年度の財政状況を鑑み、別紙 1 に示す各部局等における平成 21 年度の採用可能額を上限とする。なお、後任補充者の所要見込額を算出する際は、職種別の平均単価を基礎とする。
- 4 中途退職者等の後任補充分については、引き続き採用できるものとする。
- 5 教育職員の採用遅れによる人件費残額については、別紙 2 のとおり取り扱うものとする。



(第 20-7 回教育研究評議会 資料)

本計画に基づき平成 21 年度の採用を行った結果、本資料編 94 頁：【添付資料 8-1】のとおり人件費の削減目標を達成した。

○ 第 2 期中期目標期間の人件費管理について

・定年退職者の後任補充に係る採用可能額推計（次期中期目標期間）

→ 本資料編 78 頁：【添付資料 12-1-2】(2) のとおり。

(3) 平成 20 年度までに導入した人事制度の実施

管理運営体制検討 WG における検討結果に基づき導入した、「サバティカル制度」及び「大学運営費によるテニユアトラック制度」については、平成 21 年度も引き続き、適切に運用した。

◆《指摘事項 2》水光熱費等について、削減に向けた取組

○ 経費削減 WG における水光熱費削減に向けた分析・検討

- ・水光熱費の分析資料



(経費削減 WG 資料)

○ 水光熱費削減に向けた取組（全学への啓蒙活動）

前年度に引き続き、水光熱費削減について、学内の教職員等に Web ページで呼びかけたほか、ポスター及びチェックリストを作成し、配布した。

- ・省エネに向けた取組（Web ページ、ポスター、チェックリスト）

→「『平成 20 事業年度に係る業務の実績に関する報告書(資料編)』(57~58 頁),【添付資料 10-2-2】年度評価結果について検討した具体的内容及び裏付け資料；<指摘事項 2>水光熱費等について、削減に向けた取組；(2) 水光熱費削減に向けた取組（全学への周知徹底）」のとおり。

○ 平成 21 年度の削減実績（前年度比）

	平成 20 年度	平成 21 年度	削減額 / 削減率	除 費用増分 削減額 / 削減率
電気料	107,423 千円	89,378 千円	18,045 千円/ 16.80%	416 千円/ 0.39%
ガス料	23,162 千円	18,511 千円	4,651 千円/ 20.09%	847 千円/ 3.66%
上下水道料	21,412 千円	17,514 千円	3,898 千円/ 18.21%	6,223 千円/29.06%
その他光熱・燃料費	4,636 千円	3,313 千円	1,323 千円/ 28.54%	△983 千円/21.20%
合計	156,633 千円	128,716 千円	27,917 千円/ 17.82%	6,503 千円/ 4.15%

(実績報告書 35 頁：中期計画【166】の「平成 21 年度の実施状況」より抜粋)

◆《指摘事項3》競争的資金等の拡充について

産学連携機能の強化について、前年度に引続き、産官学連携・知的財産センターや研究院を中心に様々な支援活動を行った（実績報告書 39 頁 特記事項「競争的資金獲得の支援状況」参照）。その結果、競争的資金の拡充や外国企業等との共同研究等の拡大につながった。

○ 競争的資金の拡大の状況

- ・ 競争的資金の前年度比較

	平成 21 年度		平成 20 年度	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
総 計	362	2,635,391	346	2,300,164
(内 訳)				
受託研究	72	655,426	64	533,923
受託事業	0	0	3	396,520
共同研究	11	67,569	9	52,361
補助金	30	788,401	22	174,397
科学研究費補助金	249	1,123,995	248	1,142,963

○ 外国企業等との共同研究・受託研究の拡充の状況

- ・ 外国企業等との共同研究・受託研究の前年度比較

平成 21 年度		平成 20 年度	
件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
7	18,607	6	9,684

【添付資料 9-1】IT の有効活用等による中期計画・年度計画の進捗状況管理等自己点検・評価の作業の効率化に向けた取組状況が確認できる資料

○ 四半期ごと（教育研究は前・後期ごと）に全学計画評価委員会で進捗状況を点検・評価

・「平成 21 年度計画の進捗状況（第 2・四半期分）及び中期計画の実施状況（平成 20～21 年度）に係る報告書」〔抜粋〕

平成 21 年度においては、年度計画の実施状況とともに平成 20～21 年度における中期計画の実施状況についても以下様式において確認した。

◎ 平成 21 年度計画の進捗状況（第 2・四半期分）及び中期計画の実施状況（平成 20～21 年度）に係る報告書

『中期計画の進捗状況』—報告の趣旨について

- ◆「進捗状況(中)」欄
中期計画の記載事項ごとの、平成21年度第2・四半期終了時点での進捗状況、各ローマ数字については以下のとおり。
・「中期計画(平成21年度第2・四半期実施予定分まで)を上回って実施している。」(Ⅰ)
・「中期計画(平成21年度第2・四半期実施予定分まで)を十分に実施している。」(Ⅱ)
・「中期計画(平成21年度第2・四半期実施予定分まで)を十分に実施していない。」(Ⅲ)
・「中期計画(平成21年度第2・四半期実施予定分まで)を実施していない。」(Ⅳ)
- ◆「平成20年度の実施状況等」欄
上記のように判断した理由として、平成20年度における中期計画の実施状況。
- ◆「中期計画の完了」欄
中期計画が平成20年度までに達成した場合には、「○」を記載。

『年度計画の進捗状況』—報告の趣旨について

- ◆「進捗状況(年)」欄
年度計画の記載事項ごとの、現時点での進捗状況、各ローマ数字については以下のとおり。
・「年度計画(第2・四半期実施予定分)を上回って実施している。」(Ⅰ)
・「年度計画(第2・四半期実施予定分)を十分に実施している。」(Ⅱ)
・「年度計画(第2・四半期実施予定分)を十分に実施していない。」(Ⅲ)
・「年度計画(第2・四半期実施予定分)を実施していない。」(Ⅳ)
- ◆「判断理由(第2・四半期までの実施状況等)」欄
年度計画(及び中期計画)の進捗状況をそのように判断した理由(平成21年度実施状況等)を、年度計画を立てていない中期計画(「実施済み」)についても、平成20年度第2・四半期時点で中期計画に該当する取組を記載。
- ◆「今後の予定」欄
第3・四半期以降(H21.10～H22.3)の年度計画達成に向けた予定。

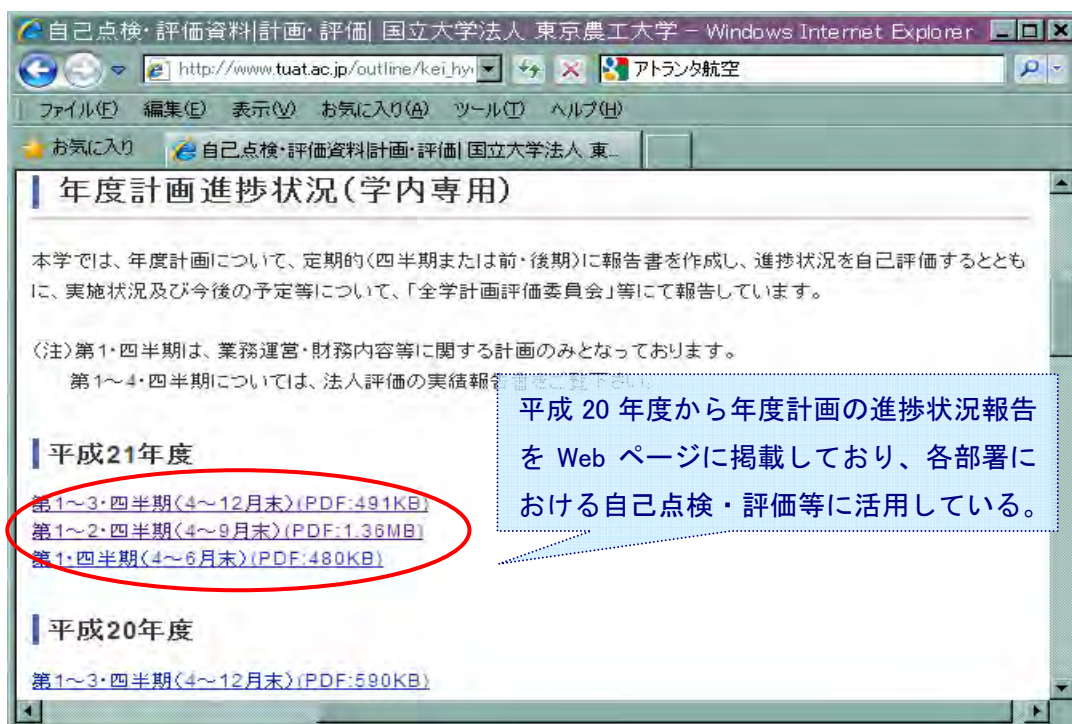
Ⅰ. 業務運営等について

中期目標	中期計画	中期計画の進捗状況			年度計画の進捗状況			備考	
		平成20年度 実施予定 (全年度計画の1/4程度 の達成率に達する)	進捗 状況 (中)	平成20年度の実施状況等	平成21年度 年度計画	進捗 状況 (年)	判断理由 (第2・四半期までの実施状況等)		今後の予定 (第3～4・四半期)
Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標	Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための取組								
Ⅲ 運営体制の改善に関する目標	Ⅲ 運営体制の改善に関する目標を達成するための取組								
Ⅳ 組織構成員のコンセンサス形成と意思決定の透明性確保を促進しつつ、社会的・全学的視点に立った学長のリーダーシップが十分に発揮される全学運営体制の実現	Ⅳ 全学的な研究開発の確立に関する具体的な方策 ・ 役員会の下で経営戦略の実現を推進する体制をとる。	平成20年度に、「全学計画評価委員会」及び「中期目標等策定小委員会」において「第2期中期目標・中期計画(原案)」を策定した。策定の進捗にあたっては、部局等の意見及び5次期中期目標検討会(役員会メンバーを中心)に構成)の提言、「第1期中期目標・中期計画期間」に関する評価結果等を反映させた。		全学計画評価委員会の下に設置した「中期目標等策定小委員会」において、本学ビジョン及び第2期中期目標・中期計画(原案)を策定した。策定の進捗にあたっては、部局等の意見及び5次期中期目標検討会(役員会メンバーを中心)に構成)の提言、「第1期中期目標・中期計画期間」に関する評価結果等を反映させた。		法人評価の評価結果等を踏まえ、「第2期中期目標・中期計画(原案)」を策定し、6月に最終案を国立大学法人評価委員会に提出する。	平成20年度に引き続き、中期目標等策定小委員会を中心に、第2期中期目標・中期計画の策定に向けた検討を行い、「第2期中期目標・中期計画(原案)」を6月に最終案として文部科学省へ提出した。第2期中期目標の達成に向けたロードマップ等の作成に着手した。		第3・四半期に、文部科学省からの調査等に対する修正依頼等に対応し、第4・四半期に第2期中期目標・中期計画(原案)を策定・提出する。

(「第 21-6 回 全学計画評価委員会」資料)

○ 進捗状況の Web 掲載

・ 計画・評価（自己点検・評価資料）Web ページ



(本学 Web ページ)

【添付資料10-1】キャンパスマスタープラン等の策定や実現に向けた取組状況

(1) 長期的な視点に立ったキャンパス整備計画等

○ 整備計画等の策定状況

- ・「キャンパスマスタープラン」「キャンパス・アメニティ総合整備計画」「設備整備マスタープラン」
→ 「『平成19事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～19事業年度）に係る業務の実績に関する報告書（資料編）』（73～75頁）, 【添付資料9-2】長期的な視点に立ったキャンパス計画等の策定状況」のとおり。

(2) 上記整備計画の実現に向けた取組状況

○ 「キャンパス・アメニティ総合整備計画」（優先・重点ゾーン）の整備状況

- ・平成21年度 キャンパス・アメニティ整備計画〔抜粋〕

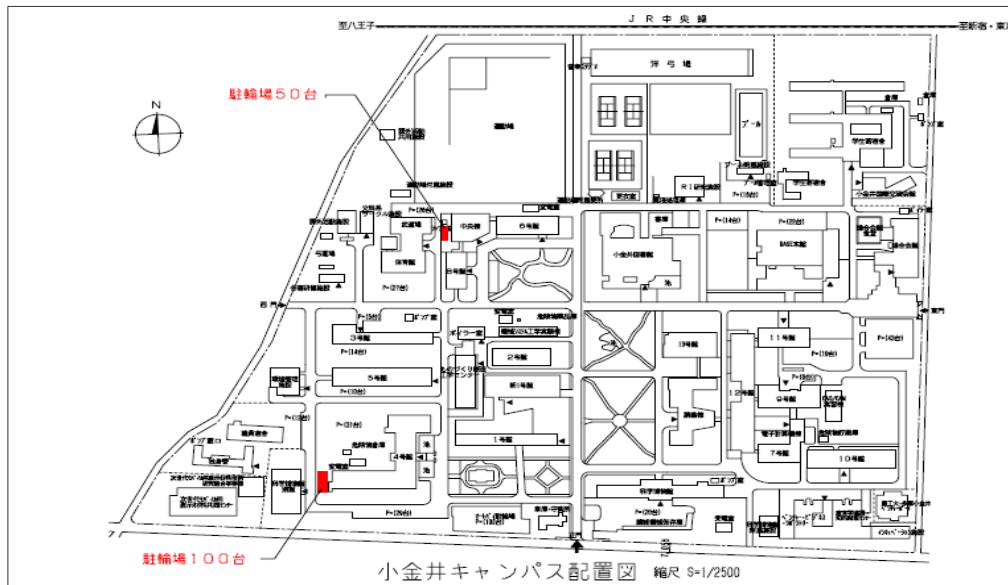
平成21年度 キャンパス・アメニティ整備計画(バリアフリー、エコキャンパス、セキュリティ対策)

◎整備年次計画

区分	整備箇所	H19			H20			H21		
		バリアフリー	エコキャンパス	セキュリティ	バリアフリー	エコキャンパス	セキュリティ	バリアフリー	エコキャンパス	セキュリティ
トイレ	(農)農学部本館女子トイレの整備 一式 9,195千円(改修・新設)	済	済	済						
トイレ	(農)1号館1F・2Fトイレの整備 一式 10,082千円(改修)	済	済	済						
トイレ	(工)体育館トイレの整備 一式 3,041千円(改修)	済	済	済						
トイレ	(工)6号館4Fトイレの整備 一式 10,082千円(改修)	済	済	済						
トイレ	(工)9号館1Fトイレの整備 一式 3,041千円(改修)	済	△							
トイレ	(速農)男子トイレの整備(1～4階) 一式 1,400千円	済								
トイレ	(農)新4号館1F～4Fトイレの整備 一式 17,570千円(改修)				×	×	×	済	済	済
トイレ	(工)6号館2F・10号館3Fトイレの整備 一式 10,082千円(改修)				済	済	済			
トイレ	(農)5号館1F・8号館1Eトイレの整備 一式 10,000千円(改修)							済	済	済
トイレ	(工)8号館3・4F・7号館3～5Fトイレの整備 一式 10,000千円(改修)							済	済	済
トイレ	(農)6号館2F・1号館3Fトイレの整備 一式 10,000千円(改修)									○ ○ ○
トイレ	(工)9号館3F・4Fトイレの整備 一式 10,000千円(改修)									○ ○ ○
トイレ	(農)1号館3F・3号館3Fトイレの整備 一式 10,000千円(改修)									
トイレ	(工)7号館3～5F・8号館3・4F トイレの整備 一式 32,210千円(改修)							済	済	済
トイレ	(農)14号館4F男女 (農)5号館3F男女、4F男 (農)6号館3F男女、4F男 (農)1線館1F男女、2F男女 (農)FS1F男女、2F男女									
トイレ	(工)6号館6F (工)10号館4F、5F									

平成21年度計画分を計画的に整備し、完了した。

・駐輪場の整備状況（平成21年度新設）



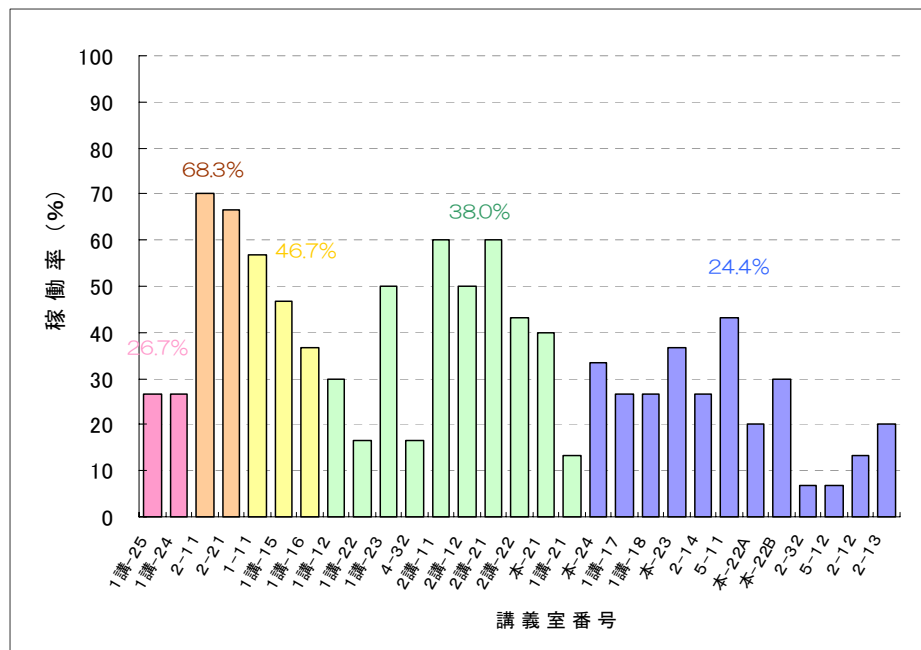
【添付資料10-2】既存施設・設備の有効活用への取組状況（講義室等の稼働率や共同利用スペースの確保面積等）

(1) 講義室の稼働率について

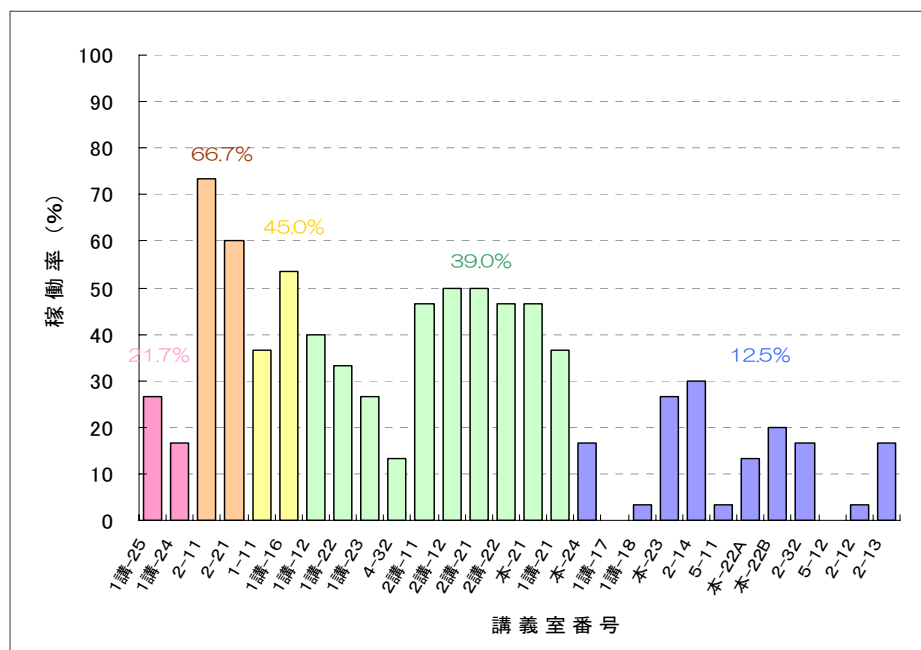
本学においては、授業の特性を考慮してクラス編制を行っており（分野別科目：100人以下、英語等のリテラシー科目：原則として30人以下等）、授業の規模に合わせた講義室の使用を行っている。

○ 府中キャンパスの講義室稼働状況

・平成21年度 <前期>



・平成21年度 <後期>



○ 講義室の収容定員数

■ 201名以上 ■ 151~200名 ■ 101~150名 ■ 51~100名 ■ 50名以下

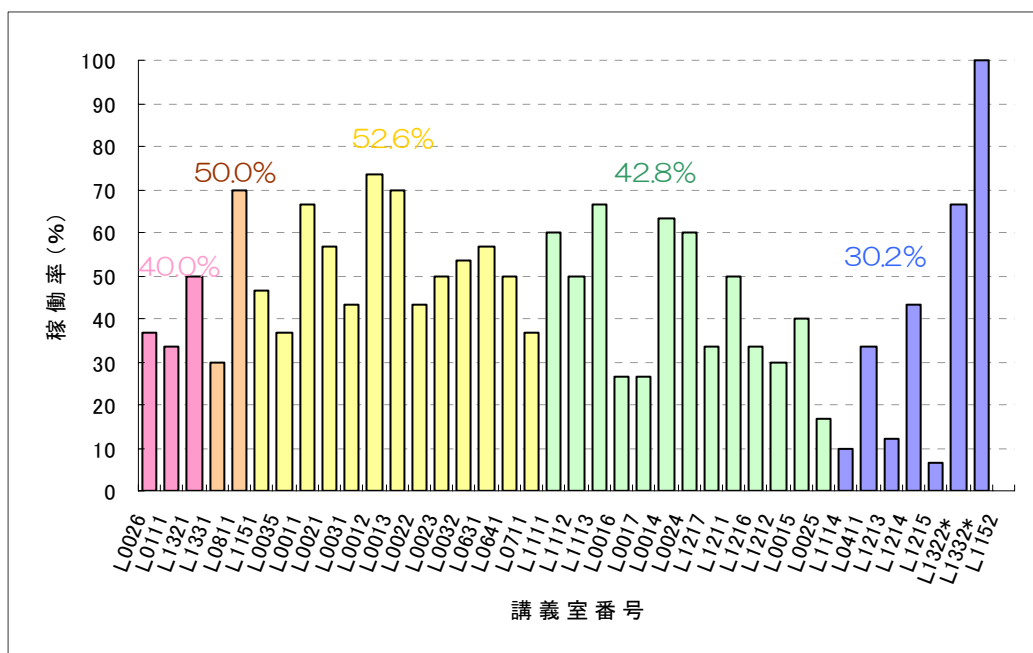
○ 表中の数値は、講義室の収容定員数ごとの平均稼働率(%)

ただし、定期的な使用のみカウントしており、不定期又は一時的な使用の状況については含まない。

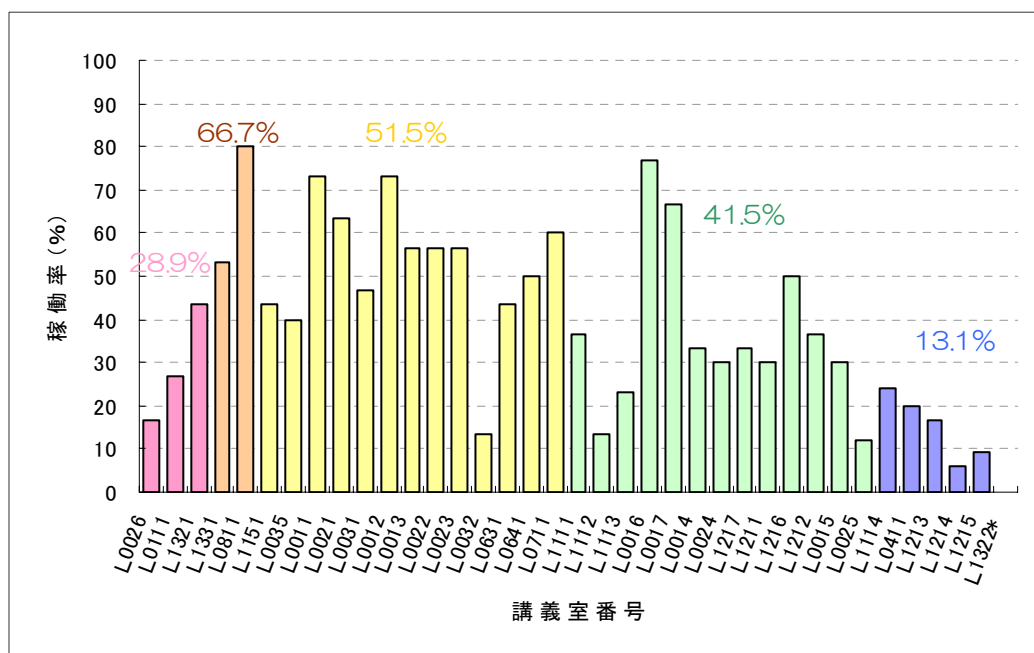
※ 稼働率(%) = 1週間の教室使用講義数(90分で1講義とカウント) ÷ 30 (6限×週5日)

○ 小金井キャンパスの講義室稼働状況

・平成21年度 <前期>



・平成21年度 <後期>



○ 講義室の収容定員数
 ■ 201名以上 ■ 151~200名 ■ 101~150名 ■ 51~100名 ■ 50名以下

○ 表中の数値は、講義室の収容定員数ごとの平均稼働率 (%)
 ただし、定期的な使用のみカウントしており、不定期又は一時的な使用の状況については含まない。

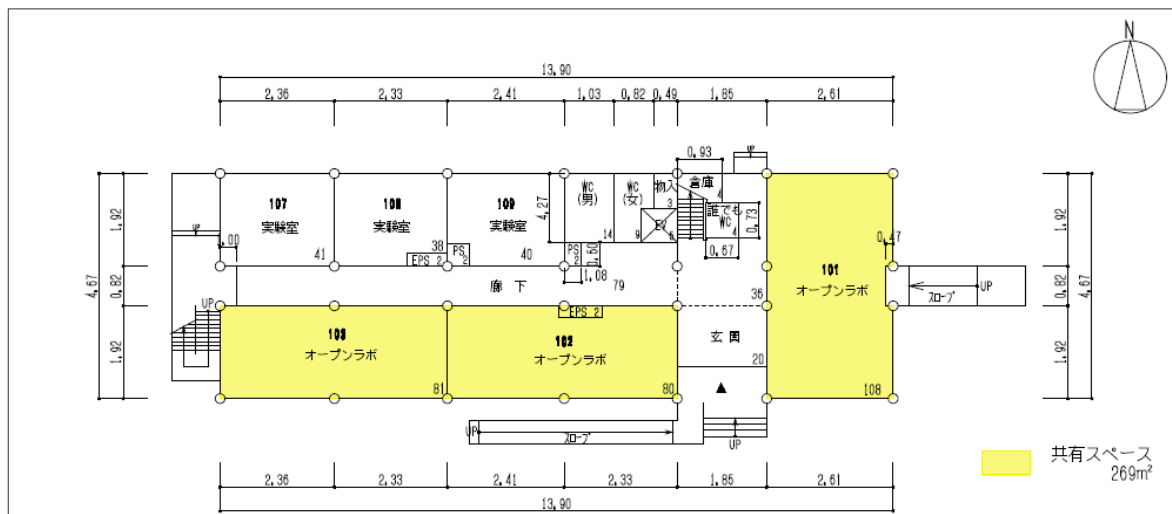
※ $\text{稼働率}(\%) = \frac{1\text{週間の教室使用講義数}(90\text{分で}1\text{講義とカウント})}{30(6\text{限} \times \text{週}5\text{日})}$
 なお、L1332・L1322については、MOT等による土日の使用がある為、それらを考慮した計算式としている。

(2) 共同利用スペースの確保状況

○ 新たな共用スペースの確保

実績報告書【172-1】の実施状況のとおり、平成21年度も共有スペースの確保に努め、府中キャンパスにおいて71㎡、小金井キャンパスにおいて1,084㎡の新たな共有スペースを確保した。

◆ 《取組事例》 小金井キャンパス：工学部6号館（1階）



(3) 学寮の整備

老朽化の進んでいた小金井キャンパスの男子寮（樺寮）について、長期借入金を活用した全面改修整備を行い、全218室の改修整備を完了した。この整備により、新たな女子寮（桜寮）も整備された。

・ 「学生寮整備計画」

→ 「『平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書（資料編）』（64頁）, 【添付資料8-1】キャンパスマスタープラン等の策定や実現に向けた取組状況」のとおり。

・ 本学Webにおける学寮紹介のページ〔抜粋〕

福利厚生

学寮

本学の学生寮は、「本学の厚生施設として学生に良好な居住及び勉学の環境を提供するとともに、共同生活を通じて充実した学生生活に資することを目的」として、昭和41年～42年に小金井キャンパス隣接地に樺寮1棟～3棟、昭和47年に樺寮0棟（現桜寮）が、昭和61年に府中キャンパス隣接地に楓寮（女子寮）が、設置されました。樺寮は、築後40数年が経過し老朽化が進み、平成19年9月に新規入寮募集停止を経て、全面改修し、新たな学生寮として、平成22年3月に完成する予定です。

これにより、200室からなる樺寮（男子寮）と18室からなる桜寮（女子寮）が誕生します。

皆さんの入寮をお待ちしております。

男子寮（樺寮）

女子寮（桜寮）

（本学Webページより抜粋）

【添付資料 10-3】施設の維持管理の取組状況

(1) 施設管理の取組について

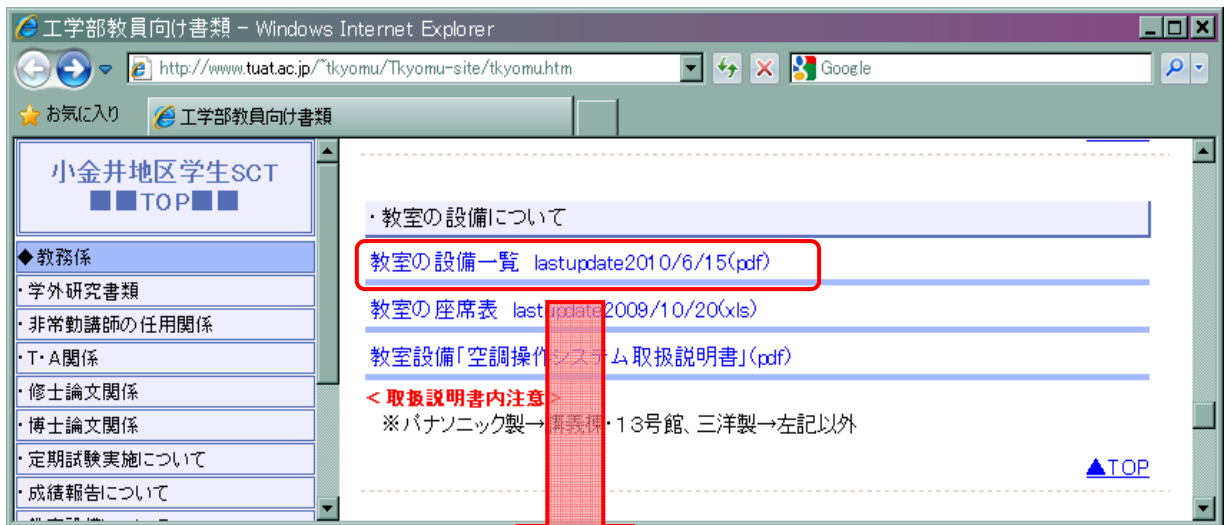
○ 巡回点検の実施及び施設情報のデータベース化

各キャンパスにおいて巡回点検を実施し、点検結果を「キャンパス施設マネジメント電算化システム」のデータ更新や講義室の設備情報の公開等に活用した。

・「キャンパス施設マネジメント電算化システム」

→「『平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書(資料編)』(68頁),【添付資料8-3】施設の維持管理の取組状況;(1)施設管理状況について」のとおり。

・小金井キャンパス講義室等の設備情報のWeb公表〔抜粋〕



講義室設備一覧 平成22年6月現在

場所	階	番号	定員	試験定員	マイク	プロジェクター	ビデオ	★DVD・CDブルーレイ	カセット	TVMONITOR	★書画カメラ	無線LAN	スクリーン	暗幕	椅子	冷暖房	備考
講義棟	1	L0011※	118	59	●	●	●	●				●	●	●	固定	リモコン	
		L0012※	110	63	●	●	●	●				●	●	●	固定	リモコン	
		L0013※	110	63	●	●	●	●				●	●	●	固定	リモコン	
		L0014※	87	50	有線	●						●	●	●	固定	リモコン	有線マイク利用可
		L0015※	51	27			●	CDラジカセ	●			●	●	●	固定	リモコン	
		L0016	96	58		●						●	●	●	移動可	リモコン	
		L0017※	96	58			●	●	●			●	●	●	移動可	リモコン	
	2	L0021※	118	59	●	●	●	●				●	●	●	固定	リモコン	
		L0022※	110	63		●	●	CD-MDラジカセ	●			●	●	●	固定	リモコン	
		L0023※	110	63		●	●	●	●			●	●	●	固定	リモコン	
		L0024※	87	50	有線	●	●	●				●	●	●	固定	リモコン	有線マイク利用可
		L0025	51	27								●	●	●	固定	リモコン	
		L0026※	317	176		●	●	●	★			★	●	●	固定	リモコン	
		3	L0031※	118	59	●	●	●	●				●	●	●	固定	リモコン
L0032※	110		63			●	●	●			●	●	●	固定	リモコン		
L0033	110		63								●	●	●	固定	リモコン		
L0034	12										●	●	●	固定	リモコン	ゼミ室	
L0035※	130		78		●	●	●	●			●	●	●	固定	リモコン		

(本学 Web ページ)

(2) 施設関連経費の配分状況

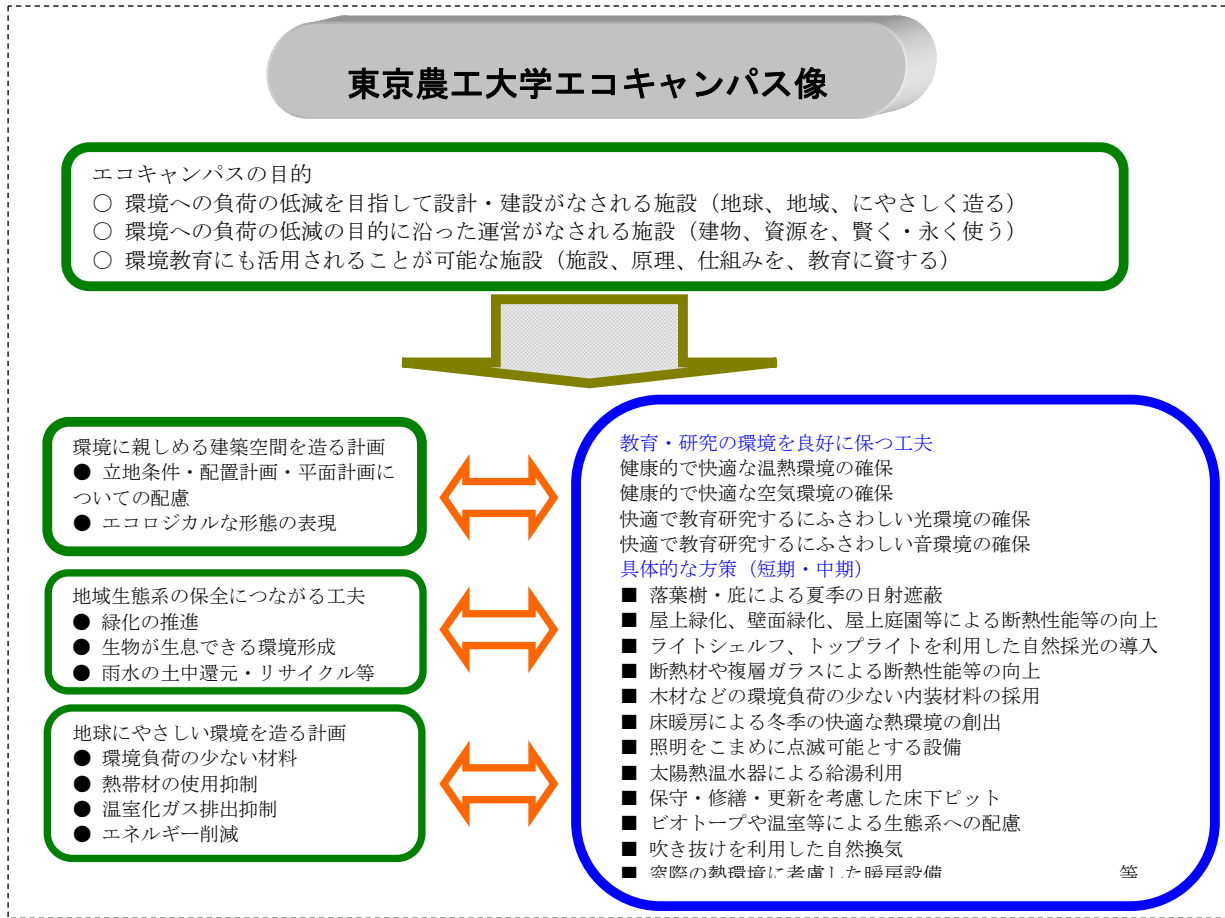
・平成21年度 施設整備費関連経費 整理表〔抜粋〕

●施設整備経費(目的積立金)				
種別	要求部局	要求事項	予定財源	配分額
アメニティ	キャンパス整備T	トイレ整備…(農)新4・5号館、(工)7・8号館(便所改修工事)	目的積立金	42,725
アメニティ	学生支援T	学生食堂整備…洗浄機、返却コンベアー・クリーンテーブル等	目的積立金	13,420
事業費	キャンパス整備T	府中第4住宅4号棟屋上防水及び外壁改修等工事	目的積立金	6,694
事業費	キャンパス整備T	塀のセットバック費用(西側道路部分)	目的積立金	8,106
事業費	キャンパス整備T	(工)工学領域融合基礎実験改修工事	目的積立金	100,000
事業費	キャンパス整備T	(工)中央棟屋上防水改修工事	目的積立金	17
事業費	キャンパス整備T	(工)中央棟屋上防水改修工事	大学運営費	4,129
事業費	キャンパス整備T	(農)8号館外壁改修工事	大学運営費	4,200
事業費	キャンパス整備T	産官学連携・知的財産センター、VBL棟屋上防水改修工事	大学運営費	6,784
事業費	キャンパス整備T	産学交流会館新築工事	目的積立金	90,000
事業費	キャンパス整備T	府中地区スポーツ健康科学棟改修設計業務(建築)	大学運営費	2,489
事業費	キャンパス整備T	FM唐沢山寄宿舍改修設計業務(建築)	大学運営費	693
事業費	キャンパス整備T	農学部敷地求積図作成作業(測量)	大学運営費	525
事業費	キャンパス整備T	既存建物調査費用他	大学運営費	2,499
事業費	資産管理T	農学部南門西側囲障等整備工事	大学運営費	2,016
事業費	農学府・農学部	府中キャンパス南門交換用地の舗装工事	大学運営費	2,016
事業費	農学府	1号館受電室の蓄電池の更新	大学運営費	1,480
事業費	キャンパス整備T	先進的植物工場施設整備費補助金学内負担分	目的積立金	39,700
事業費	キャンパス整備T	次世代建築物制御技術標準化実証事業学内負担分	目的積立金	27,400
事業費	工学府・工学部	東京農工大学小金井キャンパス南側樹木剪定【工学府、博物館】	大学運営費	4,958
事業費	工学府・工学部	課外活動プレハブ部屋1階床修理及び弓道場修理	大学運営費	1,646
アメニティ	工学府・工学部	講義棟前の歩道緑木の更新、ベンチ・花壇の整備	大学運営費	4,480
(中略)				
			小計	880,849
		使途未定分	目的積立金	0
			大学運営費	0
			小計	0.0
		計画的整備 計		880,849
緊急修繕費	図書館	府中図書館第5閲覧室漏水修理等	大学運営費	2,149
緊急修繕費	FSセンター	1号温室外部自動開閉遮光装置等改修工事	大学運営費	5,339
緊急修繕費	学生支援T	館山荘老朽化(塩害)による緊急修繕	大学運営費	876
			小計	8,364
緊急修繕費		使途未定分	大学運営費	0
			小計	0
		緊急修繕費 計		8,364
		施設整備経費 計		889,213

【添付資料10-4】省エネルギー対策等や地球温暖化対策に関する取組状況（中長期的な目標やその達成状況、取組状況等）（～平成21年度）

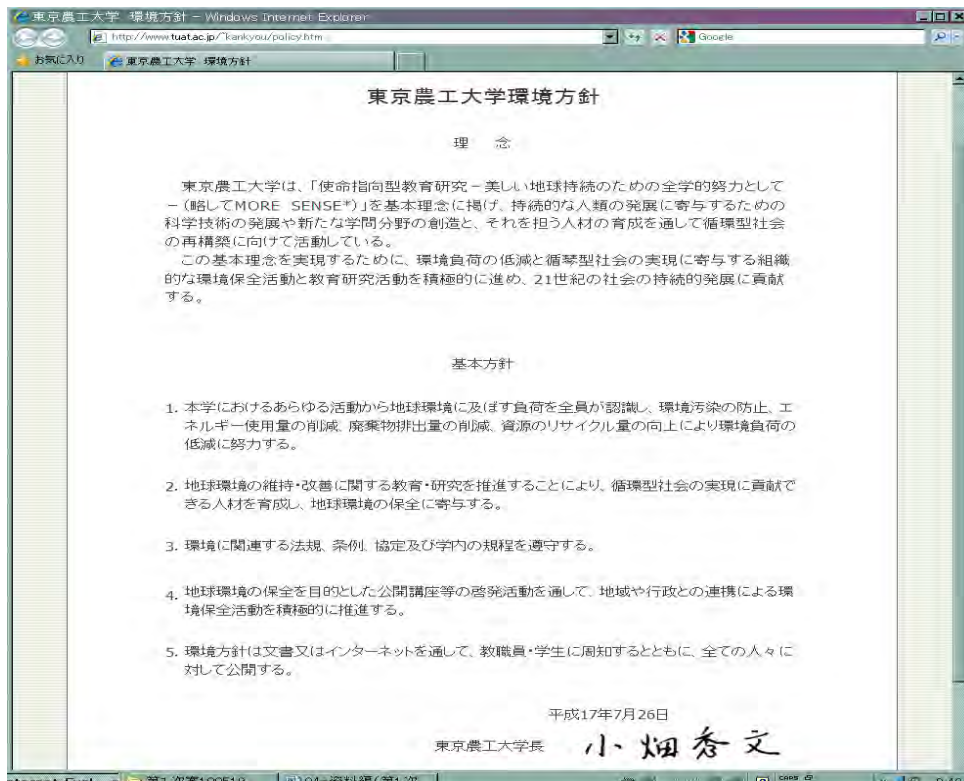
(1) 中長期的な目標の設定（平成17年度策定）

・「東京農工大学エコキャンパス像」



（「キャンパスマスタープラン」）（図12）抜粋

・「環境基本方針」



(2) エコキャンパス実現に向けた取組状況 (平成 21 年度の取組状況)

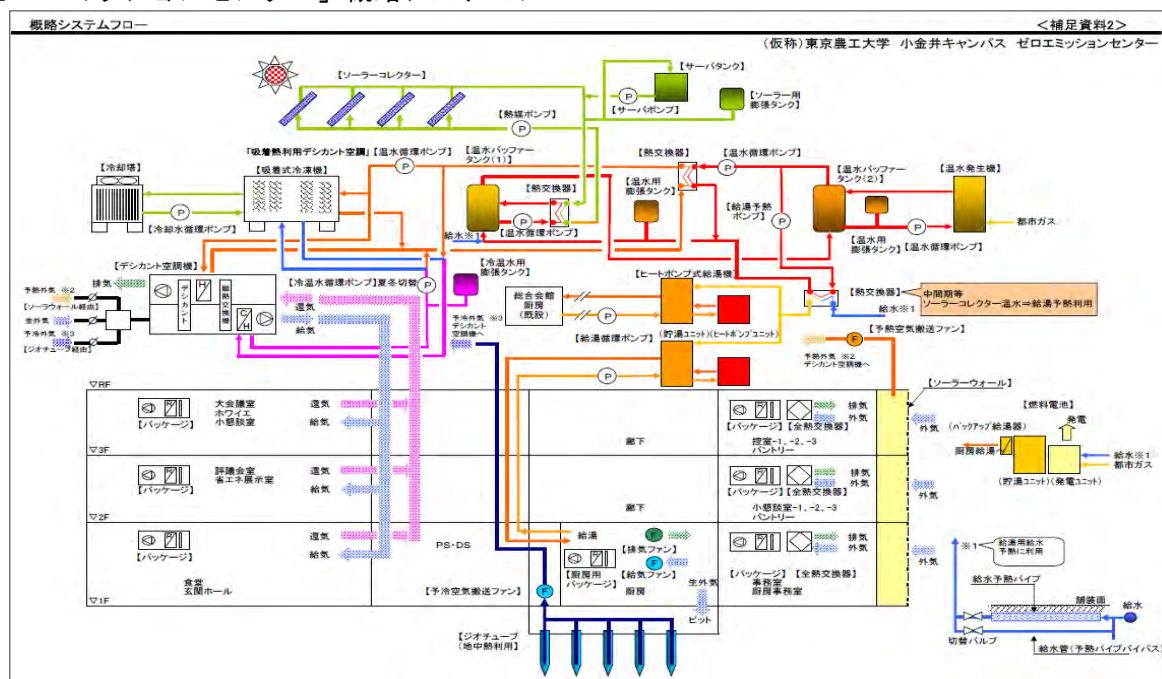
○ 施設整備におけるエコキャンパスの実現に向けた整備状況

- ・「キャンパス・アメニティ総合整備計画」(優先・重点ゾーン)の整備状況
→ 本資料編 100 頁 : 【添付資料 10-1】(2) のとおり。

○ 環境を配慮した施設事業等の実施

NEDO の次世代省エネルギー等建築システム実証事業に、本学の『複数建物連携によるキャンパス内建物群の省エネルギー運用実証事業』が採択され、これに伴い小金井キャンパスに「ゼロエミッションセンター」を建設することとした。また、経済産業省の事業による太陽光・人工光併用型「都市型植物工場研究施設」を府中キャンパスに建設することとした。(平成 22 年度完成予定)

・「ゼロエミッションセンター」概略システムフロー



・「都市型植物工場研究施設」の概要

設計計画結果要
Confidential

事業名称: 高収量健康果樹管理技術開発のための都市型植物工場研究施設整備事業
施設名称: 農工大ブルーベリー・キャンパスファクトリー (Shibu_2019.11.29)

設計施工の重点課題(機能)

- ▶ 春夏秋冬の季節空間を同時に並列実現する。
- ▶ 異なる季節空間の中を樹体が季節を感知しながら移動する
- ▶ 季節空間と樹体生育が同時に記録・モニタできる
- ▶ 管理作業とその結果が記録されデータベースとして蓄積
- ▶ 総消費エネルギーの最小化システム

課題の解決手法

- ▶ 春夏秋冬の季節定義と熱フラックス制御による空調管理
- ▶ 個体の生体計測システムと環境制御システムの連動
- ▶ 個体データベース管理 (顧客管理 + GIS + CALS)
- ▶ 「精密農業」システム (「時間 + 場所 + 事実」による管理)
- ▶ 俯瞰的工場生産管理システム

ソフトを箱物に埋め込む

焦点と目的

- ▶ 太陽光・人工光併用型「果樹」工場モデル: 果実収量の6倍化
- ▶ ライフサイクルの倍速化: 果実の周年供給
- ▶ 樹体健康管理の自動化: 生産性維持 + 樹体繰返し利用
- ▶ ブランド化: 高付加価値の果実生産
- ▶ 作業の自動化: 知能化・省力化
- ▶ 環境負荷の低減: エネルギー自立型植物工場

目的達成の方法

- ▶ 収量6倍化: 品種、ライフサイクル倍速化、結実割合2倍化
- ▶ 周年供給: 回転寿司のごとく春夏秋冬の部屋を自動搬送
- ▶ 樹体健康管理: 樹勢管理・樹体若返り法、免疫力向上
- ▶ 高品質化: 機能性成分、栽培法標準化・非破壊熟度判定
- ▶ 知能化・省力化: 栽培情報蓄積、小型鉢樹体管理
- ▶ エネルギー自立化: 地下・地上2階構造、エネルギー収支

知財戦略基軸の植物工場

春夏秋冬の自動化管理システム

ブルーベリーの二期作化

4月	5月	6月-8月	7月-10月	11月-3月
萌芽	開花	果実肥大 葉面伸長	収穫	花芽分化・落葉 同化産物蓄積
2ヶ月半~4ヶ月			4ヶ月	4ヶ月

1期作: 11月-3月 (休眠) → 休眠の長さを利用して翌年産量を拡大する

2期作化: 2ヶ月 (萌芽) → 2ヶ月 (開花) → 2ヶ月 (果実肥大) → 6ヶ月 (収穫)

二期作化の特長

- ▶ 消費エネルギーが少なく、高品質、多収性の品種を使用
- ▶ CO2施肥・光量・温度コントロールによる高収量・高品質による生産性向上
- ▶ 樹体による生育分布の倍速化・CO2施肥による周年供給の確保
- ▶ 知能化による自律的な管理

季節を定義し季節制御システムを実現する
1. 気候日較差の1週間トレンド, 2. 平均気温の1週間トレンド, 3. 日照時間の週トレンド
4. 湿度の週トレンド, 5. 気圧の週トレンド → 府中キャンパスエリアに適用

107

○ 温室効果ガス対策小委員会の設置（平成 21 年度）

- ・ 『本質効果ガス対策小委員会』の設置について

第 21-19 回役員会 承認

『温室効果ガス対策小委員会』の設置について

＜設置目的＞

東京都「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」の改正により、平成 22 年 4 月 1 日から都内大規模事業所に対して温室効果ガス排出量の削減が義務付けられることから、温室効果ガス排出量削減に関する企画・立案及び検証を実施ため、環境・安全衛生委員会の下に温室効果ガス対策小委員会を設置する。

＜所掌事項＞

- ・ 温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組みの企画・立案に関すること
- ・ 地球温暖化対策計画の策定に関すること
- ・ 温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組み状況の検証に関すること
- ・ 地球温暖化対策報告の作成に関すること
- ・ その他必要な事項

＜小委員会構成員＞

- ◎小野環境安全管理センター長＜委員長＞
- 竹本環境・安全衛生委員会委員長＜副委員長＞
 - ・ 普後環境安全管理センター副センター長
 - ・ 安部環境安全管理センター副センター長
 - ・ 府中地区（事業所）総括管理者* 1 名
 - ・ 小金井地区（事業所）総括管理者* 1 名
 - ・ 総括チームリーダー（総務担当、財務担当、学生担当）
 - ・ 財務企画チームリーダー
 - ・ 資産管理チームリーダー
 - ・ キャンパス整備チームリーダー
 - ・ 総務チームリーダー
 - ・ 府中地区事務長
 - ・ 小金井地区事務長
 - ・ 環境安全管理センター専門職員 2 名

（※）環境確保条例（第 6 条の 2）及び同条例施行規則（第 4 条の 24）において、事業所ごとに総括管理者を選任して、

- ①事業所における地球温暖化の対策の実施状況の把握
- ②事業所における従業員への地球温暖化の対策に関する指導及び監督
- ③事業者への意見の申出

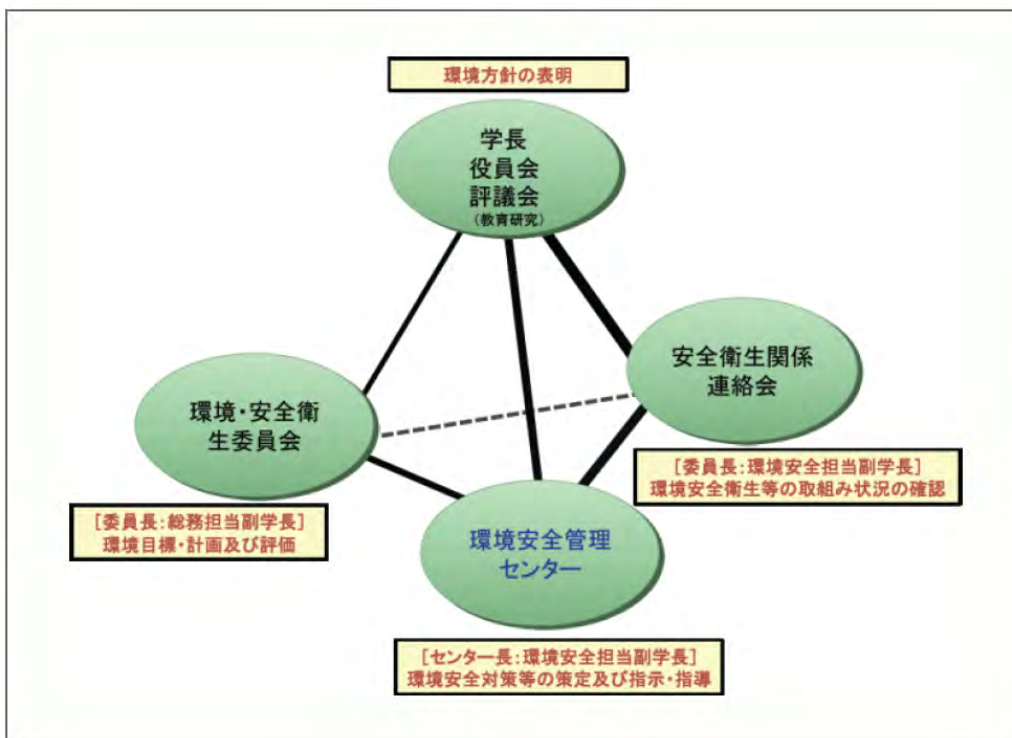
の職務を行うことが規定されている。

【添付資料 1 1 - 1】災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理の体制・マニュアル等の整備・運用状況が確認できる資料

(1) 危機管理体制の整備

○ 本学の危機管理体制について

・ 体制図



(本学 Web ページより抜粋)

○ 環境安全管理センターの設置状況 (平成 20 年 11 月設置)

・ センターの業務内容

- 業務内容
- 健康安全対策等の策定、指示および実行
 - 環境保全対策等の策定、指示および実行
 - 環境管理施設の管理および運営
 - 危機管理体制・対策の策定、指示および実行
 - その他環境安全衛生に関すること

(本学 Web ページより抜粋)

・ センターの構成

- センタースタッフ
 - ・ センター長 (理事・環境安全担当副学長)
理事 (環境安全担当副学長) 小野 隆彦
 - ・ 副センター長 (2名)
教授 (教育研究評議員兼農学府副府長) 普後 一
本学名誉教授 安部 浩
 - ・ 専門職員 (2名) 浜田 正人
神谷 穹
 - ・ 事務職員 (1名) 村田 美香
- センター関連スタッフ
 - ・ 環境管理室無機廃液処理業務担当 山田 茂
[東海エンジニアリング(株)]

(本学 Web ページより抜粋)

・環境安全管理センターWeb ページの整備状況

東京農工大学 環境安全管理センター - Windows Internet Explorer
 http://www.tuat.ac.jp/~kankyou/index.shtml
 Google

東京農工大学 環境安全管理センター
 〒183-8538
 東京都府中市晴見町3-8-1
 Tel (学外) 042-367-5933
 (学内)内線 5933

環境安全管理センターについて

安全活動・安全管理 学内専用

環境活動・環境管理

防災活動・危機管理 学内専用

環境安全管理関連法令・学内規則とコンプライアンス

申請書・標識等 学内専用

アクセス・お問い合わせ

リンク集

事故、事件、災害発生時・発見時 緊急連絡先 【学内専用】

薬品管理システム【IASOR】とリンク

環境安全管理に関する最新情報の提供

Topics //お知らせ

2010.4.1 X線装置登録一覧・電子顕微鏡設置一覧を掲載。
 2010.3.3 管理下でない放射性同位元素等に関する一斉点検の依頼
 2010.3.3 【重要】薬品管理システムURL変更について
 2009.10.1 「2009 環境報告書」を掲載。
 2009.6.15 「大規模地震に対応した自衛消防力の確保に係る消防法令の改正について」
 2009.4.1 「事故、事件、災害発生時における緊急連絡及び報告等に関する要項」の制定。
 2009.3.1 「放射線障害予防規程」を改訂。
 2009.2.27 「病原性微生物等安全管理規程」の一部改訂

What's New //更新情報

2009.6.3 【安全活動・安全管理】「事故災害発生状況2008」を掲載。
 【申請書・標識等】「特化則の標識」に<ホルムアルデヒド>を追加。
 2009.4.27 【環境安全管理センターについて】「センター長ごあいさつ」を掲載。
 2009.4.10 サイトマップを掲載。
 2009.4.1 環境安全管理センターホームページを開談。

(本学 Web ページ)

・環境安全管理センターにおける安全教育等の取組事例

◆《事例1》防火防災訓練の実施 (学報 493 号より)

1月19日(火)、府中キャンパスにおいて、府中市役所および府中消防署の協力により、防火・防災訓練を実施しました。当日は、天候にも恵まれ、農学部本館前に教職員および学生約80人が参加して、國見裕久農学府長の挨拶の後、起震車の体験、消火器による訓練、電話を使用した通報訓練を3班に分かれて順次行いました。

起震車は、正面の画面に部屋が揺れてタンス等が倒れる映像が映し出され、1度に4人が体験できるようになっています。今回は、阪神淡路大震災時の第1波を想定し、震度7で約30秒続いた揺れの程度を、安全を考慮して、床面から5cmまでの縦揺れで訓練を行いましたが、手すりにつかまらなければ立っていることができないほどの衝撃がありました。(中略)

消火器による訓練では、消火器の扱い方について説明を受けた後、実際に仮想の火元に対して消火訓練を行いました。

(以下、略)



(本学 Web ページより抜粋)

◆《事例2》TAセミナーにおける安全教育（学報484号より）

4月15日（水）、小金井、府中の両キャンパスにおいて、大学教育センター主催のTA（ティーチング・アシスタント）セミナーが開催され、両会場併せて340名のTA学生が参加しました。

このセミナーは、TAが教員と一体となって教育にあたるのが重要であるとの立場から大学教育センターが主催し、平成17年度から行われているものです。本年度も昨年度と同様に「安全教育」の時間を設け、**実験・実習での「危険事例」を紹介し、また、様々なトラブルに対応できるTAの養成を目指して、ワークショップ形式も充実させています。**

当日は、大学教育センター専任教員の調麻佐志准教授から「TAの業務」と題して、本学のTA実施要項、業務内容、学生指導のポイントについて説明が行われ、**環境安全管理センターの浜田正人専門職員から「実験・実習」での事故・災害例を交え「実験者の安全心得」について講義が行われました。**最後に、講義の内容を深めるため、TAに従事する際に遭遇する様々な状況に対して、事例を紹介しながらクイズ形式で考えさせるワークショップも行われました。

参加した学生からは、「やることははっきりしていて良いセミナーだと思います」、「ワークショップは難しかったですが、すごく参考になりました」等の意見があったことから、本セミナーの成果が、教員とTAが一体となった教育改善に生かされることが期待されます。



（本学 Web ページより抜粋）

◆《事例3》非常食の試食会の開催

・「非常食の試食会」について（通知）〔抜粋〕

「非常食の試食会」について

防災ボランティアを行うことを目的とした学生が「TAT-SPORTA」というサークルが立ち上がりました。そのTAT-SPORTAと環境安全管理センター、学生活動支援センターの共催で生協にご協力いただき、大学に備蓄している非常食の試食会を下記の通り開催いたします。

・ TAT-SPORTA 活動報告「非常食の試食会について」

採択企画の活動 | 学生活動支援センター - Windows Internet Explorer

http://www.tuatac.jp/

お気に入り 採択企画の活動 | 学生活動支援センター

採択企画の活動

ホーム >> 新しい地球人をつくるプロジェクトについて >> 採択企画の活動

TAT-SPORTA主催 非常食の試食会を開催しました！

12月1日（火）16時30分から府中キャンパス生協食堂で、学生・教職員を対象の非常食試食会を開催しました。

半年後に消費期限を控えた非常食（防災救助用アルファ化米・けんちん汁、とん汁）を使用し、大学に保管してある非常食がどのようなものであるかを体験してもらいました。

当日は、学生・教職員を含め約100人が参加しました。

水もしくはお湯を注ぐだけで食べられるアルファ米のごはん、お湯を注いで作るけんちん汁、とん汁はどれもとてもおいしく、おかわりする学生もいたほどでした。

災害時の心構えや防災の理解を深めるいい機会になりました。

（本学 Web ページ）

◆《事例4》緊急連絡訓練

・「緊急連絡訓練について」及び「緊急連絡訓練実施結果報告」〔抜粋〕

平成 21 年 10 月 20 日	緊急連絡訓練について
目 的 :	最新の「緊急連絡網」を使って、連絡訓練を実施し、緊急連絡に慣れるとともに問題点を把握し改善に役立てる
実 施 日 :	平成 21 年 10 月 23 日 (金) 20 時～
参 加 者 :	教職員全員 (ただし、出張者、休業者を除く)
想 定 :	マグニチュード 7.3 の直下型地震が発生 府中・小金井地区の震度は 6 弱
実施方法 :	総務チームリーダーからの発信により「緊急連絡網」に従 総務チームリーダーは職場の電話から連絡するので着信拒 とを確認しておいてください。一次・二次呼集者に連絡が 線の通り連絡してください。
(第 21-16 回役員会 資料)	

平成 21 年 10 月 28 日	
緊急連絡訓練実施結果報告	
1. 訓練の内容	
実施日時 :	2009 年 10 月 23 日 (金)
発災想定 :	20 時 震度 6 弱の地震発生
連 絡 :	武蔵総務 T L から連絡をスタート 今回は伝わるかを主体に訓練した。(内容が正確に伝わるかは検証せず) また、フィードバック訓練は行わなかった。
2. 訓練結果	
*今回、各チーム内の訓練を実施しなかった部場あり。	
*返事があった方々への、連絡時間は次の通り。	
受信時間	～15 分 ～30 分 ～45 分 ～60 分 60分以上
2005.9.1	19 20 23 9 1 72
2007.10.27	15 48 64 13 8 148
2009.10.23	18 12 30

○ 東京農工大学と地域を結ぶネットワークの構築

・地域防災協力ネットワーク連絡会 議事要旨〔抜粋〕

平成 21 年度 地域防災協力ネットワーク連絡会	
日 時 :	平成 21 年 12 月 10 日 (木) 13:30～14:40
場 所 :	東京農工大学 本部管理棟 2 階 第 1 会議室
出席者 (順不同、敬称略)	
府中市	環境安全部 防災課 危機対策課 大木忠厚
小金井市	総務部 地域安全課 主査 岩崎隆宏
大学	環境安全管理センター センター長 小野隆彦 副センター長 普後 一、安部 浩 専門職員 浜田正人、神谷 穹 兼務職員 武蔵高之、千葉 進、田川恵二、青木教明、横井敏勝 TAT SPORTA 指導教員 植竹照雄 資産管理 T L 齋藤徳彦 広報・社会貢献 T L 駒野 亮 府中地区総務 T L 一杉和良 キャンパス整備チーム 大河内直樹
議 事 :	
東京農工大学の震災対応「地域防災拠点として本学の果たすべき役割について」を主体に下記資料を使用して説明後議論した。	
TAT SPORTA の説明を植竹先生にお願いした。ここまで学生が地域防災を考えているとは驚きでありすばらしいとの意見を両市からいただいた。両市との連携をどうするかが、今後の課題である。府中市では「府中国際交流サロン」を設け、日本語教育等を実施しており、ここと農工大の「国際交流センター」との接点を作るのも今後の方向である。	
AED の設置、震災対応備品について市側にコメントをいただいた。両市の状況についても説明をいただいた。これらを参考に農工大の状況を改良する。	
ボランティア活動及び広域避難場所での地域住民との接点をどうするかも議論した。是も今後の活動に生かしていく。	

(第 21-8 回環境安全衛生管理委員会 資料)

(2) マニュアル等の整備

○ 危機管理マニュアル（各種個別マニュアル）の整備状況


・全体の策定状況：

「『平成20事業年度に係る業務の実績に関する報告書（資料編）』（73頁），【添付資料9-1】災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理の体制・マニュアル等の整備・運用状況が確認できる資料；（2）マニュアル等の整備」のとおり。

○ 平成21年度に策定・改定された要項・マニュアル

・危機管理マニュアル（各種個別マニュアル）一覧

下線が引いてあるものは、平成21年度に制定又は改定したものを。

<p> 危機管理マニュアル</p> <p>0. 全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 0-1 危機管理基本要項 ● 0-2 危機管理基本マニュアル <p>1. 自然災害に関するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 1-1 地震対応マニュアル ● 1-2 地震発生時の初動マニュアル ● 1-3 <u>風水害(台風・豪雨)対応マニュアル【改訂】</u> <p>2. 施設に関するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2-1 火災・爆発対応マニュアル ● 2-2 建物及び附属設備に基づく事故対応マニュアル ● 2-3 有害物等の盗難・紛失・飛散・逃亡・汚染事故対応マニュアル <p>3. 業務に関するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 3-1 <u>実験・危険作業・有害作業中事故対応マニュアル</u> ● 3-2 公用中・フィールドワーク中・キャンパス移動中事故対応マニュアル <p>4. 学生に関するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 4-1 <u>学生の課外活動における事故・交通事故対応マニュアル</u> <p>5. 不祥事・犯罪に関するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 5-1 <u>大学の資産・備品の盗難・破損等の事故対応マニュアル</u> ● 5-2 不審者侵入対応マニュアル <p>6. 健康に関するリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 6-1 <u>感染症・食中毒発生対策マニュアル(一般)</u> ● 6-2 <u>新型インフルエンザ対策マニュアル【改訂版】</u> <p>7. 海外でのリスク</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 7-1 海外でのリスクに伴う危機管理対応マニュアル

(本学 Web ページより抜粋)

・ 新型インフルエンザ対策マニュアル〔抜粋〕

新型インフルエンザ対策マニュアル

平成 21 年 10 月 14 日改訂
平成 21 年 8 月 24 日策定

1. 目的

本マニュアルは、新型インフルエンザに関して、厚生労働省が定める運用指針等に基づき、感染蔓延を防止することを目的として、講じる措置等を定めるものである。

3. 緊急対策 (中略)

1) 対策本部の設置

発症の状況(リスト)から、同一集団で複数人が発症している疑いがあれば、学長を本部長とする新型インフルエンザ対策本部を設置する。

4) 対策本部 (中略)

対策本部会議において、休講等必要な対策を検討し決定・実施するものとする。

① 授業休講等の取扱い

同一集団で複数人の感染者が発生した場合の授業等については、次のとおり取り扱うこととする。

一、授業休講等の取扱い

ア 同一学科(専攻)・同一学年の集団において、7日以内に概ね20%以上の感染者が発生した場合は、達した日の翌日から7日間、当該学科(専攻)・学年の授業を休講とする。ただし、発症した同一学科(専攻)・同一学級の状況に応じて、授業科目単位で休講とすることもある。

イ 休講した授業に対する補講については、大学が定める補講期間又は授業担当教員の判断による任意の日のいずれかで実施するものとする。なお、補講を実施することが困難な場合には、レポート等により補講に代えることができる。

ウ どちらかのキャンパスで全学科等において、各学科等に概ね20%以上の者が感染者として診断された場合は、その後の感染拡大防止を勘案し、当該キャンパス全体について休講措置を講ずることがある。この場合の代替授業等については別途検討する。

エ アの休講措置の決定については、各部署担当の学生サポートチームからの報告に基づき、総括チームリーダー(学生担当)において休講措置を決定し、対策本部に報告することで差し支えないものとする。

(以下、略)

上記マニュアルに基づき、休講措置等の対策を実施したほか、本学 Web にて迅速な情報提供を行った。

・ (参考) 本学 Web ページ「新型インフルエンザについて」

本学学生及び教職員の皆様へ

新型インフルエンザ対策本部

お知らせ

10月1日から後学期が始まったところですが、本学府中キャンパスにおいて、学生数名の新型インフルエンザへの感染が確認され、当該学生の参加する授業を休講にする等の措置をとりました。今後、このような事態が続く可能性もあり、学内における感染拡大防止を図るためにも、学生、教職員におかれましては、手洗い、うがいの励行等感染防止に努めていただくようお願いいたします。

また、休講等の情報については、学内設置の掲示板、SPICA等により確認して下さい。

[【重要】インフルエンザ発症に伴う休講措置について\(10月7日\)](#)

[【重要】新型インフルエンザについて\(【Important Notice】The new type influenza\)\(9月8日\)](#)

[【重要】新型インフルエンザに関する対応について\(8月24日\)](#)

(本学 Web ページ)

【添付資料 1 1-2】研究費の不正使用防止のための体制、ルール等の整備・運用状況が確認できる資料

(1) 研究費の不正使用防止のためのマニュアル等の整備について

○ マニュアルの策定状況

- ・「競争的資金等の取扱いに関するマニュアル」

→ 『平成 19 事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成 16～19 事業年度）に係る業務の実績に関する報告書（資料編）』（90 頁）、【添付資料 10-2】研究費の不正使用防止のための体制、ルールの整備状況；(1) 『競争的資金の取扱いに関するマニュアル』の策定について』のとおり。

(2) 研究費不正使用の防止等について、学内への周知

前年度に引き続き、科学研究費補助金に関する説明会や共生科学技術研究院の教授会において、研究費の不正防止について学内教職員に説明し、周知徹底した。

- ・科学研究費補助金の申請及び使用に関する説明会議事次第〔抜粋〕：平成 21 年 10 月 7・8 日

科学研究費補助金の申請及び使用に関する説明会

I. 開催日時 府中地区 : 10月7日(水) 13:00～
小金井地区: 10月8日(木) 16:30～

II. 場 所 府中地区 : 農学部本館講堂
小金井地区: 新1号館 LO111

III. 説明会内容

(司会進行) 府中地区 : 高橋幸資 研究院副院長
小金井地区: 大野弘幸 研究院院長

1. 科学研究費補助金の申請について

- ①科学研究費補助金計画調書の作成要領について
- ②平成 22 年度科学研究費補助金の変更点について
- ③電子申請システムの実演

説明者: 堤研究院副院長 (③は事務局)

④質疑応答

2. 科学研究費補助金の不正使用の防止及び繰越について

- ①科学研究費補助金の不正使用の事例
- ②科学研究費補助金の不正使用に伴う応募資格の停止について
- ③執行上の注意について

説明者: 監査室 係長

④科学研究費補助金に係る歳出予算の繰越しの取扱いについて

説明者: 研究支援・産学連携チーム 研究支援係 係長代理

⑤質疑応答

- ・「平成 21 年度第 1 回共生科学技術研究院教授会記録」〔抜粋〕

(8) 研究者倫理について
堤副院長から、資料に基づき、研究者倫理について説明があった。

(9) 研究費の不正使用の防止について
堤副院長から、資料に基づき、研究費の不正使用の防止について説明があった。

- ・(参考)「科研費の不正使用防止について」及び「研究者倫理について」〔抜粋〕

9. 研究費の不正使用の防止について

不正受給及び不正使用の防止について
研究費の不正受給・不正使用⇒国民の期待や信頼を失墜
不正行為⇒不正を行った研究者個人のモラルの問題
各研究者⇒最新の競争的研究資金の制度を十分理解し、使用ルールの趣旨を踏まえた適正使用が必要

最近の科学研究費補助金の不正使用・不正受給の事例

- ・【預け金】架空取引で業者に預け金として管理させる
- ・【カラ出張】実体を伴わない出張旅費を支払わせる
- ・【カラ謝金】実体を伴わない謝金を支払わせる

学生へ支払われた謝金を回収し、他の目的に使用する

- ・競争的研究資金の研究活動以外への充当や他経費と区分しない使用
- ・補助金受給資格等がないため、事実と異なる書きを記載して受給
- ・他人の氏名を用いて応募し受給


8. 研究者倫理について

研究費の不正使用や研究活動におけるデータ捏造の不正行為等が指摘、発覚
⇒研究活動の不正行為は科学の発展を妨げ、研究に対する社会の信頼を損なう行為

- 研究者倫理の意識向上
- 研究費の不正使用防止
- 産学連携の推進

《本学における取り組み》
研究院が主体となって
「研究者行動規範」及び「研究者等の倫理に関するガイドライン」を制定
・不正防止のための冊子「研究推進上の注意事項について」を作成・配布

★本年度から新しく、**「研究者等の倫理に関するガイドライン」**を作成・配布(学生向け)



(平成 21 年度第 1 回共生科学技術研究院教授会 説明資料)

- ・「東京農工大学における研究推進上の注意事項について」〔抜粋〕

上記教授会で全教員に配布。『競争的資金等の取扱いに関するマニュアル』の内容を掲載。

<p>東京農工大学における 研究推進上の注意事項等について</p> <p>2009年6月 東京農工大学 大学院共生科学技術研究院</p>	<p style="text-align: center;">< 目 次 ></p> <p>東京農工大学の研究倫理について 1</p> <p>東京農工大学研究者行動規範 3</p> <p>東京農工大学研究者等の倫理に関するガイドライン 5</p> <p>国立大学法人東京農工大学研究上の不正に関する取扱い要項 7</p> <p>1. 研究費の適切な使用に向けて 11</p> <p>1) 科研費ハンドブック【主要部分抜粋】(平成20年4月) 13</p> <p>2) 平成20年度科学研究費補助金使用上の大きな変更点について 21</p> <p>3) 研究活動の不正行為への対応に関する規程(独立行政法人日本学術振興会) 23</p> <p>4) 研究活動の不正行為への対応に関する科学研究費補助金における運用方針 29</p> <p>2. 東京農工大学の利益相反について 33</p> <p>1) 国立大学法人東京農工大学利益相反ポリシー 35</p> <p>2) 国立大学法人東京農工大学利益相反規程 39</p> <p>3) 国立大学法人東京農工大学利益相反Q&A 42</p> <p>4) 国立大学法人東京農工大学利益相反マネジメントガイドライン 72</p> <p>3. ヒトを対象とする研究について 75</p> <p>1) 国立大学法人東京農工大学ヒトを対象とする研究に関する倫理委員会要項 77</p> <p>2) ヒトを対象とする研究計画等の審査の流れ 81</p> <p>3) ヒトを対象とする研究計画等審査申請書等様式 82</p> <p>4) ヒトを対象とする研究計画等審査申請書の記入要領 88</p> <p>4. 参考資料 91</p> <p>競争的資金等の取扱いに関する「マニュアル」 93</p>
---	--

【添付資料12-4-1】平成17・18・19・20年度評価結果で課題として指摘された事項及びそれに対する平成21年度の対処の有無の一覧表

	評価年度	課題として指摘された又は今後に期待されるとの評価を受けた事項	平成21年度における対処の有無
指摘事項1	平成17年度	事件・事故対応、薬品管理等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が期待される。また、危機管理に関しては、全学的・総合的な危機管理体制の確立が求められる。	有 (実績報告書:中期計画【188】参照)
指摘事項2	平成18年度	年度計画「平成17年度に引き続き、プリメンテナンスに要する経費について、外部資金のオーバーヘッドの活用を詳細に検討する」(実績報告書24頁)については、オーバーヘッドの活用が検討されていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。	有 (実績報告書:中期計画【175】参照)

【添付資料12-4-2】年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏付け資料

◆《指摘事項1》全学的なマニュアルの策定及び危機管理体制の確立

○ 全学的なマニュアルの整備状況

- ・ 危機管理に関する全学的なマニュアルの整備状況

→ 本資料編113-114頁:【添付資料11-1】(2)のとおり。

○ 全学的・総合的な危機管理体制の確立

「環境安全衛生委員会」において、前年度に引き続き、本学の環境管理や危機管理について検討を行った。また、平成20年11月に設置した「環境安全管理センター」において、環境安全や危機管理に関する取組を実施した。

- ・ 平成21年度環境安全衛生委員会議題〔抜粋〕

21-2環境・安全衛生委員会		
日時	平成21年5月27日(水)14時00分から	
場所	50周年記念ホール	
議題		
項目	()は主な説明者	関連資料NO
1	(1)前回議事要旨について	01
2	審議事項	
3	報告事項	
	(1) 事故・災害報告(5月度)について(浜田委員)	02
	(2) 平成21年度 環境・安全衛生関係事業報告について(浜田委員)	03
	(3) 環境報告書2009の作成について(浜田委員)	04
	(4) 消防法改正に伴う本学対応について(神谷委員)	05
4	危機管理・個別マニュアルの紹介について	
	・不審者侵入対応マニュアル(武藤委員)	06
5	その他	
	(1)新型インフルエンザ対応について(武藤委員)	07
	(2)東京都エイズ・ピア・エデュケーション事業について(駒野 TL)	08

21-8環境・安全衛生委員会		
日時	平成21年12月16日(水)14時00分~15時00分	
場所	事務局3階第2会議室	
議題		
項目	()は主な説明者	関連資料No.
1	前回議事録要旨(案)の確認	資料01
2	審議事項	
	(1)「温室効果ガス対策小委員会」の設置について (武藤委員)	資料02
	(2)国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正について (武藤委員)	資料03
3	報告事項	
	(1)事故・災害報告(12月度)について (武藤委員)	資料04
	(2)農学部5号館における事故について (宮崎委員)	席上配布
	(3)平成21年度 環境・安全衛生関係事業報告について (浜田委員)	資料05
	(4)地域防災協力ネットワーク連絡会について (神谷委員)	資料06
4	危機管理・個別マニュアルの紹介について	
	(1)感染症・食中毒発生対策マニュアル (田川委員)	資料07
5	その他	
	(1)学長パトロールについて(案) (神谷委員)	資料08
	(2)環境安全関連講演会延期について (安部委員)	口頭

- ・ 環境安全管理センターの取組

→ 本実績報告書109-112頁:【添付資料11-1】(1)のとおり。

◆《指摘事項2》外部資金のオーバーヘッドを利用したプリメンテナンスの整備について

平成 21 年度も引き続き、外部資金のオーバーヘッドやレンタルラボのチャージの一部を活用してプリメンテナンスの整備を行った。

※「『平成 19 事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成 16～19 事業年度）に係る業務の実績 3 に関する報告書（資料編）』（94 頁）, 【添付資料 11-4-2】年度評価結果について検討し反映した具体的内容及び裏づけ資料；〈指摘事項 2〉外部資金のオーバーヘッドを利用したプリメンテナンスの整備について」参照

- ・ 工事・修繕等に係る オーバーヘッドによる「プリメンテナンス」関係支出データ

小金井地区における工事・修繕等に係るオーバーヘッドによる「プリメンテナンス」関係支出

平成21年度(H21. 4～H22. 3)の件数と工事費

項 目	件 数	金 額 (円)	備 考
空調関係	87件	8,418,041	
給排水関係	84件	10,325,776	
合 計	171件	18,743,817	